



別海町総合計画

みんなで つなぐ 実りある ふるさと 共創プラン



別海町
改訂版



第7次

別海町総合計画

みんなで つなぐ 実りある ふるさと 共創プラン

人がつながり 未来につながる
海と大地に夢があふれるまち

～いつも心に広がるふるさと べっかい～



はじめに

別海町では、平成21年度に「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べつかい ～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～」を町の将来像に掲げた第6次別海町総合計画がスタートしました。



町民と行政がともに「協働」の精神のもとで、人と自然、人と人が「共生」するまちづくり、環境や経済が「循環」するまちづくり、活気ある地域社会を構築するためのまちづくりを、各施策を中心に積極的に推進してまいりました。

この間、わが国を取り巻く内外の社会・経済情勢は大きな変化を遂げ、特に急速に進行する人口減少や高齢化などにより、地域は存亡に係る重大な状況に直面しています。また、観光や第一次産業をはじめとしたグローバル化による地域間競争の激化、さらには毎年のように各地で大きな被害をもたらす自然災害などは、本町においてもあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

こうした中で、先人たちのたゆまぬ努力により築かれた歴史ある文化や産業といった地域資源を受け継ぎ、ふるさとべつかいに「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるよう、本町が進むべき政策の基本的な方向性を示すため、「第7次別海町総合計画」を策定しました。

この計画では、目指すべき将来像を、「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと べつかい～」としました。世代や環境を越えた人と人のきずなを深め、豊かで美しい大自然を活用した産業の発展、さらに、ふるさとべつかいをいつまでも心の中に思えるような願いがこめられています。

この豊かなふるさと別海町を次世代へしっかりと引き継いでいくために、「みんなでつなぐ 実りある ふるさと 共創プラン」を合言葉に、町民の参画・協働のもと行政が一体となって計画を推進してまいります。

おわりに、この計画の策定にあたりご尽力賜りました総合計画策定審議会、町民検討委員やアンケートなどで貴重なご意見をお寄せいただいた多くの町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年 3月

別海町長

曾根興三

別海町章



今日の別海町を築いた先人の開拓者精神をたたえ、未来に勇気と希望をもって、さらに躍進する別海町の象徴として町民ひとしく誇りと愛着をもつ、町章を制定するものである。

別海町の花

「センダイハギ」



野付半島の竜神岬一带の草原砂地に群生し、黄と緑に点影の浜辺に遊ぶ牛馬の群れは、北方風物詩ここにありの感を強烈に与え、情緒豊かな絶勝の地となります。

根室内の海岸線は他に砂地はなく、唯一の群生地として、海岸草原の美しさからセンダイハギを町の花と制定しました。

別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

別海町の木

「ナラ」



未開の地に入植した人たちは、掘立小屋を建てるために雑木林のナラを切って柱材とし、開墾をするときは根掘りに汗を流して、また冷害凶作には炭、薪として換金するなど、開拓の歩みの中には忘れることのできない存在です。

数少なくなったナラの木、巨木として残ったナラの木をどこかにみると、風雪に耐えて強くたくましく生長する姿は、町の永い開拓の歴史と、さらに発展する姿を象徴するにもっともふさわしいものとして定めたものです。

別海町の鳥

「ハクチョウ」



遠くシベリア東部から越冬のため南下し、毎年10月初旬から飛来して湖を縦横する優雅な姿が眺められ、以後、日が経つにつれて数が増していきます。

しかし、湖面が完全に凍結する12月下旬には、安住の地を求め野付湾内、春別川口に移動し、1月上旬から3月中旬まで生息します。

このように白鳥の飛来地としての本町が、多くの町民から愛され親しまれている白鳥を町の鳥としたものです。

別海町歌

一、東の大地赤輪仰ぎ

広野を拓きし我が父祖よ

あゝたくましく酪農の夢まどか

大別海のあゆみぞ誇れる

二、流水白くオホーツクとぞす

さく風ついてはちからよ

あゝさかんなり燃ゆる血も赤々と

大別海に生きぬく我等は

三、春風やわく無限のみどり

悠揚たりや乳牛のむれ

あゝゆたかなりこの郷はとこしえに

大別海の未来をはぐくむ

四、白鳥高く大空翔ける

入江に漁る打瀬舟

あゝうるわしきこんぺきの波寄せる

大別海の未来ぞかゝやく

目 contents 次

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の目的	3
2 総合計画の役割	4
3 計画の構成と期間	5
第2章 別海町を取り巻く動向	6
1 時代の潮流	6
2 別海町の概要	7
3 別海町の課題	16

第2部 基本構想

第1章 別海町の将来像	21
1 目指すべき将来像	21
2 将来像を実現するための基本目標	22
3 施策の体系	23

第3部 将来像の推進プラン

第1章 3つのポイント	27
1 人がつながり 未来につながるまち べつかい	28
2 海と大地に夢があふれるまち べつかい	29
3 いつも心に広がるふるさと べつかい	30

第4部 基本計画

第1章 地域資源を生かした産業のまち	33
1 農業の振興	33
2 林業の振興	36
3 水産業の振興	38
4 観光の振興	41
5 商工業の振興	43
6 雇用・勤労者対策	45
第2章 人と自然が調和するまち	47
1 環境に配慮した自治体の形成	47
2 ごみ処理等循環型社会の形成	50
3 公園等の整備と緑化の推進	52

第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち	54
1 健康づくりの推進	54
2 医療体制の充実	57
3 地域福祉の充実	59
4 子育て支援の充実	62
5 障がい者（児）支援施策の充実	65
6 高齢者施策の充実	67
7 社会保障の充実	70
第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち	72
1 社会教育の推進	72
2 学校教育の充実	74
3 青少年の健全育成	78
4 地域文化の振興	80
5 スポーツの振興	82
6 交流時代への対応	85
第5章 安全に、安心して住み続けられるまち	87
1 まちづくり景観と市街地活性化	87
2 住宅・宅地の整備	89
3 道路・交通網の整備	92
4 水道の整備	94
5 下水道の整備	96
6 地域情報化の推進	98
7 消防・救急体制の充実	100
8 防災対策の推進	102
9 交通安全・防犯対策の推進	104
10 消費者保護の充実	106
第6章 参画と協働で共につくるまち	108
1 住民参画のまちづくり	108
2 コミュニティ活動の促進	110
3 人権の尊重	112
4 北方領土対策の推進	114
5 時代に対応した自治体経営の推進	116

資料編

用語解説	121
諮問・答申	124
策定の経過	126
策定組織の構成	128
第7次別海町総合計画策定審議会委員名簿	131

第1部 序論



第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の目的

本町は、2009年度（平成21年度）に「第6次別海町総合計画」を策定し、「笑顔あふれる 豊かさ実感のまち べつかい 〜ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの『つながり』でつくる別海の未来〜」を将来の姿に掲げ、およそ10年間にわたって各種施策を町民と共に積極的に推進してきました。

その一方で、わが国は、人口減少が地域経済の縮小をもたらし、さまざまな基盤の維持を困難にする可能性があるとして、「地方創生」をうたい、持続可能なまちづくりを目指すよう、全国の地方自治体において、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。これを受けて本町においても、2016年（平成28年）3月に「別海町人口ビジョン」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、活力ある産業の維持・発展、人口減少や少子超高齢社会への対応を図っているところです。

また、環境問題が深刻化する中、東日本大震災や北海道胆振東部地震といった大規模災害を教訓として安全・安心を確保することや、地域住民が抱えるさまざまな課題を地域全体で支え合うこと、地域においても再生可能なエネルギーの自給に向けた取組を進めることなどが求められています。

このように、地方分権の一層の進展や、変動する社会情勢などから、本町は大きな転換期を迎えており、今まで以上に自立できる自治体づくりに向けた取組を積極的に推進する必要があります。

こうした中で、「第6次別海町総合計画」が2018年度（平成30年度）で計画期間の満了を迎えます。次の世代に誇りを持ってつないでいく別海町を町民と行政が協働して築くため、新たなまちづくりの指針として「第7次別海町総合計画」を策定します。

また、本計画は、本町で育つ子どもたちが誇れるふるさと「べつかい」を目指すために、未来に実を結ぶ取組を推進すること、まちづくりを共通目標として町民の参画・協働のもと、行政と一体となり別海町を共につくる“共創する”ことを目的とし、愛称を次のとおり定めます。

みんなで つなぐ 実りある
ふるさと 共創プラン



2 総合計画の役割

2011年（平成23年）4月の地方自治法改正に伴い、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となる基本構想の法的な策定義務は廃止されました。これは地域主権改革のテーマの一つである、自治体の自由度を高める義務付け・枠付けの見直しの一環であり、決して自治体行政における総合計画が役割を終えたことを意味するものではありません。

本格的な地方分権時代を迎える中で、市町村の役割は飛躍的に高まるとともに、地方経済の疲弊や自治体財政の逼迫によって効率的で透明な行政運営が求められており、自治体がまちづくりを進める上で最上位に位置する総合計画の役割はますます高まっているといえます。

以上のことから、総合計画は今後の本町におけるまちづくりの方向性を示す重要な計画であり、次のような役割を持ちます。

1 住民参画で策定されるまちづくりの共通目標

まちづくりアンケート、町民検討委員会、パブリックコメントなど、総合計画策定の過程において町民からさまざまな意見があり、これらの意見を参考に町の将来像やその実現に向けた施策などを作成しています。また、町民に対して今後のまちづくりの方向性と必要な施策を分かりやすく示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となる計画です。

2 これまでの取組との連続性

町民と行政の協働によるまちづくりを進めてきたこれまでの総合計画との連続性に留意しつつ、新たな時代の潮流に対応することを重視しています。そして、本町の恵まれた自然や培ってきた文化、人と人とのふれあいを大切に継承し、将来に向けて計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画です。





第2章 別海町を取り巻く動向



1 時代の潮流

1 1 少子超高齢社会と人口減少の進行

わが国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。その一方で、「団塊の世代」が2015年（平成27年）に65歳以上となり高齢者数が増大するなど、少子超高齢社会が進行しています。これらによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、人口減少への取組として若い世代の就労・結婚・子育て支援、人口の東京一極集中の是正、地域の特性に即した地域課題の解決などが求められています。

2 2 町民の参加とさまざまな主体の協働

少子超高齢社会の進行や人口の流出、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。こうした中で地域の課題を共有し、町民を含むさまざまな主体を交えながら、自助・互助・共助・公助による支え合いを進めることが求められています。

3 3 安全・安心への意識の高揚

東日本大震災や北海道胆振東部地震といった大規模災害の発生、気候変動の影響による風水害や土砂災害など、自然災害に対する体制や組織を強化することが求められています。また、特殊詐欺やインターネットによるトラブル、高齢者ドライバーの増加に伴う事故増加などへの対策も求められており、行政のみならず地域全体で暮らしの安全・安心を確保することが必要です。

4 4 環境問題への対応

環境問題が深刻化する中、地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動が展開されています。また、東日本大震災における教訓から、地域においても再生可能なエネルギーの自給に向けた取組や、持続可能なライフスタイルの実現など、環境に配慮した対応が求められています。

5 5 地方創生への取組

経済活動のグローバル化や人口減少に伴い、地域間における競争は激化しており、全国の自治体で地方創生への取組が活発化しています。こうした中で、魅力ある町とするためにも、官民連携によって、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、競争力を高めるとともに、地域内の経済循環を生み



出すことが求められています。

2 別海町の概要

1 別海町の地勢及び立地

(1) 位置と地勢

本町は、北海道東部根室管内の中央に位置しています。東西61.4km、南北44.3km、に広がり、総面積1,319.63km²を有しています。東はオホーツク海に面した海岸線となっており、根室市、標津町、中標津町など6市町と隣接しています。また、野付半島は国後島から約16kmの距離に位置しており、北方領土隣接地域となっています。

地勢は、内陸の大半が丘陵地帯で、大平原が広がっています。また、海岸部は根室湾につながる汽水湖の風蓮湖があるほか、西別川や風蓮川、床丹川、春別川、当幌川、ヤウシュベツ川などの多くの川がオホーツク海へ注いでいます。

(2) 自然

内陸部は大陸性の内陸型気候、海岸部は海洋性気候を示しており、年間の最深積雪は1m未満であることが多く、道内でも比較的降雪量が少ないことが特徴です。気温は平均5～6℃と冷涼で、年間降水量は800～1,600mm程度となっています。

見通しの良い平野に牧草が果てしなく広がるほか、海岸部には渡り鳥の中継地点として重要な役割を担う、ラムサール条約登録湿地である野付半島や野付湾、風蓮湖があり、豊かな自然環境に恵まれています。野付半島は長さ26kmと日本最大の砂嘴であり、森林、草原、高層湿原、砂浜、干潟があるほか、天然木の立ち枯れの風景（トドワラ・ナラワラ）を望むことができます。

(3) 道路・交通

町内の道路網は、国道3路線、道道19路線、町道727路線（2018年（平成30年）8月末現在）により形成されています。地域高規格道路については、根室中標津道路（根室市～中標津空港）及び釧路中標津道路（釧路市～標津町）の整備が進められており、釧路中標津道路においては整備ルートの一部が既に開通しています。

町内の公共交通として、民間の路線バスや町営の地域生活バス（上風連線、上春別線、西春別線、尾岱沼線）が運行しています。

また、別海市街地から車で約30分の距離に根室中標津空港があり、新千歳空港、羽田空港との直行便が発着しています。



2 別海町の歴史・沿革

(1) 歴史

本町の歴史として最も開拓が早かったのは東部沿岸部で、江戸後期にニシン漁を中心とした漁場が開設されたことに始まります。また、その地理的条件から野付半島は、知床方面・根室方面・国後・択捉方面を結ぶ重要な港として、そして日本の最東端を守る北方警備の要衝として多くの役割を果たしてきました。その後、明治末期には内陸原野の開墾が始まりましたが、冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、次第に畑作農業から牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム建設事業、1973年（昭和48年）から1983年（昭和58年）の新酪農村建設事業などが進められました。

現在では、耕地面積の広さが約6万haで日本一、乳用牛の飼養数が約10万頭と日本一、生乳生産量についても約48万トンで日本一というように、酪農を中心に大きく注目される町となっています。

(2) 沿革

本町の沿革は、1879年（明治12年）に別海外四ヶ村戸長役場（別海村、平糸村、野付村、西別村、走古丹村）が設置され、1906年（明治39年）には和田村（現根室市）管轄の厚別村を編入して、別海外五ヶ村戸長役場となりました。そして1923年（大正12年）4月に2級町村制が施行され、別海村が誕生、その後1971年（昭和46年）4月に町制を施行し、現在の別海町となりました。

町名の「別海」は、アイヌ語の「川の折れ曲がっている」を意味する「ペッ・カイエ」が転訛したものとされています。



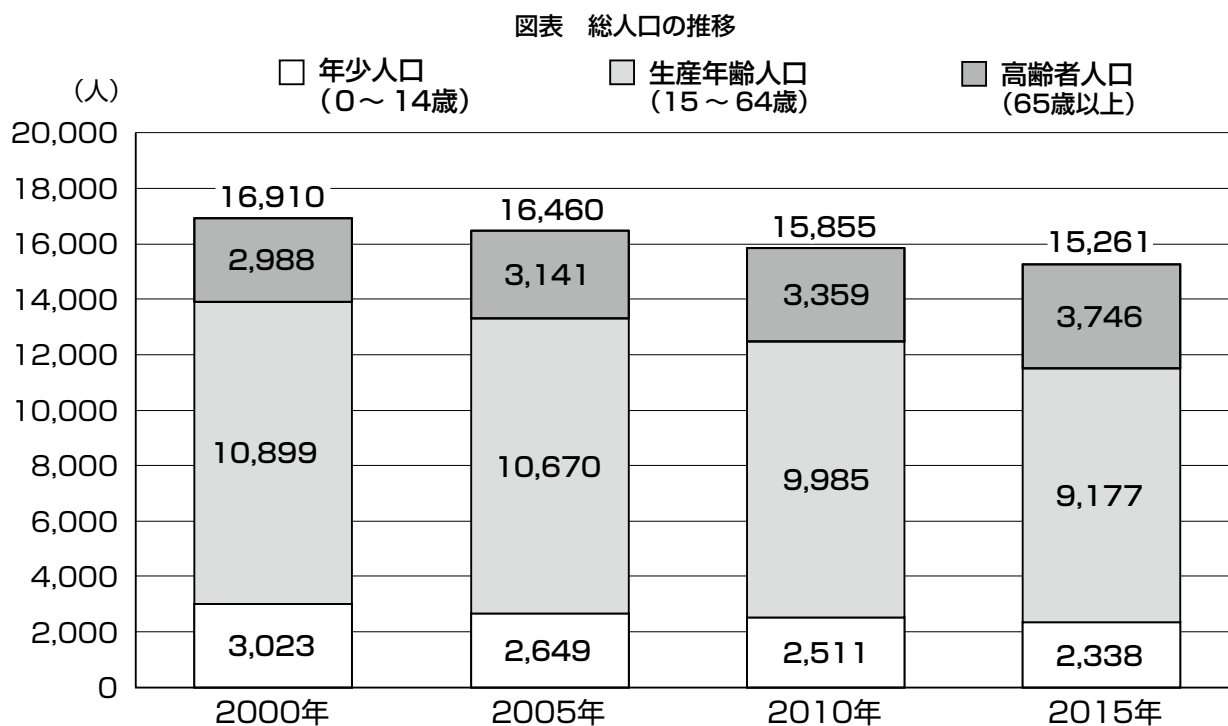


3 人口と世帯の動向

(1) 総人口

2015年（平成27年）の国勢調査による、本町の総人口は15,261人です。

人口推移をみると一貫して減少傾向にあり、2005年（平成17年）の16,460人から2015年（平成27年）の10年間で1,199人（7.3%）減少しています。

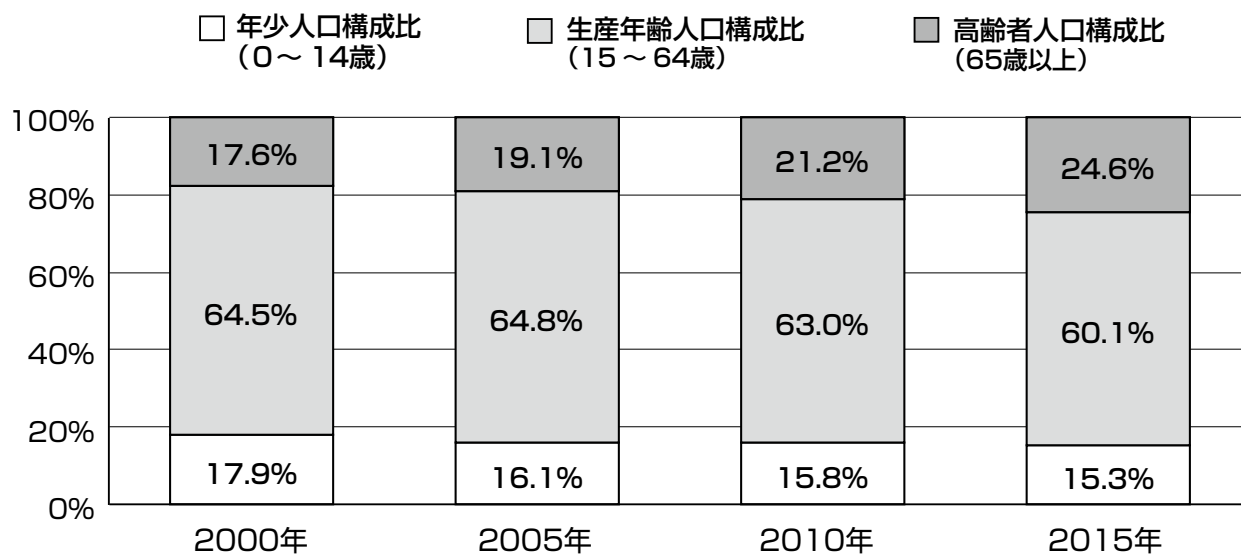




(2) 年齢階層別人口割合

人口を年齢階層別の割合でみると、年少人口構成比は一貫して低下傾向にあり、2015年（平成27年）は15.3%です。生産年齢人口構成比は2005年（平成17年）以降低下に転じており、2005年（平成17年）の64.8%から2015年（平成27年）は60.1%と4.7ポイント低下しています。その一方で、高齢者人口構成比は一貫して上昇を続け、2015年（平成27年）は24.6%です。これは、本町のおよそ4人に1人が高齢者であることを示しています。

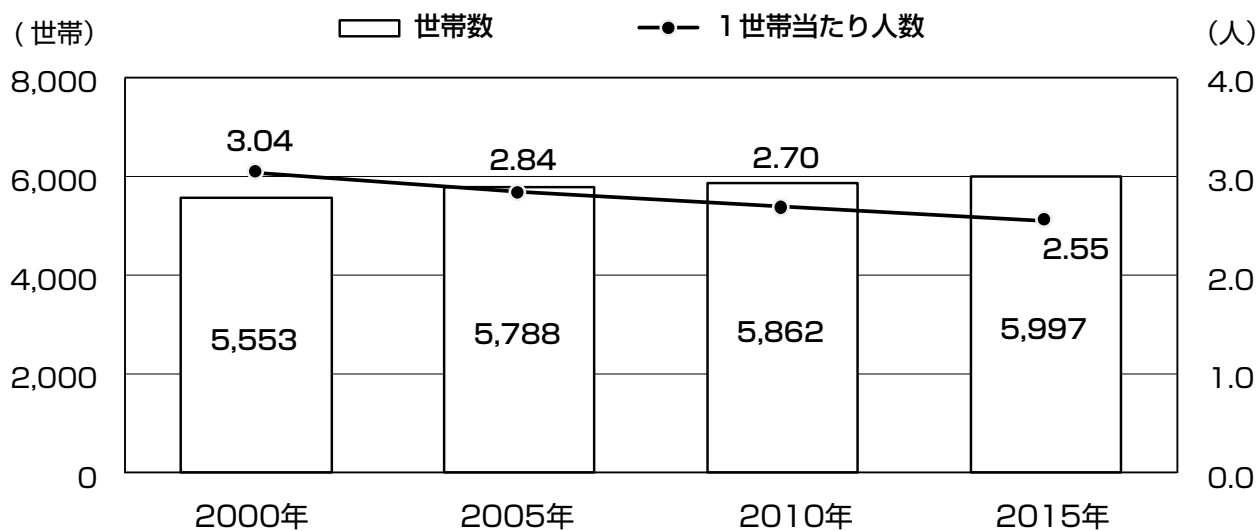
図表 年齢階層別人口割合の推移



(3) 世帯数

2015年（平成27年）の世帯数は5,997世帯で、2005年（平成17年）の5,788世帯から10年間で209世帯（3.6%）増加しています。その一方で、1世帯当たり人数は減少傾向にあり、2005年（平成17年）の2.84人から2015年（平成27年）は2.55人と0.29人減少しています。このことから、核家族世帯及び単独世帯の増加がうかがえます。

図表 世帯数と1世帯当たり人数の推移



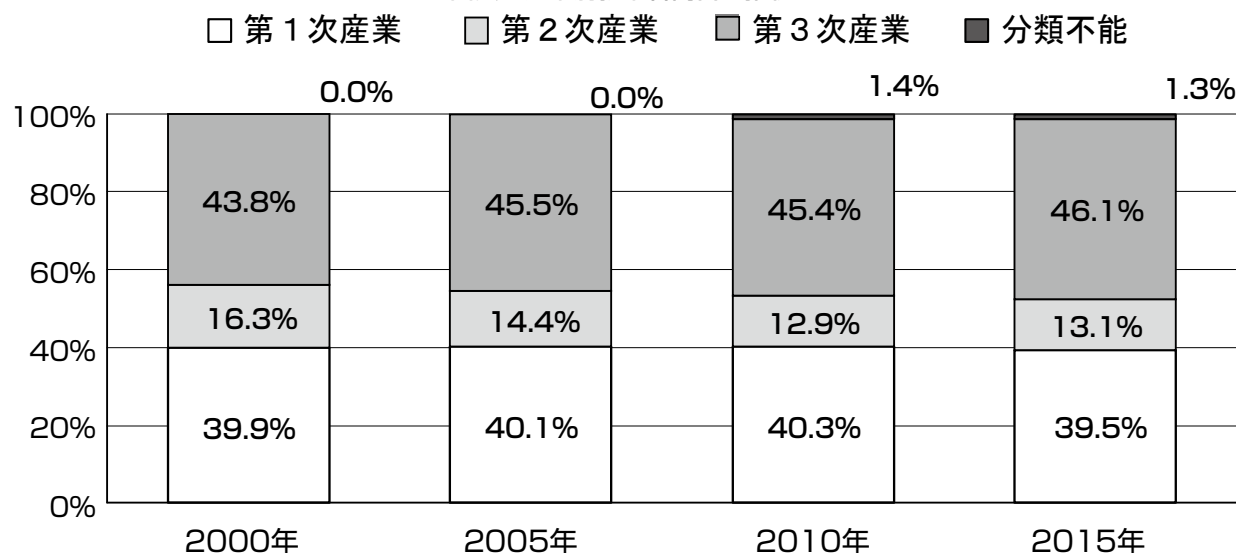


4 産業

(1) 産業別就業者

2015年（平成27年）の産業別就業者数の割合は、第3次産業が46.1%と最も高く、次いで第1次産業が39.5%、第2次産業が13.1%と、2000年（平成12年）から各産業の割合に大きな変化はみられません。

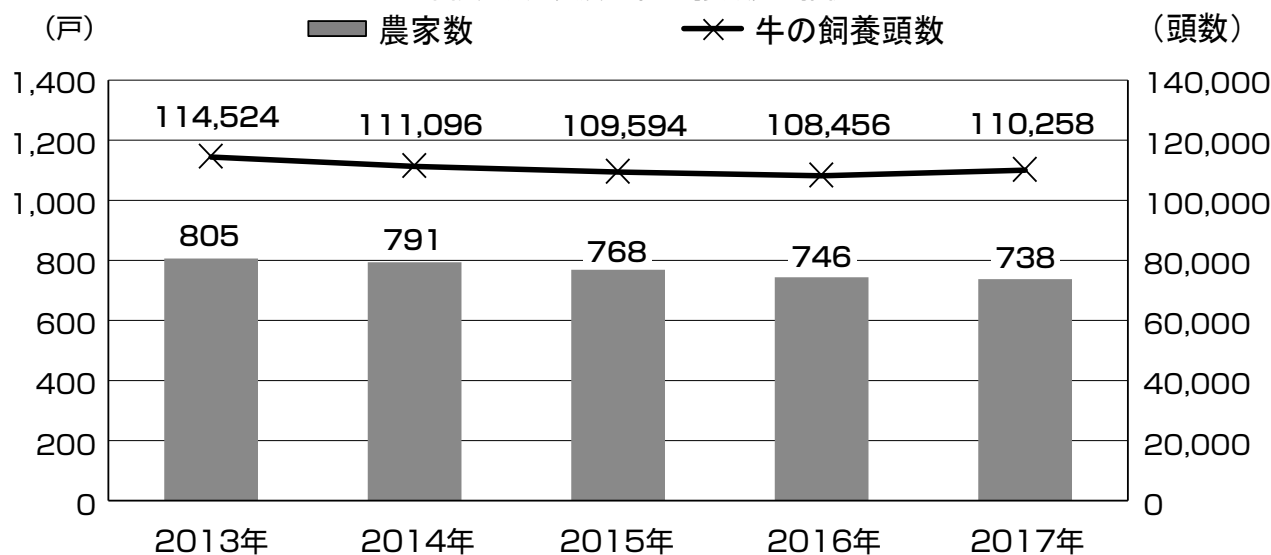
図表 産業別就業者割合の推移



(2) 農業の状況

町の主要産業である農業の状況については、農家数は減少傾向にあります。2013年（平成25年）には805戸でしたが、2017年（平成29年）は738戸であり、5年間で67戸（8.3%）減少しています。また、牛の飼養頭数については、2013年（平成25年）から減少が続いていましたが、2016年（平成28年）の108,456頭から2017年（平成29年）の110,258頭と、1年間で1,802頭（1.7%）増加しています。

図表 農家数及び牛の飼養頭数の推移

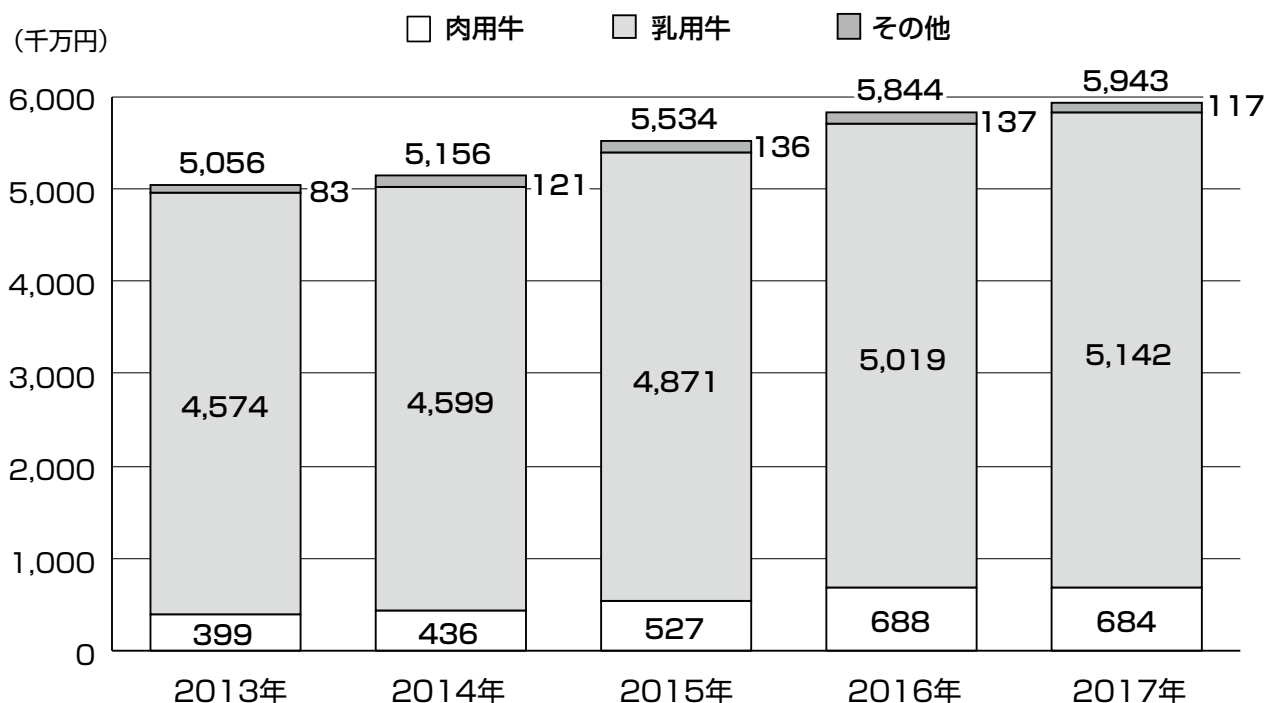


※以下、(2)～(4)の町独自統計は、直近5か年の数字を記載しています。



酪農畜産における農業生産額は、2013年（平成25年）の5,056千万円から2017年（平成29年）は5,943千万円と、5年間で887千万円（17.5%）増加しています。

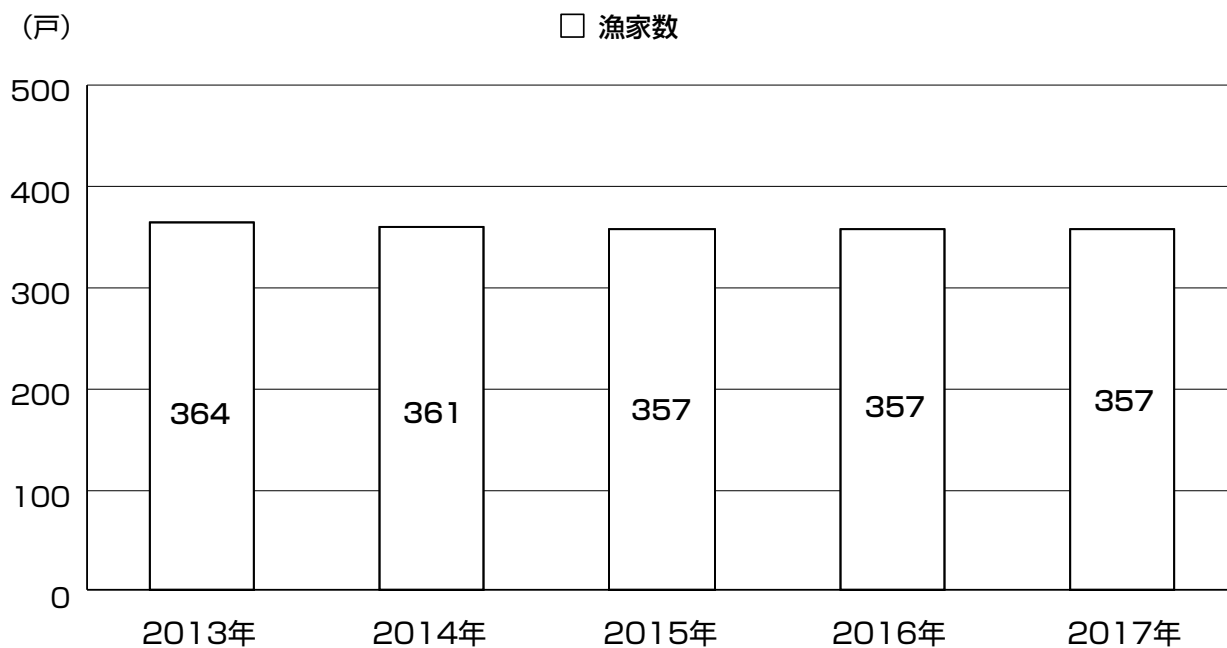
図表 酪農畜産における農業生産額の推移



（3）漁業の状況

町の主要産業である漁業の状況について、漁家数はおおむね一定で推移しています。2013年（平成25年）には364戸でしたが、2014年（平成26年）には361戸に減少し、それ以降は2017年（平成29年）まで357戸のまま変化がありません。

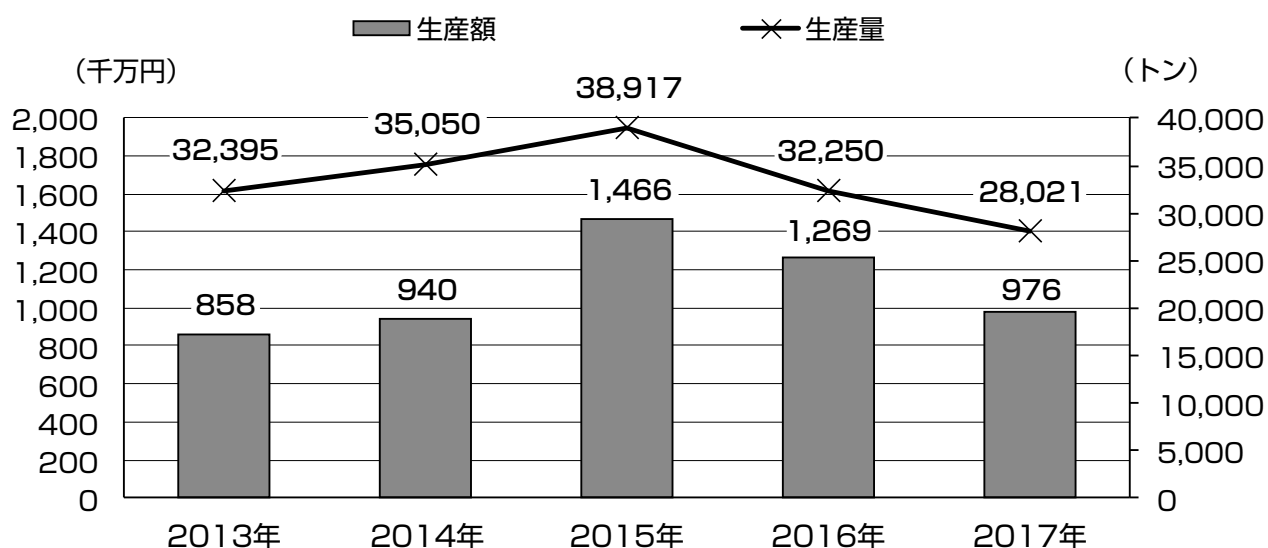
図表 漁家数の推移





漁業生産額は、2013年（平成25年）の858千万円から2015年（平成27年）の1,466千万円まで増加していましたが、2017年（平成29年）には976千万円と、490千万円（33.4%）減少しています。また、漁業生産量についても、2013年（平成25年）の32,395トンから2015年（平成27年）の38,917トンまで増加していましたが、2017年（平成29年）には28,021トンと、10,896トン（28.0%）減少しています。

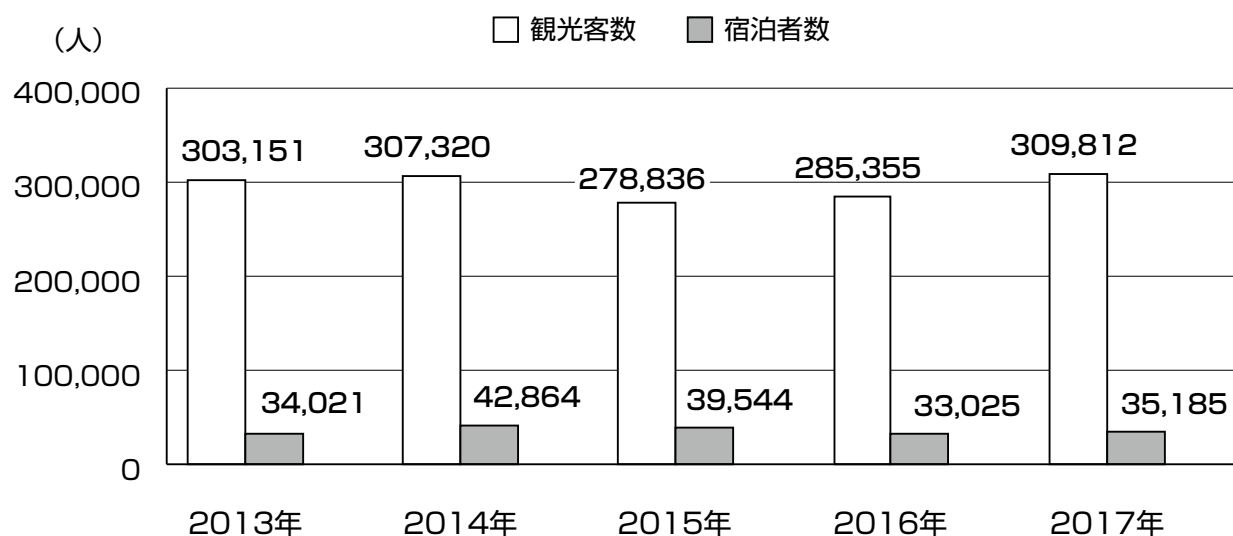
図表 漁業生産額及び生産量の推移



（4）観光客入込数

観光客入込数については、観光客数はおおむね増加傾向であり、2015年（平成27年）の278,836人から2017年（平成29年）は309,812人となっており、3年間で30,976人（11.1%）増加しています。また、宿泊者数については、2014年（平成26年）から減少が続いていましたが、2016年（平成28年）の33,025人から2017年（平成29年）の35,185人にかけて2,160人（6.5%）増加しています。

図表 観光客入込数の推移





5 将来人口

(1) 「別海町人口ビジョン」に示された目標人口推計

国では、急速に進行する人口減少少子高齢化問題に対応するため、平成26年（2014年）12月に、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

こうした流れを受けて、本町においても、平成28年（2016年）3月に「別海町人口ビジョン」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年までの人口の将来展望を示していましたが、国立社会保障・人口問題研究所では、平成27年（2015年）国勢調査人口を基に、新たな人口推計を公表しました。

この推計による将来人口は、「別海町人口ビジョン」で目標としていた将来人口と大きく乖離していることから、本町においても「第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」内で新たに将来人口の推計を行うこととしました。

■「新たな目標人口推計」における将来の目標人口

◆2060年の総人口

本町独自仮定による推計値 7, 345人

→ 4つの取組による目標人口 8, 500人 以上

■「新たな目標人口推計」における目標人口推計の条件

◆基準人口

平成27年（2015年）国勢調査人口に準拠した令和元年（2019年）10月1日現在住民基本台帳人口を使用。

◆合計特殊出生率*（将来の子ども女性比）

出生率向上に向けた取組を行い、令和22年（2040年）までに出生率を「1.93」に向上させる。

	実 績	目 標	
	平成20年～平成24年 (2008年～2012年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
合計特殊出生率	1.86	1.90	1.93

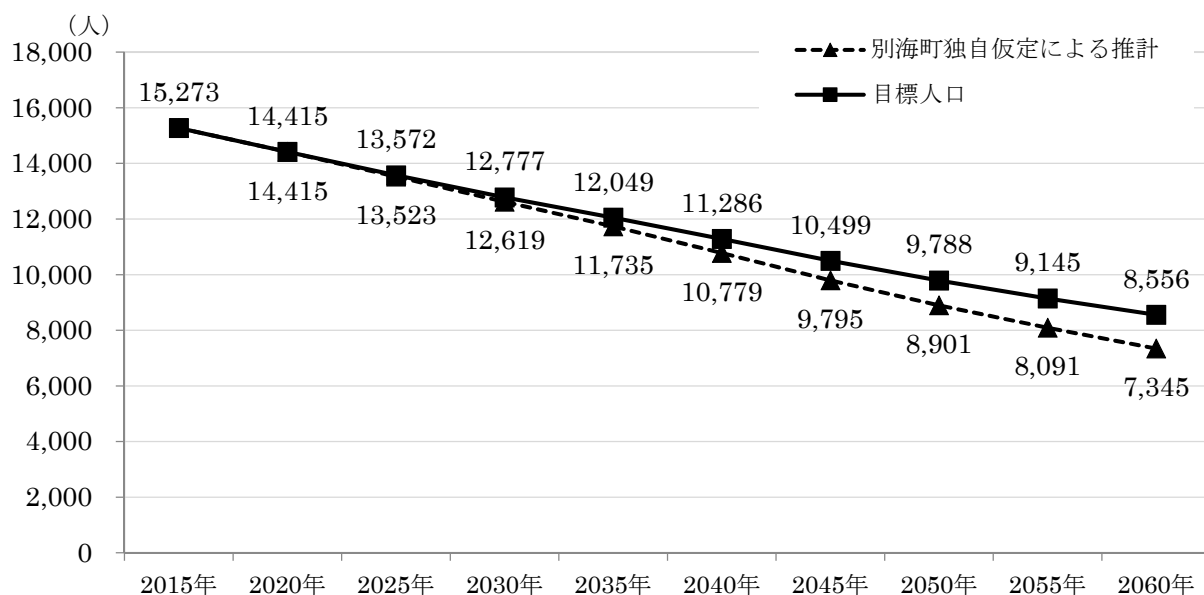
◆純移動率*

転入者の増加、転出者の減少に向けた取組を行い、令和2年（2020年）の純移動率を令和22年（2040年）まで定率で縮小させるなど、社会減を抑制させる。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



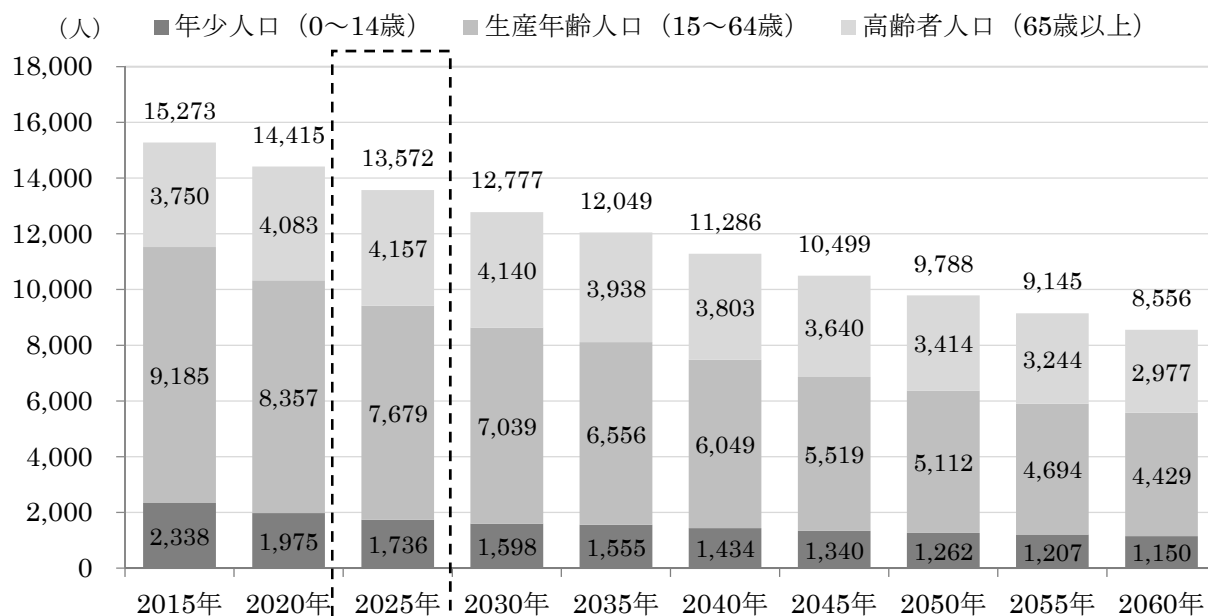
図表 第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略内で示された新たな目標人口推計



(2) 本計画期間における将来人口

本計画では、各種施策により人口減少を最大限に抑制することにより、計画期間中である2025年の将来人口を「新たな目標人口推計」に示す目標数値とします。

図表 本計画期間における将来人口



第7次総合計画期間における目標人口



3 別海町の課題

本計画の策定にあたり、町民の多様な意見を反映させるため、まちづくりアンケート調査や町民検討委員会、まちづくり地域懇談会、各種団体懇談会を実施しました。それらの結果を踏まえて、本町におけるまちづくりの課題を基本目標の分野別に示します。

1 産業・雇用

～地域資源を生かした町の活性化と雇用促進～

酪農や漁業が盛んな本町には、畜産物や海産物が豊富に存在していることから、これらを活用した特産品の開発やブランド化、体験型観光の商品化を進め、滞在型観光を推進するなど、本町ならではの地域資源を生かし、産業が連携して町内での経済循環を促進することによる町の更なる活性化が求められています。こうした中で、今後は人口減少や少子超高齢社会の影響から各産業の後継者不足が懸念されているため、後継者の育成、新たな担い手の確保、外国人及び移住者の受入による就労者の確保、そして若者の雇用促進にもつながる産業育成が大きな課題となっています。これらの課題を解決するためには、別海町中小企業振興基本条例の理念に基づき、事業者自らが「考え、実行」して産業の発展を目指し、行政は下支えとなる制度等の整備を行う必要があります。

また、商業施設が町の一部地区に集中していることから、町内のどこに暮らしていても買物に困ることがないように、移動販売の展開など、買物弱者対策が求められています。

2 自然・環境

～自然環境の豊かさを生かし、環境に配慮した意識の醸成～

自然環境の豊かさについて町民の満足度は高くなっている一方で、公園・緑地の整備状況に対する満足度は、地区によって差が大きくなっています。そこで、町民と協働で公園や緑地の整備、維持管理などを進め、地域に受入れられる公園・緑地の整備を行う必要があります。

ごみ処理・リサイクルについては、分別が細かすぎて大変だという意見もあり、分別に関する表示や説明を分かりやすく工夫する必要があります。また、環境に配慮した生活やリサイクル、分別の啓発を行い、理解を得ながら環境保全と資源の有効活用を推進する必要があります。

3 健康・医療・福祉

～安心して暮らせる医療体制の整備と保健・福祉の充実～

本町に安心して暮らし続けるために、町内に安定して良質な医療を受けられる体制をしっかりと整えることや、総合的な健康づくりを推進する必要があります。

また、高齢者、障がい者（児）、子どもを地域で支え合い、一人ひとりが自分らしく生活することのできる「地域共生社会」の実現が求められます。そのために、高齢者が地域社会に参画しやすい仕組みづくり、子育て支援や障がい者（児）支援においては各種サービスの充実が求められているほか、地域の人々が集うことのできる居場所づくりを進める必要があります。



4 教育・文化・スポーツ

～地域ぐるみでの子どもの育成活動と地域に密着した文化の振興～

地域に愛着を持ち、地域の担い手となる町民を増やすためには、学校やスポーツ、文化活動などを通じ、地域ぐるみで子どもを育成する取組が必要とされています。そのためには、学校の授業や、社会教育施設において取り組んでいる各種の教室、地域のイベント、少年団活動等の中で、地域の大人と子どもたちが関わる機会を増やすとともに、より多くの町民が地域の魅力を学べるよう取り組んでいく必要があります。

また、芸術文化の振興として、その中核となる生涯学習センターと公民館においては、町民が積極的に参加し、創造・交流できる環境づくりや事業の推進が求められており、特に、高齢化が進む文化活動団体への支援や、新たな活動団体づくりのきっかけとなる機会の提供が課題となります。

5 居住環境

～安全・安心な環境の整備と快適な居住環境づくり～

町民の安全を確保するため、いつ起きてもおかしくない大災害に備えた安全で安心な環境の整備が必要です。また、地域防災力を向上させるため、防災に対する意識を醸成し、一人ひとりの防災への取組を促進することも大きな課題となっています。

さらに、快適な居住環境づくりに向けて、全町的な情報通信網の整備や公共交通手段の充実が求められています。

6 参画と協働

～住民参画による協働のまちづくりの充実とつながりの強化～

少子超高齢社会への対応や地方創生への取組など、時代に即したまちづくりを進めるためにも、人と人、地域と地域のつながりを更に強化し、住民参画による協働のまちづくりを進める必要があります。このためには、ボランティアの育成、町内会の活性化等を図り、地域力の強化を推進することや、交流の拠点として整備を進めている生涯学習センター内に、協働を進める各種団体の活動の場を設け、運用することが課題となります。

また、人権意識の啓発や男女共同参画を推進し、誰にでも住みやすいまちづくりを進めることが必要です。

第2部 基本構想



第1章 別海町の将来像



1 目指すべき将来像

将来像は、今後のまちづくりの方向性や目指す姿を明らかにするもので、「住んでみたい」「住み続けたい」と思える別海町を、町民と行政が共につくるための共通目標です。

本町は、先人たちのたゆまぬ努力により拓かれ、それぞれの地域において特色のある歴史や文化・産業などの地域資源を育みながら発展しました。こうした魅力を受け継ぎつつ、町全体が更なる活力をつくりだすためにも、将来像を以下のように定めます。

**人がつながり 未来につながる
海と大地に夢があふれるまち**
～いつも心に広がるふるさと ベつかい～

■ 人がつながり 未来につながる

子どもから高齢者、海岸部から内陸部、本町で生まれ育った方から転入者まで、世代や環境を越えた人と人のきずなが深まることで、個々の力よりも大きな力をつくりだすことが可能となります。こうした結び付きを強くすることにより、産業の活性化や日常生活における安全・安心、新たな価値の創出が期待され、本町のより良い未来へとつながっていきます。

■ 海と大地に夢があふれるまち

豊かで美しい自然が広がる本町では、海岸部における漁業や内陸部における酪農が基幹産業として展開されています。今後のまちづくりを進める上でも、こうした自然の中で営まれる産業を中心としながら、第1次産業と観光の融合、新たな加工品の開発、特産品を活用した町のPRなどが期待されており、本町の発展につながる大自然を活用した夢があふれるまちづくりを目指します。

■ いつも心に広がるふるさと ベつかい

誰もが生まれ育った地域で暮らし続ける時代ではなく、進学や就職を理由に町外へ転出される方もいます。そのような中、便利で快適なまちづくりを進めるとともに、人と人との温かな結び付きを大事にすることで、いつまでも、つながり続けられる心のふるさと「ベつかい」の実現を目指します。



2 将来像を実現するための基本目標

目指すべき将来像を踏まえ、まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1	地域資源を生かした産業のまち 海と大地が輝く 豊かで活力ある産業づくり
	農林水産業・商工業・観光の振興など、各地域の資源や特性を生かした産業を活性化させ、豊かで活力ある産業のまちづくりを進めます。
基本目標2	人と自然が調和するまち 緑と水がきらめく 調和のとれた環境づくり
	豊かで多様な自然環境を守り育てるとともに、環境負荷の低減に努め、町民・事業者・行政が一体となり、環境保全に向けて地域から行動するまちづくりを進めます。
基本目標3	共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち 未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり
	町民が自ら地域の課題に気づき、その解決に向けて互いに支え合いながら、全ての町民が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。
基本目標4	生涯を通じて人と文化を育む学びのまち 地域ぐるみで 心豊かなまちづくり
	地域ぐるみで次代を担う人材を育成し、誰もが共に学ぶことができる、人と地域を豊かにする本町らしい生涯学習のまちづくりを進めます。
基本目標5	安全に、安心して住み続けられるまち うるおいのある 快適な居住環境づくり
	町の継続的な発展に向け、豊かな自然に魅力が感じられ、災害や犯罪、事故などへの不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整ったまちづくりを進めます。
基本目標6	参画と協働で共につくるまち ともに築く「べつかい」のまちづくり
	町民のまちづくりへの積極的な参画を支え、多様な主体との協働により、魅力ある地域づくりを進めるとともに、町民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めます。



3 施策の体系

まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を実現する手段として、37の施策の大綱を次のとおり定め、基本計画の中で主要な施策について定めます。

基本目標 1

地域資源を生かした
産業のまち

海と大地が輝く
豊かで活力ある産業づくり

施策の大綱

- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 水産業の振興
- ④ 観光の振興
- ⑤ 商工業の振興
- ⑥ 雇用・勤労者対策

基本
構
想

基本目標 2

人と自然が調和するまち

緑と水がきらめく
調和のとれた環境づくり

施策の大綱

- ① 環境に配慮した自治体の形成
- ② ごみ処理等循環型社会の形成
- ③ 公園等の整備と緑化の推進

基本目標 3

共に支え合い、健やかに
暮らせる福祉のまち

未来を拓く
誰もがやさしい地域づくり

施策の大綱

- ① 健康づくりの推進
- ② 医療体制の充実
- ③ 地域福祉の充実
- ④ 子育て支援の充実
- ⑤ 障がい者（児）支援施策の充実
- ⑥ 高齢者施策の充実
- ⑦ 社会保障の充実



基本目標4

生涯を通じて人と文化を
育む学びのまち

地域ぐるみで
心豊かなまちづくり

施策の大綱

- ① 社会教育の推進
- ② 学校教育の充実
- ③ 青少年の健全育成
- ④ 地域文化の振興
- ⑤ スポーツの振興
- ⑥ 交流時代への対応

基本目標5

安全に、安心して
住み続けられるまち

うるおいのある
快適な居住環境づくり

施策の大綱

- ① まちづくり景観と市街地活性化
- ② 住宅・宅地の整備
- ③ 道路・交通網の整備
- ④ 水道の整備
- ⑤ 下水道の整備
- ⑥ 地域情報化の推進
- ⑦ 消防・救急体制の充実
- ⑧ 防災対策の推進
- ⑨ 交通安全・防犯対策の推進
- ⑩ 消費者保護の充実

基本目標6

参画と協働で
共につくるまち

ともに築く「べつかい」
のまちづくり

施策の大綱

- ① 住民参画のまちづくり
- ② コミュニティ活動の促進
- ③ 人権の尊重
- ④ 北方領土対策の推進
- ⑤ 時代に対応した自治体経営の推進

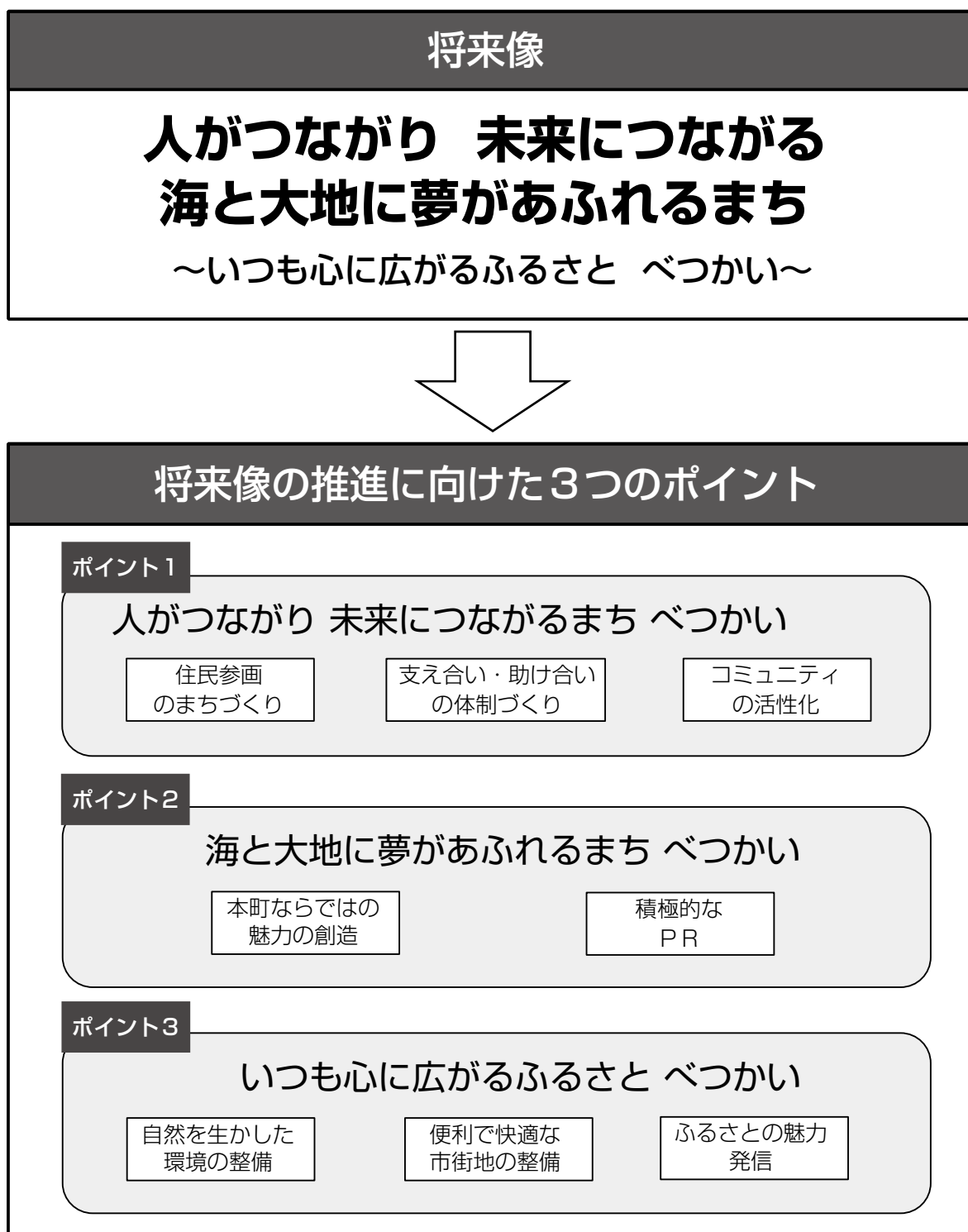
第3部 将来像の推進プラン



第1章 3つのポイント



本計画の将来像である「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと べつかい～」を踏まえて6つの基本目標を政策分野ごとに設定し、それらの実現に向けて37の施策の大綱を定めています。将来像に掲げられた3つのポイントは、分野横断的に施策の大綱と関連しているため、本章でそれらの結び付きや具体的な取組内容を整理し、将来像の実現をより一層分かりやすく、堅実に推進していきます。





1 人がつながり 未来につながるまち べつかい

1 背景

全国的に人口減少を理由とした地域コミュニティの衰退が問題となっている一方で、日常的な支え合いから災害時の対応まで、地域コミュニティの重要性が改めて認識され始めています。そこで、近隣住民同士のつながりの強化や、地域活動団体への支援によるコミュニティの活性化など、支え合い・助け合う体制の構築が求められています。

本町でも、人と人、地域と地域とのつながりを更に深めることが、より良い未来へ向けたまちづくりにつながると考えられます。

2 目的

個人で抱えている生活課題やまちづくりの課題も、地域住民や地域の多様な主体が連携し取り組んでいくことにより解決へとつなぐ、人と人、地域と地域の結び付きを強化した住民参画によるまちづくりを目指します。

そのためには、コミュニティ活動の活性化を図り、子どもから高齢者、障がい者（児）など、地域で生活する人々が互いに支え合う体制づくりを進め、地域福祉を推進していきます。

また、防災や防犯、救急医療体制など、地域の人々が安全・安心に生活するための助け合いの体制づくりにも努めます。このほか、地域のつながりをより一層強固なものとするための基盤整備として、地域情報化を推進します。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標3	①健康づくりの推進 ②医療体制の充実 ③地域福祉の充実 ④子育て支援の充実 ⑤障がい者（児）支援施策の充実 ⑥高齢者施策の充実 ⑦社会保障の充実
基本目標5	⑥地域情報化の推進 ⑦消防・救急体制の充実 ⑧防災対策の推進 ⑨交通安全・防犯対策の推進 ⑩消費者保護の充実
基本目標6	①住民参画のまちづくり ②コミュニティ活動の促進



2 海と大地に夢があふれるまち べつかい

1 背景

近年、農山漁村の魅力創造や所得の向上、雇用の確保を目指す取組として、農林水産業と、製造業、小売業を総合的かつ一体的に推進する農林水産業の6次産業化、第1次産業と観光を組み合わせ、主に都心部の人を対象に楽しみや癒やしを提供する体験型観光、地場産品の付加価値向上を目指したブランド化などが全国的に注目を集めています。

本町では、これまでも広大な大地を利用した酪農、根室海峡では漁業が盛んに行われていますが、今後もこうした第1次産業を基軸とした、更なる町の魅力創造が見込まれています。

また、「中小企業基本法」が1998年（平成10年）に改正され、中小企業の果たす役割や地方公共団体の責務が明らかになったことに伴い、町では2009年度（平成21年度）に別海町中小企業振興基本条例を制定し、商工業のみならず生産、流通、消費など全産業活動における中小企業の振興に向けた取組を進めています。

2 目的

本町には、豊かで美しい自然が広がるほか、こうした自然の中で営まれる酪農や漁業が盛んに展開されており、畜産物や海産物が豊富に存在しています。これらの地域資源を有効に活用したまちづくりを目指します。

そのためには、本町の海と大地から生まれた特産物を加工した特産品の開発、付加価値の向上に向けたブランド化の推進、第1次産業と観光を一体化した体験型観光の商品化などを進め、本町ならではの新たな魅力の創造に努めます。また、魅力のPRを積極的に推進することで、知名度向上を図り、豊かで美しい自然を活用したまちづくりを進めます。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標 1	①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興 ④観光の振興 ⑤商工業の振興 ⑥雇用・勤労者対策



3 いつも心に広がるふるさと ベつかい

1 背景

わが国では、高度経済成長期を契機に地方圏で生まれた人の多くが就職や進学を理由に転出し、大都市圏への人口集中が進んできました。こうした流れは現在も変わらず、本町においても転出者が転入者を上回る傾向にあります。

このように、誰もが自分の生まれ育った地域で暮らし続ける時代とはいえない中で、本町の在住者、転出者、関わりのある人のふるさととして、いつも、どこにいても心の中に雄大な別海町が広がるような、自慢の町にすることが、今後のUターンやIターンを通じた移住・定住にもつながると考えられます。

2 目的

いつまでも、つながり続けられる心のふるさと「ベつかい」の実現を目指します。

そのためにも、豊かな自然を生かした景観整備や便利で快適な市街地整備に取り組み、子どもから高齢者、障がい者（児）といった全ての人にとって住みやすく、安全・安心で、美しい、自慢のまちづくりを進めます。

また、本町には豊かな自然と広大な大地、酪農や漁業を基幹産業とした豊富な資源、人と人との温かな結び付きなど、たくさんの魅力があります。地域の人々がこうした魅力と、教育やスポーツ活動、文化活動などのあらゆる場面を通じて、ふれあう機会を創出することで、町民に本町の素晴らしさをより一層知ってもらえるように努めます。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標2	①環境に配慮した自治体の形成 ②ごみ処理等循環型社会の形成 ③公園等の整備と緑化の推進
基本目標4	①社会教育の推進 ②学校教育の充実 ③青少年の健全育成 ④地域文化の振興 ⑤スポーツの振興 ⑥交流時代への対応
基本目標5	①まちづくり景観と市街地活性化 ②住宅・宅地の整備 ③道路・交通網の整備 ④水道の整備 ⑤下水道の整備
基本目標6	③人権の尊重 ④北方領土対策の推進 ⑤時代に対応した自治体経営の推進

第4部 基本計画



第1章 地域資源を生かした産業のまち



海と大地が輝く 豊かで活力ある産業づくり

1 農業の振興

1 現状

わが国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による離農の加速化、国際貿易交渉の進展など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

本町の農業は、労働負担の軽減や作業の効率化を図るため、酪農ヘルパー^{*}、コントラクター^{*}、TMRセンター^{*}など、家族経営を地域でサポートする多様な営農支援システムの整備、集約放牧の導入による飼料購入費や家畜排せつ物処理費の削減、補助事業を活用した生産規模の拡大など、生産性の向上とゆとりある農業経営の実現に向けた取組が進められ、農業生産額や生乳生産量は維持されています。

また、酪農工場では、新たな製品の開発や製品名に「べつかい」を用いたべつかいブランドを確立し、安全・安心面においても、HACCP^{*}・ISO^{*}を取得するなどの取組が認められ、2016年（平成28年）には、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝^{*}」においてグランプリを受賞するなど、本町の価値の向上が図られています。

別海町酪農研修牧場からの新規就農者は、年平均3戸程度で推移しており、就農時には北海道農業士等が就農トレーナーとして新規就農者をサポートしています。2018年度（平成30年度）までに76組が新規就農を実現していますが、本町における離農戸数は、年平均20戸程度で推移していることから、離農戸数を補うまでには至っていない現状となっています。

本町では、農地等土地の境界や面積を明確にするため、1967年（昭和42年）から2006年（平成18年）まで地籍調査事業を進めてきましたが、調査率は98.6%と未だ完了に至っていません。このことから、未調査となっている地域では、土地の情報把握や登記事務等に支障を来しています。

2 課題

新たな担い手の確保及び後継者対策は喫緊の課題となっています。近年、酪農に限らず農業全体での担い手不足が顕著であり、新規就農希望者も少ないことから、今後、離農による農業生産額や生乳生産量の減少、遊休農地の増大が懸念されます。

また、新規就農者にとっては、既存施設の老朽化による改修等多大な投資が必要であり、農地取得と併せて、就農に向けた初期投資が大きな負担となっています。

別海町酪農研修牧場は、新規就農希望者の円滑な就農を図ることを目的に、実践的な研修を行う施設として建設されましたが、施設建設から20年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、計画的な施設整備が必要となっています。

地籍調査については、土地情報を正確に把握し、農地等の適正な管理及び円滑な利活用を促進するため、未調査地域の調査実施に向けた検討が必要となっています。

^{*}用語解説「※」は、P.121～123を参照。



3 施策の目的

農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続的で多様な農業生産」と「魅力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進します。

4 主要施策

①農業生産基盤の充実	農業生産額及び生乳生産量の増加を図るため、各種基盤整備事業を計画的に実施し、農業生産性を向上させます。また、離農跡地の積極的な利用調整活動や農地利用状況調査により、遊休農地・耕作放棄地の発生を防止し適正な農地利用を促進します。
②多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開	農業後継者や新規参入者の育成・確保とともに、家族経営を地域でサポートする多様な営農システムの整備により、農業生産性の向上を促進します。また、農業者年金への加入促進や法人化の相談・助言等により家族経営を含めた農家経営安定化に向けた支援を行います。
③環境と調和する酪農・畜産の推進	事業者や関係団体等と連携し、農業と漁業の共存共栄を目指した環境保全対策に取り組みます。また、集約放牧を進め、飼料の購入費や家畜排せつ物処理費の削減を図るとともに、国営事業による肥培施設の整備によって、家畜ふん尿の適正な管理・処理を推進します。さらに、排水路の土砂上げ等維持管理を計画的に実施します。
④消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産の推進	安全・安心な製品の製造及び原料乳の供給に努めるとともに、生産者や農業団体による自主的な取組の推進及び普及・啓発を進めます。
⑤地域ブランドの確立	「べつかい」ブランドの一層の充実を図り、本町の乳製品の価値向上に取り組みます。
⑥「食」を通じた消費と生産の関係強化と魅力ある情報の発信	生産者と町外の消費者との結び付きの強化に向けた取組を推進するとともに、「別海町食育・地産地消推進計画」に基づき、町民の理解、協力を得ながら、家庭や学校、地域等における食育・地産地消を推進します。
⑦都市と農村の交流の促進	農業・農村の持つ多面的な機能及び公益的な役割への理解促進に向けた取組として、旧JR標津線を利用したフットパスツアーや酪農体験ができる農泊※等の体験型の活動を関係団体と連携しながら実施します。
⑧課題解決に向けた大学・研究機関との連携	酪農畜産に関する情報蓄積や地域課題の解決に向け、大学・研究機関と連携を図り、研究結果を施策に反映するほか、関連団体及び町民を対象とした研修会を実施します。
⑨地籍調査の円滑な利活用	土地の境界や面積を明確にし、円滑な利活用を促進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
生乳生産量	t	475,763	479,268	482,209
新規就農者数（期間累計）	戸	26	15	30
北海道農業士、北海道指導農業士数 （期間累計）	人	10	5	10
草地整備更新率	%	4.7	10	10
別海ブランド高付加価値製品開発数 （期間累計）	個	6	3	6
遊休農地率	%	0	0	0
肥培かんがい施設整備数（期間累計）	戸	137	38	70
地籍調査率	%	98.6	100	100

数値は、それぞれ年間の数値となっています。

重要業績評価指標（KPI）欄に（期間累計）とある行の実績は、第6次総合計画期間中の累計（2009～2017年度（平成21～29年度）の累計）です。

また、中間目標は、2019～2023年度までの累計となっており、目標は、2019～2028年度までの累計です。

6 主要な事業

中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等の持つ国土の保全・水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を確保するため、持続的な農業生産活動が実施できるよう交付金を交付します。
多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域共同による農業生産基盤の保全や地域資源の質的向上等の取組に対し、交付金を交付します。
担い手対策等に関する事業	新・農業人フェア等の農業系求人イベントへの出展や農業高校・大学等を訪問するなど、担い手確保を図るほか、営農開始時の費用の一部を助成するなど、新規就農者の経営の安定化を図る事業を実施します。また、産業後継者対策相談所及び別海高校酪農後継者を育てる会への助成など、後継者対策を継続して実施します。
草地整備等に関する事業	良質な自給飼料の確保や安定した畜産物供給体制の確立を図るため、各種補助事業を活用し、草地整備等を行います。
畜産担い手総合整備型再編整備事業	草地や農業施設を整備し、安定した畜産物供給体制を確立します。
環境保全型かんがい排水事業	国営事業による家畜ふん尿の適正な管理・処理を行うための肥培施設の整備及び水質浄化機能など多面的な機能を持つ農業用排水施設整備を行い、農業生産性の向上を図るとともに、環境保全型農業を推進します。
地籍調査事業の推進	土地の境界や面積を明確にするため、地籍調査事業を推進します。



2 林業の振興

1 現状

わが国は世界有数の森林国であり、森林面積は国土面積のおよそ3分の2に当たります。

健全な森林は、雨水等による土壌の浸食や土砂の崩壊を防ぎます。また、森林の土壌は、雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すため洪水を緩和するとともに、水質を浄化する働きをしています。このような森林が有する多面的機能は、安全・安心な生活を維持する上で重要な役割を果たしています。

本町では、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、造林、間伐、野ねすみ駆除、河畔への植栽による森林の保全を進めています。

「ふるさとの森」は、地域住民にやすらぎを与え、心を豊かにするなど人間性の回復に重要な役割を果たすものと期待されており、森林の特性を生かしたレクリエーションなど、保健休養や教育文化活動の場として町民に親しまれています。

また、河川環境に対する町民の意識の高まりから、1994年度（平成6年度）に漁業協同組合女性部の「お魚殖やす植樹運動」と連携し、農林漁業関係者及び地域住民参加による別海町植樹祭を開催、2017年度（平成29年度）からは町立公園内に実のなる木を植樹し、子どもたちへの木育の場を提供するなど、町民が森林と身近に接する機会を確保しています。

さらに、民有林整備に対して補助金を交付するなどの支援を行い、森林整備の推進と森林所有者の負担軽減を図っています。

2 課題

本町の森林面積は、38,880haと総面積の29%を占め、国有林10,478ha、道有林2,171ha、町有林7,076ha、私有林19,155haとなっています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や2019年度（平成31年度）に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用し、本町の森林面積の約半分を占める私有林の着実な整備の推進や、森林資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて国や道と連携し、施策の充実を図る必要があります。

3 施策の目的

森林の持つ多面的機能の発揮に向け、保安林、河畔林の計画的な森林整備を進めるとともに、町民の学習や健康づくりに向けた森林の総合的利用を推進します。



4 主要施策

①森林の保全・育成と総合的利用	森林が持つ多面的機能の発揮のため、造林・間伐・野ねずみ駆除等による森林の保全を進めます。また、別海町植樹祭の開催や、町立公園内への植樹を通して、町民が樹木と身近に接する機会の確保や木育の場を提供します。
②林業生産基盤の保全・整備	植栽から保育、管理まで町内で一体的に取り組むほか、河畔への植栽を実施します。また、「別海町森林整備計画」に基づき、生物多様性への配慮が必要な水辺林等を指定し、保全します。
③計画的な森林整備等の促進	計画的な森林整備の実施に向けて、民有林の造林・下刈り・野ねずみ駆除への補助を行い、森林所有者の負担を軽減します。また、シカ柵の設置を補助対象とし、植林後のエゾシカによる食害を防ぎます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
町植樹祭植樹面積（期間累計）	ha	5.76	3.0	6.0
町有林造林面積	ha	24	30	30
町有林間伐面積	ha	50	53	53
町有林皆伐面積	ha	11	16	16
民有林造林面積	ha	60	55	55

6 主要な事業

森林環境保全整備事業	町有林の造林や下刈り、間伐や枝打ち、野ねずみ駆除など総合的な森林整備を行います。
河畔林の整備に関する事業	河畔林の機能が持続的に発揮されるよう、関係機関と検討・調査し森林整備等を行います。
民有林整備の推進に関する事業	民有林の造林や下刈り、野ねずみ駆除やシカ柵の設置など整備に対し、町がその一部を補助します。また、2019年度（平成31年度）から施行される森林環境譲与税（仮称）を活用し、新たな森林整備等について検討します。



3 水産業の振興

1 現状

わが国は、世界でも有数の豊かな漁場に囲まれている島国であるため、古くから漁業が営まれ、水産物を基礎とした食文化が発展してきました。近年、わが国における水産物の消費量は減少傾向にあります。今なお有数の魚食大国といえます。その一方、世界に目を転じると、新興国を中心に水産物の消費量が大きく伸びています。このように、水産物に対する需要が世界的に増大する中で、水産資源の持続的な利用が可能となる取組を推進し、豊かな魚食文化と、それを支える水産資源を次世代に引き継いでいくことが求められています。

本町は、これまでも北海道や関係機関と連携しながら衛生管理型漁港*の整備、安全・安心な水産物供給を図るための施設整備、老朽化等に対する機能保全対策を行っています。

また、水産資源の増大対策として、アサリ・ホッキ・ニシン・ウニ・シジミ等の魚介類の増殖事業はもとより、地場水産物の付加価値対策や流通基盤強化に努め、新商品開発や植樹活動とも連携し、魚食普及・地産地消に努め消費拡大を図っています。

さらに、近年、台風や低気圧による高潮など漁港施設への影響や漁具被害等も懸念されることから、災害に強い漁港づくりが必要とされています。加えて、漁業後継者対策強化にも取り組んでいます。

2 課題

台風や低気圧による高潮や波高の増大などにより、現状の防波堤の高さでは海象条件に対して十分な安全が確保できないことによって、漁港機能が停滞し、漁業活動に支障を来すことが予想されるため、「災害に強い漁港づくり」が急務となっており、漁港等整備について北海道や漁業協同組合等と連携しながら進める必要があります。

また、漁業後継者対策は、2018年度（平成30年度）からの新規事業である北海道立漁業研修所入所者への補助を継続し、引き続き漁業協同組合と連携を図り対策を進める必要があります。

地産地消の促進としては、高品質化や高付加価値化を図り、地域ブランド力の強化や流通基盤強化に努め、新企画商品開発等への支援を関係機関とも連携し取り組む必要があります。

3 施策の目的

活力ある水産業の確立に向けて、漁業生産基盤の充実に取り組むとともに、水産資源のブランド化を推進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①漁業生産基盤の充実	安全・安心な水産物供給を図るため、衛生管理施設の整備及び施設の老朽化対策等を進め、漁業生産基盤を充実させます。
②水産資源の維持増大による管理型漁業の推進	漁場の生産力を高め、貝類の資源増大を図るとともに、種苗育成施設における計画的な生産を推進します。また、漁業者や水産加工関係者が安心して水揚げ加工ができるように水産系副産物再資源化施設を適切に管理運営します。
③担い手の育成と経営基盤の強化	漁業経営に対する意識の高揚及び若手リーダーの育成を図るため、漁業協同組合連絡協議会を主体に各種研修会への積極的参加を促します。
④地産地消の促進	地場水産物の高付加価値や流通基盤強化、新企画商品の開発に向けた取組、魚食普及や町民還元セール等を行うなど、地産地消に努め消費拡大に取り組みます。
⑤漁業後継者対策の強化	漁業者を志す者が入所する北海道立漁業研修所総合研修課程修了者に対し、その研修費用の一部を補助し、漁業者担い手確保を支援します。
⑥災害に強い漁港づくり	地震や津波、高潮等による大規模災害により、水産物の生産・流通機能が損なわれることから、水産物の安定供給に支障が生じないよう、災害に強い漁港づくりを進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
漁業総生産額	億円	97.6	100	100
漁業後継者の就業支援者数	人	0	10	15
新企画商品の開発（期間累計）	件	1	2	5



6 主要な事業

水産基盤整備事業 水産流通基盤整備事業（尾岱沼漁港）	別海圏域の流通拠点として、「衛生管理体制の強化」、「安全で快適な漁業地域」の形成」を目的に漁港を整備します。
水産基盤整備事業 水産生産基盤整備事業	風蓮湖地区にある天然漁場の減少に伴い、アサリ漁獲量の維持・増大にも懸念があるため、従前からの天然漁場と既存施設の拡充に向けてアサリ人工干潟を造成し、資源を増産します。
水産資源増大対策事業	栽培漁業の維持と資源の適切な管理、漁場環境の保全と改善に向けた事業を実施します。（アサリ・ホッキ・ニシン・シジミなど）
漁業後継者の就業を支援する事業	産業の担い手である漁業後継者の育成を図るため、北海道立漁業研修所の修了者に対し補助を行います。
既存施設（ニシン・ウニセンター）を生かした新魚種の育成	ニシン・ウニ等の種苗生産・放流事業を引き続き展開し、ニシンについては漁獲量の安定を目指すとともに、今後、新たな可能性を探るためにも新魚種の種苗生産を検討します。





4 観光の振興

1 現状

東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されるなど、今後海外から日本がより一層注目を受け、インバウンド*の増加が想定される中で、国内外からの観光客との交流を促進することが求められています。また、観光客との関係性を強め、定期的に地域と関わりを持つ関係人口の創出に向けた取組も、新たに注目を集めています。

本町では、既にインバウンド観光を想定した外国語パンフレットを作成しているほか、2011年（平成23年）に道の駅おだいとう、2015年（平成27年）には野付半島に野鳥観察舎を整備するなど、観光施設の充実にも取り組んでいます。また、観光メニューとしては、農林水産業と連携した体験型観光を展開するほか、冬季における野付半島での氷平線ウォークやスノーモービル散策も展開しており、氷下待ち網漁見学の商品化検討や、旧奥行臼駅通所等の歴史文化に触れる観光メニューの創出にも取り組んでいます。

さらに、地域の関係団体と協働して、えびまつりやあきあじまつり、ジャンボホタテ・ホッキまつりなど、本町ならではの特産品にちなんだイベントも開催しています。

2 課題

景観を楽しむ観光だけでなく体験型観光も注目を集める中、ニーズに沿った観光メニューや持続可能な商品の開発が求められています。そのため、農林水産業と連携した体験型観光の充実や、歴史・文化にふれあう観光メニューを創出することが課題となっています。

本町の宿泊施設は収容人数が少なく、団体客などのツアー旅行については通過型になっていますが、少しでも長い滞在を促し経済を循環させる仕組みが必要です。

また、個人観光客については、一層の増加に向けたPR方法を検討しなければなりません。

さらに、国内の観光客だけでなく、インバウンド観光客に向けた広域的な事業展開も視野に、国内外の観光客を呼び込むため、戦略的にデータの収集・検証を行う必要があります。

祭りなどのイベントは、本町を活性化するほか、PRする上での一つの手段ですが、町民を巻き込んだPR方法等についても検討する必要があります。

今後は、一度観光に来た方々にリピーターとなってもらうことも重要な課題であることから、衛生面等を意識した施設整備や観光地までの2次交通*の整備を関係機関と協議しながら推進する必要があります。

3 施策の目的

交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け、国内外の観光客の多様化・高度化するニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能を拡充するとともに、関係機関と連携し、広域観光体制づくりを進めます。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①観光・交流資源の充実・活用	観光施設の整備・充実を進めるとともに、観光ガイドとの連携による体験型観光を推進します。また、地域資源を活用した地域団体との協働によるイベントを開催します。
②新しい観光メニューの確立	自然・歴史・文化・人々とふれあう体験型観光の拡充に向けて、農泊、打瀬網漁の見学、フットパスなどを第一次産業と連携するとともに、氷下待ち網漁見学の商品化や旧奥行臼駅通所等の歴史文化に触れる観光メニューの創出に取り組めます。
③PR活動の推進	本町の観光についてPRするため、SNS*を活用したPRを推進します。その他パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、メディア取材の受入及び情報の発信を推進します。
④広域観光体制の充実	地域一体となった観光振興施策の推進に向けて、東北北海道や根室管内において広域的な連携のもと、観光ルートづくりや国内外へのプロモーションを実施します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
観光入込客数（全体）	人	309,812	343,000	374,000
観光入込客数（外国人）	人	1,543	2,760	4,570
観光客宿泊客数	人	35,185	39,000	42,500
新規観光メニュー（開発）（期間累計）	数	2	2	4

6 主要な事業

野付半島周辺観光施設整備事業	本町の観光拠点である野付半島ネイチャーセンター及び周辺施設の整備を促進します。
観光推進の取組	本町の観光資源を発掘し、体験型観光推進のため観光メニューの創出に取り組めます。個人観光客を滞在させるためSNS等を活用したPRを促進し、近隣市町と広域的に連携の上、地域を活性化させるための観光客の集客に取り組めます。



5 商工業の振興

1 現状

商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。しかし近年、少子超高齢社会の進行による需要減少やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透や大型商業施設の出店など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。また、全業種において人手不足が深刻化し、人材の確保が困難となっています。

本町では、中小企業振興基本条例に基づき、商工業の活性化に向けた各種活動を商工会等関係機関と連携しながら進めており、各種融資制度や人材育成事業による経営基盤の安定・強化や後継者育成を図っています。また、起業家支援事業により新規開業者や既存企業の新分野進出に対する支援、にぎわい商店街創造事業による商業振興体制の確立を図っています。

工業については、町の基幹産業と密接な乳製品製造業や水産加工業といった食品加工業を中心に展開されており、他団体等との連携や技術者の招へい、高機能加工機器の導入支援により、新たな商品や特産品の開発、海外進出に取り組んでいます。

また、新たに企業が事業所を開設した場合など、企業振興促進条例に基づき、企業の開発促進と発展を図るため、固定資産税減免等の措置を行っています。

2 課題

人手不足の深刻化により、休廃業せざるを得ない事業者が今後増加することも危惧されることから、いかに事業承継を進めるかが今後の課題となっており、そのための人材確保や人材育成支援を一層進める必要があります。企業の人材育成を図る研修の補助については、町外だけでなく町内での研修開催についても支援を行うなど、企業にとって活用しやすい事業を推進する必要があります。

商工業振興に関しては、町融資制度に係る利子補給及び保証料補助の継続的な支援とともに、国や道の融資制度の情報提供も含め、周知と活用を促進する必要があります。また、起業や新産業創出に至る前後の支援や、町内業者の受注機会拡大、町内での経済循環の促進へつながるような事業の改善・拡充を図る取組が求められています。

さらに、このような中小企業振興行動指針に基づく施策については、中小企業振興検討会議や中小企業振興審議会で関係団体から意見を聴取するとともに、産業連関表*等を利用し、効果を十分に検証しながら、商工業の活性化に向け更なる取組を検討する必要があります。

3 施策の目的

地域経済の活性化に向け、地域の特色を生かした産業を創出するとともに、既存企業が継続的に事業を行えるよう人材育成、経営体質の強化を促進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①商工業機能の強化	各種融資制度の活用促進により、経営体質・経営基盤の強化を図るとともに、人材育成事業により後継者の育成等を推進します。また、新規開業者や既存企業の新分野進出に対する支援を推進します。
②商店街の環境・景観整備	既存商店街の環境・計画整備を行い、にぎわいの場の再生と創造を支援することで、誘客、販売促進へつなげます。
③商工業振興体制の確立	商工業の活性化に向けた各種活動を関係機関と連携しながら進めるとともに、産業連関表を活用し、商工業振興体制の強化に取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
年間小売業販売額	億円	300	310	320
新規開業者数	件	3	5	8
製造品出荷額	億円	787	826	867
地域貢献中小企業支援事業（工コ型住宅建設促進事業）申請件数	件	53	58	65

6 主要な事業

起業家支援事業	新規開業や新分野への進出、空き店舗活用により地域活性化に取り組む起業家を支援し、町内での起業と雇用を促進します。
商店街活性化事業	誘客や販売促進など、商店街の活性化を図ることを目的として事業を実施する団体等を支援します。
町内中小企業活用推進事業	町内企業活用を推進するため、町民に対する支援事業を推進します。
町内中小企業金融円滑化事業	町内中小企業の経営基盤強化を図ることを目的として、金融の円滑化を推進します。
町内中小企業担い手育成事業（企業内人材育成事業）	町内中小企業の人材育成を図ることを目的として、研修等の実施を支援します。



6 雇用・勤労者対策

1 現状

わが国の経済は、近年、緩やかな回復基調を続けており、海外経済の緩やかな回復を背景に輸出や生産が持ち直すなど、雇用情勢は改善し好循環が進展していますが、人口減少や少子超高齢社会が進み、人手不足の状況が続いています。

このような状況の中、結婚・出産・育児等によって離職した女性、障がい者や高齢者といったさまざまな人材が活躍できる労働環境づくりが求められる一方、経済・社会環境の変化に伴って、雇用期間の短い非正規雇用者が増加し、長期に雇用される者の数が絞り込まれる傾向があります。

本町でも全業種において人手不足が深刻化しており、高校生を対象とした就職や社会生活に関する懇談会の開催、地元企業に関する情報提供を行うとともに、4町通年雇用促進協議会と連携して、通年での雇用促進を図っています。

また、男女雇用機会均等法の普及・啓発を行い、女性、高齢者、障がい者の雇用促進を図るとともに、労働条件や労働環境の改善に向けて事業主等への啓発を進めています。

2 課題

本町では、高校卒業後、進学を希望する生徒が8割近くおり、生徒の大半が町外へ流出してしまうことから、一度町外に出た若者を町内へ呼び戻すための施策を推進する必要があります。このため、高校生へのアプローチだけでなく、更に低年齢の段階から地元の企業に対する認識を深める取組も重要となっています。また、都市部における企業説明会への参加など、大学生や専門学校生等への働きかけも検討する必要があります。さらに、季節労働者については、今後も引き続き4町通年雇用促進協議会と連携し、通年雇用化を促進させる取組を支援することが求められています。

女性、高齢者、障がい者の雇用や勤労者福祉については、商工団体等と連携して普及・啓発を行うとともに、雇用促進につながる取組を検討し、労働条件や労働環境の改善を図る必要があります。

3 施策の目的

町の持続的な発展に向けた労働力の確保と雇用の促進、全ての就業者が健康で快適に働くことができる労働環境づくりを進めます。



4 主要施策

①雇用機会の確保と地元就職の促進	町内事業者と連携し、高校生を対象とした就職等に関する懇談会を開催するとともに、「別海町企業マップ」による地元企業の情報提供を行います。また、4町通年雇用促進協議会と連携し、通年雇用化を支援します。
②女性、高齢者、障がい者の雇用促進	相談窓口やセミナー等の紹介を含め、男女雇用機会均等法の趣旨の普及や事業所への啓発に努めるとともに、女性、高齢者、障がい者の雇用を促進します。
③勤労者福祉の充実	相談窓口やセミナーの紹介等により労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発を進め、福利厚生機能を充実します。
④就労者の確保	都市部における企業説明会への参加支援など、町外からの就労者確保を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
労働人口割合 （就業者総数／15歳以上人口総数）	%	67	67	67
高校新卒町内就職者数	人	20	22	24
高校新卒就職希望者のうち町内就職率	%	56	59	62

6 主要な事業

町内中小企業担い手育成事業（次世代対策）	次世代の担い手である高校生等に対し、町内事業者の情報提供や勤労観の醸成を図るとともに、関係機関との連携を強化し雇用を促進します。
----------------------	--



第2章 人と自然が調和するまち



緑と水がきらめく 調和のとれた環境づくり

1 環境に配慮した自治体の形成

1 現状

地球温暖化の進行による異常気象の増加や生態系への影響、自然の減少や水質汚濁等の地域における環境問題の発生、東日本大震災に伴う原子力発電所等の事故発生により、地球規模での環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が更に高まっています。

本町では、ラムサール条約登録湿地である野付半島・野付湾、風蓮湖など世界的にも貴重な自然環境に恵まれ、こうした環境の保全活動を行っている団体に対する活動支援やエゾシカによる植生被害の防止と個体の有効活用を図る罝い罝による生体捕獲を実施しており、豊かな自然環境の保全に努めながら、これらを活用した観光事業にも取り組んでいます。

各河川流域においては、第1次産業関係団体等が協議会を組織し、水辺の環境・水質保全について情報交換し、相互理解を深めています。

また、小・中学生を対象にした自然環境保全及び公害防止ポスターコンクールでは、その製作過程を通じて自然環境の保護保全と公害の未然防止に対する意識を高めるとともに、これらのポスターを展示し町民に地域の公害に対する関心及び自然環境保護意識の啓発に努めています。

さらに、町内公共施設においても「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進するため、照明器具のLED化等の各種省エネルギー対策に取り組んでいます。

2 課題

本町では、環境政策に関して、「別海町畜産環境に関する条例」及び「別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例」を2014年（平成26年）4月に施行しました。

今後も環境を守り、次世代へつなげるためにも、環境保全に取り組む関係団体を引き続き支援し、活動の拡大を促進する必要があります。

また、自然と共存できる新規観光メニューの創出に取り組むとともに、関係団体と連携しながら安全に観光できる環境を構築する必要があります。

野付半島ではエゾシカにより観光資源である草花の食害が発生しているため、今後も生体捕獲など個体数削減を継続することが必要となっています。

3 施策の目的

町民・事業者・行政の協働により、豊かな自然環境を重視した自然と人間が共存するまちづくりを推進するとともに、持続可能な環境に配慮した自治体の形成を目指します。



4 主要施策

①自然環境の保全と活用	環境保全活動を行っているボランティア団体への支援を行います。エゾシカの植生被害が大きい地区では、囲い罠による生体捕獲を行うなど、自然環境の保全を進めます。また、自然環境や景観を活用した観光事業に取り組みます。
②環境保全意識の高揚	各河川流域の第1次産業関係団体等による協議会での研修会やリーフレット作成、小・中学生対象の自然環境保全及び公害防止ポスターコンクールにより、環境保全意識の高揚に取り組みます。
③環境保全活動の促進	環境保全に取り組む団体への活動支援や春と秋の一斉清掃活動を行うほか、漁業協同組合女性部の「お魚殖やす植樹運動」と連携し、農林漁業関係者及び地域住民参加による別海町植樹祭を開催します。
④省エネルギーへの取組の推進	公共施設において、クールビズやウォームビズ、省エネ機器の導入など、各種節電対策に取り組み、「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進します。
⑤環境問題への対応	自動車騒音調査を毎年実施するとともに、漁業者と連携の上、主要河川及び風蓮湖の水質調査に取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
自然環境に対する満足度（まちづくりアンケートによる）	%	65.9	70.0	80.0
エゾシカ個体数の削減	頭	2,955	3,700	3,700
町内公共施設の温室効果ガス排出量削減率*	t-CO ₂	12,302 (100%)	10,324 (84%)	8,675 (70%)
主要河川と風蓮湖における水質調査実施率	%	100	100	100

※町内公共施設の温室効果ガスの削減率については、「別海町地球温暖化対策実行計画」に基づく数値目標から算出しており、同計画において、目標達成に向けた具体的な取組等を盛り込む予定です。



6 主要な事業

沿岸漁業振興のための漁場環境調査	風蓮湖内や前浜の生息環境・資源量調査及びさけます増殖河川に係る水質・生息環境調査を行います。
清流保全活動に関する事業	河川環境の保全を目的に川づくりに資する活動を行う団体に対して助成します。
エゾシカの被害対策に関する事業	町内の春駆除・秋駆除による個体数調整捕獲及び越冬地対策として野付半島・走古丹地域での囲い罠による生体捕獲を行います。
町内推進体制の確立	町内公共施設における温室効果ガスを削減するため、「別海町エネルギーの使用の合理化に関する規程」に基づくエネルギー使用合理化推進委員会を開催し、「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進します。
省エネ機器の導入等	カーボンマネジメント事業など、省エネ機器等への更新に係る事業を活用し、町内公共施設の各種設備を更新します。





2 ごみ処理等循環型社会の形成

1 現状

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨ての社会を見直し、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が求められています。

本町においては、現在18分別によるごみ収集を行っており、農家地区の収集回数や、ごみ収集ルートの見直しにより、収集の効率化を図るとともに、ごみ処理場における処理体制・方法の見直しを行ってきました。また、町広報紙において「ごみ減量化大作戦」コーナーを設けて継続して啓発を行ったほか、ホームページ等による啓発や「ふれあいトーク宅配講座」を実施した結果、焼却量と埋立て量が大きく減少するとともに、リサイクル率は「第6次別海町総合計画」において目標としていた30%を達成しており、可燃ごみの減量化に向けた取組が進んでいます。

さらに、「ねむろ自然の番人宣言」運動に伴う根室振興局管内の担当者会議により、啓発活動や不法投棄の監視体制についての情報共有が進んでおり、不法投棄を発見した場合は、速やかに調査し、必要に応じて警察と連携して対応しています。

し尿処理場については、計画的な維持補修事業による設備の更新が進み、現在も安定的に施設の運営が行われています。

2 課題

ごみ収集・処理体制の充実を図るために、必要に応じて受益者負担率や手数料の見直しを進めるとともに、焼却量が減少している一方で、焼却コストは依然として高額であることから、更なるごみの減量化を積極的に進める必要があります。また、分別の表示や説明を分かりやすく工夫し、分別への理解を深める必要があります。

不法投棄に対しては、「ねむろ自然の番人宣言」の運動を管内で連携して進め、監視体制を強化する必要があります。

し尿処理に関しては、施設設備機器の維持補修や更新を計画的に実施し、安定的な処理体制を維持するとともに、施設の老朽化が進んでいることから、新たな処理方法も含めて検討する必要があります。

3 施策の目的

町民・事業者・行政が一体となって、4R^{*}への意識を高め、実行するとともに、ごみ処理・リサイクル体制を充実し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を推進します。

^{*}用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①ごみ収集・処理体制の充実	収集回数や収集ルートの見直しを適宜行い、収集の効率化を図るとともに、必要に応じて受益者負担率や手数料の見直しを進めます。また、ごみ処理場における処理体制や処理方法も必要に応じて見直し、焼却量と埋立て量の減少に取り組めます。
②ごみ減量化・4R運動の促進	更なるごみの減量化に向けた分別等の啓発について、町広報紙やホームページによる周知、「ふれあいトーク宅配講座」の開催等を継続的に実施し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
③ごみの不法投棄の防止	「ねむろ自然の番人宣言」関係機関との連携により、啓発活動や情報共有を図り、不法投棄の監視体制を強化します。
④し尿処理体制の充実	し尿処理場については、安定的に処理が行われるよう、今後も施設設備機器の維持補修や更新を計画的に実施するとともに、新たな処理方法についても検討します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
ごみの総量	t	4,991	4,603	4,216
もえるごみの量	t	2,944	2,900	2,856
町民一人一日当たりのごみ量	g	888	851	815
リサイクル率	%	33	34	35
ごみに関する学習会の開催数	回	16	16	16
不法投棄件数	件	14	12	10

6 主要な事業

最終処分場の長寿命化	ごみの分別推進強化により、排出ごみ量の減量化に努め、計画的な最終処分場の長寿命化を進めます。
4R運動の促進	4R運動を促進し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
「ねむろ自然の番人宣言」による広域的な監視体制の連携強化	ごみの不法投棄を防止するために、定期的な広報での周知や情報提供を行います。 「ねむろ自然の番人宣言」関係団体を中核とした組織的な活動体制を充実するとともに、関係機関との連携を密にし、広域的な監視体制を強化します。
し尿処理場の維持補修	施設・機器の老朽化に伴う補修・改修を実施します。



3 公園等の整備と緑化の推進

1 現状

健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、スポーツや交流の場、子どもの遊び場であるとともに、環境・景観の保全機能を持つ重要な施設です。

本町では、町立公園（町民憩の森、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園）と別海、西春別、尾岱沼などの市街地に児童遊園地を設置しており、これらの公園を安全に利用できるよう、町内業者や地元町内会と連携し、適切な管理体制を構築した上で管理者による見回りや清掃、毎月の遊具点検、専門業者による年1回の遊具点検を行うとともに、老朽化した施設や遊具の補修・撤去等を計画的に実施しています。

緑化については、町内会や学校等に対する緑化事業の公募、学校施設内の植樹や花壇整備への支援、各町内会に花の苗等を配布する事業を実施しており、まちぐるみの緑化運動として定着しつつあります。

霊園では、管理人を季節雇用することで、適正な維持管理を行っており、墓地についても地域の要望に応じた環境整備を実施していますが、核家族化や少子超高齢社会の進行により、将来における墓の維持管理に不安を抱く声が高まっています。また、斎場については、火葬設備の更新等の維持補修事業を実施しています。

2 課題

各公園ともに経年劣化による施設の破損等がみられるため、今後も町内会等と協議しながら地域の実情を踏まえた適切な管理体制・方法を構築し、定期的な点検や必要に応じた補修を計画的に行う必要があります。また、施設整備や公園のあり方について、地域と協議しながら必要性を含めて検討を行う必要があります。

緑化については、市街地における花や緑も不足しているため、計画的な花壇整備や植樹を検討する必要があります。

霊園・墓地については、各地の要望を聞きながら課題を抽出するとともに、墓の維持管理や継承者不足に対する不安を解消するため、合葬墓等の設置を検討する必要があります。斎場については、計画的な施設の維持補修を行う必要があります。

3 施策の目的

町民が健康で快適な生活を営んでいくための場の確保と、緑あふれる豊かな環境づくりに向け、公園等の適切な整備・維持管理及びまちぐるみの緑化運動を実施します。



4 主要施策

①公園の整備	公園施設を安全に利用できるよう定期的な清掃、点検及び老朽化した設備の補修、更新を計画的に行います。
②維持管理体制の充実	公園の有効な活用を促進するため、地域住民との協働による維持管理体制を充実します。
③緑化の推進	各町内会に対する花の苗の配布や緑化事業の公募、学校施設内の植樹や花壇整備への支援など、まちぐるみの緑化運動を行います。
④墓地・斎場の維持管理の充実	霊園管理人を季節雇用することで、霊園の適正な維持管理を行い、墓地についても地域の要望を聞きながら、環境整備を行うとともに、合葬墓等の設置について検討します。また、斎場については、計画的な施設の維持補修を行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
施設遊器具の点検実施率	%	100	100	100
児童遊園地の協働による管理率	%	100	100	100

6 主要な事業

町立公園・児童遊園地の整備	施設、設備の点検、補修及び更新を計画的に行います。
緑化事業	快適な環境づくりに向け、まちぐるみで取り組みます。



第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち



未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり

1 健康づくりの推進

1 現状

わが国では、少子超高齢社会が急速に進行する中で、健康な状態で日常生活を営むことができるよう健康寿命を延ばすことが、いきいきとした人生を送る上での重要な課題となっています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加等により、健康阻害要因は多様化している状況です。

本町では、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防・早期発見につながる各種健（検）診の受診率向上に努め、生活習慣や食習慣についての学習機会を提供するなど、各種保健事業を展開しています。

加えて、妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して全ての妊産婦や乳幼児の健康状態を把握した上で、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、学校保健と連携し就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めています。

また、母子健康センターでは、全ての妊産婦に対し妊娠初期から一貫して関わることで、安心して出産できるよう支援しています。

さらに、精神疾患の早期発見、治療の促進や地域生活を支援するため、相談や健康指導を行っています。

2 課題

各種健（検）診については、今後も受診率向上に向けて取り組むとともに、各種保健事業においては、保健・医療・福祉・教育機関の連携による総合的なサービスの提供により、子どもから大人まで全ての町民の健康管理意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを促進する必要があります。

また、精神保健対策に関しては、精神疾患の内容や精神障がいのある方の社会共生に対する、町民への正しい理解と普及・啓発を推進するとともに、潜在している対象者への支援を確立するための体制づくりが必要となっています。

さらに、自殺死亡率*の高い本町においては、自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

3 施策の目的

全ての町民が健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①総合的な健康づくりの推進	「健康べつかい21」に基づいて、肥満の予防や運動習慣の推進、生活習慣病予防等の各分野で、関係機関と連携した健康づくり施策を推進し、数値目標の達成を目指します。
②健康管理意識の高揚	健康相談などにより健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりに関する自主組織の育成・支援により、町民の主体的な健康づくりを促進します。
③各種健（検）診の充実	今後も、関係機関と連携し、各種健（検）診の精度管理や取組内容の充実を図るとともに、受診率向上に取り組めます。
④母子保健の充実	全ての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
⑤精神保健対策の推進	町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、誰も自殺に追い込まれることのない別海町の実現を目指し、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」による各種施策を積極的に展開します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）		単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
成人の肥満率（20～60歳代の男性） （特定健診及び若者健診受診者を対象）		%	45.2	28.0 ^{*1}	28.0
成人の肥満率（40～60歳代の女性） （特定健診受診者を対象）		%	25.3	19.0 ^{*1}	19.0
子どもの肥満率（小・中学生）		%	14.1	8.0	7.0
妊娠中の体重増加著明者割合		%	35.4	32.0	30.0
妊娠の早期届出（11週未満）率		%	91.9	95.0	95.0
1か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	66.4	68.0	70.0
	人工	%	3.3	3.0	3.0
	混合	%	30.3	29.0	27.0
4か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	77.3	80.0 ^{*2}	80.0
	人工	%	8.4	5.0	5.0
	混合	%	14.3	15.0	15.0
自殺死亡率（5年平均）		人	26.6	15.9 ^{*3}	13.3

※1 「健康べつかい21」（2013～2022年度）における目標

※2 「第4次別海町母子保健計画」（2017～2024年度）における目標

※3 「いのち支える別海町自殺対策行動計画」（2019～2023年度）における目標



6 主要な事業

生活習慣病予防対策関連事業	各種健（検）診の実施や、健康相談、健康教育、保健指導による健康づくりを推進します。
妊婦・乳幼児支援関連事業	母親教室や育児教室の実施に加え、母乳外来、乳幼児相談、各種健診事業による妊婦・乳幼児支援を進めます。
精神保健関連事業	心の健康相談や学校訪問相談による健康づくりを推進します。
自殺対策関連事業	「いのち支える別海町自殺対策行動計画」に基づく、各種施策を推進します。





2 医療体制の充実

1 現状

わが国において、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るために、医療提供体制が重要な基盤となっています。こうした中で、少子超高齢社会の急速な進行とそれに伴う人口構造、疾病構造及び就業・家族構造の変化や価値観の多様化といった社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けることができる更なる体制の整備が求められています。

本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、2012年（平成24年）に建て替えを行った町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っています。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施しています。

病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供のため、診療科の見直しを実施するとともに、医療機器の更新や新規購入を進めるほか業務の効率化に向けて、電子カルテの導入の準備を開始しています。

また、歯科医療は、医療上不便な地区に対応するため、町内2箇所に町立歯科診療所を設置しています。

さらに、道東ドクターヘリが2009年（平成21年）に運航を開始したことにより、早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。

2 課題

今後も医師や看護師等の医療従事者の安定確保に努めるとともに、業務の効率化による健全な経営を図ることで、一次医療の安定的な提供を行う必要があります。

また、高齢化が進む中、他の医療機関と更なる連携を図る必要があります。特に、冬季はドクターヘリ離発着場の制限があることから、除雪を考慮した離発着場施設の確保が課題となっています。

3 施策の目的

医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、町立別海病院を核とした地域医療体制の充実を進めます。



4 主要施策

①地域医療体制の充実	別海病院の医師や看護師等の医療従事者の確保を図り、患者サービスや診療内容を充実させます。また、民間の医療機関とも連携しながら、歯科診療や在宅医療等を充実します。
②健全な病院経営の推進	電子カルテの導入等により業務の効率化を図るとともに、経費の節減を行い、経営の健全化を進めます。
③救急医療の充実	近隣の医療機関との更なる連携強化を進め、高度化・多様化する救急医療体制を充実します。また、関係機関との協力によるドクターヘリの安定した運航体制づくりを進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
病床利用率	%	79.8	80.0	80.0
常勤医師数（嘱託医師を含む）	人	9	11	11
健康診断受診者数	人	584	640	700
総収益対総費用比率	%	97.5	100	100

6 主要な事業

医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に整備します。
情報システムの整備	電子カルテの導入等を行い業務の効率化を図るとともに、医療過誤の防止、診療報酬算定の正確性の向上に取り組みます。



3 地域福祉の充実

1 現状

わが国では、少子超高齢社会、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。

本町では、社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び各種福祉団体等と連携し、多様なニーズに対応するため地域に密着したさまざまな住民参画型の各種福祉事業を展開しています。また、高齢者等の生活課題、福祉サービスの利用意向に応じる幅広い相談体制整備に努めるとともに、NPO法人等が実施する共生型地域福祉拠点*事業により、世代や分野を問わない地域福祉の相互理解を図っています。

さらに、本町で生産製造された牛乳の給付や町内入浴施設を利用できる入浴券の給付、高齢者及び障がい者（児）等バス・ハイヤー共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施しているほか、災害時に支援が必要な方の安全を確保するため「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して、支援体制を構築しています。

2 課題

近年、核家族化や少子超高齢社会の進行により、地域との関わりが少なくなる世帯が増加し、今後においても地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。このため、高齢者や障がい者（児）の地域住民とのつながりや、子どもから高齢者までの幅広い世代間交流は最も重要であり、各種福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、地域福祉の推進役と位置づけられる社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。

災害時要支援者の支援に関しては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」を推進し、要支援者の把握及び制度の周知に努めるとともに、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て地域における役割を明確にし、更に体制の充実を図る必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①相談体制の充実と地域支援体制の確立	地域福祉に取り組む、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会やボランティア団体、NPO、民間事業者等と連携した相談体制の整備を図るとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、各種制度の普及を促進します。
②福祉意識の高揚	高齢者、障がい者（児）、児童などに一体的に福祉サービスを提供する共生型地域福祉拠点事業や、福祉イベントの開催等により、世代や分野を問わない相互理解と町民の福祉意識の高揚に取り組みます。
③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。
④人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者（児）などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。
⑤災害時要支援者対策の促進	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、関係部署や関係団体と連携しながら要支援者の把握や制度の周知を行い、地域における更なる支援体制の整備を促進します。
⑥福祉の向上	福祉牛乳、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券を給付し、健康及び社会参加の増進と福祉の向上に取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
共生型地域福祉拠点事業利用者数	人	1,080	1,200	1,300
福祉ボランティア登録団体数 （期間累計）	団体	13 （登録済数）	2	4
福祉牛乳給付者数	人	3,317	3,400	3,500
福祉入浴券給付者数	人	2,807	2,900	3,000
高齢者バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	600	700
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	300	300

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



6 主要な事業

共生型地域福祉拠点事業の推進	高齢者や障がい者（児）、児童などが地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う事業を支援します。
福祉牛乳給付事業	高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の健康増進と福祉の向上を目的とし福祉牛乳を給付します。
福祉入浴券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の福祉の増進を目的とし福祉入浴券を給付します。
高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の社会参加促進と福祉の増進を目的としバス・ハイヤー共通券を給付します。
災害時避難行動要支援者支援制度の活用	制度の周知を行い、支援が必要な人が支援を受けられるよう、町内会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携をとり、制度の活用を推進します。





4 子育て支援の充実

1 現状

わが国では、近年、少子超高齢社会の進行や核家族化の定着、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

本町では、2019年度（平成31年度）までを計画期間とした「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて各種事業を進めています。

町内の公立・私立の認定こども園やへき地保育園と連携し、子ども・子育て支援法に基づく保育環境の整備を図っています。また、子育て支援センターや乳幼児母親家庭教育学級により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、保護者が就労している児童の放課後等の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。

子どもの医療費については、中学生までを無償化し、子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の緩和を図っています。

また、町全体で子どもの誕生を祝福し、お祝いの気持ちを伝えることで、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化を図ることを目的とした祝金を贈呈する事業を実施しています。

2 課題

保護者の就労環境の変化等により保育需要が増加傾向にあり、保育に携わる人材の確保など保育環境の整備が必要となっているほか、子育てに不安を抱える家族の不安解消や家庭での教育力向上のため、親子が自由に交流できる場の提供なども必要となっています。

また、近年、子育ての不安やストレスにより精神疾患を発症するケースが多いことから、支援体制の更なる充実が求められています。

今後も、子どもや子育て家庭を地域や町全体で支援するため、保健・医療・福祉・教育機関が一体となり、多面的な子育て支援施策を積極的に推進する必要があります。

また、公民館で行っている乳幼児母親家庭教育学級「すくすく学級」は、子育て支援センター「はみんぐ」との効果的な連携策を検討する必要があります。

3 施策の目的

次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進します。



4 主要施策

①地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業や地域における預かり事業など、地域で支え合う子育て支援、住民相互活動を促進します。子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。また、子どもの誕生を町全体で祝福することにより、地域の活性化を進めます。
②教育・保育サービスの充実	全ての子どもの良質な成育環境を保障するため、私立認定こども園等と連携し、子ども子育て支援法に基づく保育サービスを充実するとともに、多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備等を計画的に行います。
③児童の健全育成	地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、民間運営による放課後児童クラブ設立・運営支援を行うなど、子どもの居場所づくりを促進します。
④家庭教育支援の充実	乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）や子育て支援センター（はみんぐ）が連携し、家庭教育や育児相談など子育て支援の充実を推進します。
⑤児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行います。
⑥相談・援助体制の充実	関係機関と連携を図り、子育て不安などに対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
放課後児童クラブ設置数（期間累計）	箇所	3 （設置済数）	1	2
子育て支援センター利用者数 （延べ人数）	人	4,431	4,500	4,600
乳幼児母親家庭教育学級利用者数 （延べ人数）	人	2,494	2,700	2,800
児童虐待対応件数	件	18	15	13
ファミリーサポートセンター利用者数	人	1	5	7



6 主要な事業

地域子ども・子育て支援に関する事業	子どもの健やかな育ちを守るとともに、地域全体で子育てしやすい環境づくりを目指し、教育・保育の取り巻く環境の変化に対応した各種事業を実施します。
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。
子ども医療費の助成	子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。
出産祝金の贈呈	子どもの誕生を町全体で祝福することにより、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化につなげます。
妊婦健康診査事業	母体や胎児の健康確保を目的に、健診費用の一部助成を行います。





5 障がい者（児）支援施策の充実

1 現状

わが国では、障がい者（児）に関わる制度改革を進め、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

本町では、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等給付費の支給や各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人が、地域の中で自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保に努めています。

また、2014年（平成26年）からは地域生活支援事業の一つである理解促進研修・啓発事業として、町民を対象としたDVD上映会、シンポジウム、講演会等を開催するとともに、町民や団体、学校の要望に応じて「ふれあいトーク宅配講座」として講師を派遣し、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を行っています。

相談支援体制については、より専門的な相談に対応できるよう町窓口で専門職及びピアカウンセラー*の配置や、町内の社会福祉法人等に相談支援事業を委託するとともに、2018年（平成30年）には、地域の社会資源を最大限に活用しながら、必要とされるさまざまな支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」や「基幹相談支援センター」を広域で設置しています。

障がい児に関しては、「障がい児福祉計画」を策定し、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業等給付費の支給や、児童デイサービスセンターを設置し、保健センターと連携の上、障がいや発達の遅れがある児童に対し、早期に療育支援を実施する体制を整備しています。また、保護者からの発達に関する相談に対し、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による巡回療育相談や、各認定こども園及び小・中学校を巡回する事業等を実施しています。2017年（平成29年）には民間の放課後等デイサービス事業所が開所され、更なる支援体制の整備が図られています。

2 課題

今後においては、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、更なる福祉サービスの充実や保健・医療分野における地域での支援の必要性が高まっています。

障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活するための多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、福祉に携わる人材確保対策を行う必要があります。

また、発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者に対する支援体制の確保が重要となります。

さらに、共生型社会の実現に向けて、障がいについての正しい理解と認識を深め、「支え合う気持ち」、「助け合う気持ち」を持つことが重要であるため、今後も広報・啓発活動の推進が求められています。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



3 施策の目的

障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者（児）とその家族が、いきいきと共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進めます。

4 主要施策

①障がい者（児）支援の総合的推進	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。
②教育・療育の充実	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。
③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	20	24
子ども発達支援センターの相談件数	件	39	50	70
施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 （当該年度実績）	3*	8
福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 （当該年度実績）	3*	6
理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	130	150

※「別海町第5期障がい福祉計画」（2018～2020年度）における目標

6 主要な事業

子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。
児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。
地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。



6 高齢者施策の充実

1 現状

わが国の人口減少や少子超高齢社会は今後も更に進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれています。介護保険制度も高齢者を支える制度として定着する一方で、今後、利用者の増加や高齢者のみの世帯数の増加が見込まれており、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送るための体制づくりが必要となっています。

本町も、人口減少や少子化の傾向にあり高齢者人口は増加し、要介護認定者数も増加が続いています。そのため、2018年（平成30年）に策定した「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指すための方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図ることとしています。また、地域支援事業や予防給付・介護給付、保健福祉サービス等についても、関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向けて、各団体の活動や「ふれあい・いきいきサロン」運営事業者に対し支援を行っています。

高齢者に関わる施設においては、特別養護老人ホームの建設など、利用者のニーズに合った施設整備を行うとともに、介護予防に特化したはつらつデイサービス事業の開始や、通所リハビリテーションの事業内容を拡充するなど、利用者の利便性の向上に努めています。

このほか、緊急通報システムの活用や、民間企業との見守り協定締結などにより、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。

全国的な介護員不足は、本町も例にもれず、各事業所において人員の確保に苦慮しているところです。このことから、町奨学金対象者に介護福祉士を追加するなど、介護職員確保対策事業の拡充を行い、介護員不足の解消に向けた施策を展開しています。

2 課題

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症支援対策の充実及び生活支援体制の整備を行い、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る地域包括ケアシステムの構築を今以上にスピード感を持ち、進める必要があります。

また、老人クラブや「ふれあい・いきいきサロン」参加者の減少が課題であり、参加者ニーズに合ったサロン事業の企画など、高齢者の生きがいや社会参加につながる環境づくりを検討する必要があります。

さらに、今後の高齢者増加に伴い、介護や支援が必要な高齢者の増えることが見込まれるため、地域全体で見守る体制づくりを進める必要があります。

介護員不足の対応は、介護員確保対策事業の更なる拡充と併せて、電子記録や介護ロボットなどの導入により、介護員の負担を軽減する施策の検討も必要となっています。



3 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進します。

4 主要施策

①高齢者支援推進体制の整備	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
②地域支援事業の推進	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。
③予防給付・介護給付の実施	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。
④保健福祉サービスの推進	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっが健康体操教室を開催します。
⑤高齢者関連施設の整備・充実	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。
⑥生きがいづくりと社会参加の促進	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。
⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
⑧介護職員の確保対策の推進	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、介護ロボットなどの導入により介護員の負担を軽減する施策を検討します。



5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
生活支援コーディネーターの数	人	—	8	11
「ふれあい・いきいきサロン」参加者数 （3箇所 1日当たり）	人	17	25*	25
介護職員初任者研修受講者数 （期間累計）	人	86	100	200
地域密着型小規模多機能施設数	箇所	1	2*	2

※「別海町第7期介護保険事業計画」（2018～2020年度）における目標

6 主要な事業

包括的支援事業の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護及び地域や生活支援を行う関係団体との連携したネットワークを形成します。
利用者ニーズにあった施設整備の推進	公的介護施設等基盤整備事業の活用により、「通い」を中心とし、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行う施設整備を進めます。
介護職員確保対策の拡充	奨学資金の奨励や、介護職員初任者研修開催のほか、介護事業所のニーズに合った介護職員確保対策事業を検討します。
老人福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設償還費に対する補助を継続します。



7 社会保障の充実

1 現状

国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増大や少子超高齢社会の進行等を背景に、制度の安定的な運営が可能となるよう、2018年度（平成30年度）に市町村の単独運営から都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うこととなりました。この制度改正により、都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村は、より積極的に被保険者の健康づくりについて関係者と連携した取組を進めることとなっています。

本町では、特定健診・特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりに取り組んでおり、メタボリックシンドロームの減少率は国の目標の10%を上回っています。また、レセプト点検の強化や医療費の適正化を進めるとともに、保険税については、滞納対策を強化した結果、高い収納率を維持しています。

後期高齢者医療制度については、被保険者に係る健康診査について、北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け実施しているほか、広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行いながら、広域連合と連携し、健全な制度運営を進めています。

また、国民年金制度は、広報紙やポスターを活用した啓発活動を推進し、年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権の確保を進めています。

生活困窮者からの相談は増加傾向にあり、本人からの相談や、民生委員・児童委員等からの情報提供に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業を実施している「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」や、生活福祉資金貸付事業等を行う社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の段階で、本人が自立した生活が送れるよう支援を実施しています。

2 課題

国民健康保険では、特定健診の受診率の伸び悩みが課題となっていることから、受診率向上に向けた取組が求められています。

生活困窮者が抱える課題は多様であり、自ら相談することが難しい場合も想定されることから、地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチ*による早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。

3 施策の目的

全ての町民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができるよう、適切な社会保障制度の運用や充実を進めます。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①国民健康保険事業の健全化	特定健診や特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりを進めるとともに、特定健診の受診率向上に取り組みます。また、レセプト点検の強化等により医療費の適正化を進めるとともに、収納率を維持するため保険税の滞納対策に取り組みます。
②後期高齢者医療制度の円滑な運用	広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行い、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、広域連合と連携し、健全な制度運営を推進します。
③低所得者福祉の推進	地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチによる早期支援につなげる体制づくりを推進します。
④国民年金制度の啓発	制度の正しい理解を深めるため、広報紙やポスターを活用した啓発や年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権を確保します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
国民健康保険税収納率	%	98	98	98
国民健康保険特定健診受診率	%	37	60 ^{*1}	60
国民健康保険後発医薬品の使用割合	%	65	80 ^{*2}	80

※1 「第2期別海町保健事業実施計画」（2018～2023年度）における目標

※2 「北海道医療費適正化計画」（第三期）（2018～2023年度）における目標

6 主要な事業

国民健康保険医療費適正化事業	特定健診の実施、健康づくりの促進とともに、レセプト点検の充実強化や、後発医薬品への切り替えの周知等に取り組み、国保運営の安定化を進めます。
後期高齢者医療制度啓発事業	後期高齢者医療制度の周知等に取り組み、健全な制度運営を行います。
国民年金啓発事業	啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に取り組みます。



第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち



地域ぐるみで 心豊かなまちづくり

1 社会教育の推進

1 現状

少子超高齢社会の進行や情報通信技術の急速な発展等により、社会環境や家庭生活は大きく変化し、求められる学習ニーズが多様化しています。また、高齢者を含む全ての人が健康で、生きがいを持って暮らせる社会を実現する上で、生涯にわたって学習できる環境を整えることは、個人の人生を豊かにするだけでなく、学習成果を地域社会に還元することにもなり、魅力と活力ある地域づくりにつながっています。

本町では、身近な学びの拠点である3つの公民館や、スポーツセンター、図書館等を中心に町民の多様な学習を支援するとともに、幅広い学習ニーズの把握に努め、さまざまな講座・教室・講演会等の学習機会の提供を行っています。

また、社会教育関係団体への活動支援を行い、自主的な社会教育活動を促進させ、学校現場の求めに応じたさまざまな分野の指導者を育成するとともに、「学校応援ボランティアリスト」への登録を進めています。

2 課題

生涯学習センターは、2022年度の供用開始を目指して準備を進めていますが、郷土資料館をはじめとした社会教育施設の老朽化が進んでおり、緊急性や費用対効果を踏まえて計画的に改修や更新等を行う必要があります。

また、各社会教育施設では、幅広い世代のニーズを的確にくみ取り、学習機会を提供するとともに、活動に対する情報提供や相談業務についても、積極的かつきめ細やかに対応することが求められています。

特に図書館は、今後も継続して蔵書の整備を進めるだけでなく、利用者ニーズの多様化・高度化に応えられる情報・資料の提供が求められており、そのため新刊図書購入の継続やレファレンス*資料更新、基幹産業関連図書の購入・更新や郷土資料の収集保存にも力を入れる必要があります。また、施設の運営体制に係る開館日時や移動図書館車の運行、学校図書館を含む関係施設との連携、司書など適切な人員確保についての検討が求められています。

今後は、まちづくりの主体である町民の活動を支える地域の拠点として、生涯学習センターをはじめ各公民館の集約された機能が、地域や学校等に幅広く影響を与えられるよう「学校応援ボランティアリスト」をより有効に活用するなど、町民と行政が一体となって地域をつくり、つないでいくことが重要となっています。

3 施策の目的

誰もが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、魅力と活力ある地域づくりにつなげるため、子どもから高齢者まで全ての世代が学べる社会教育の環境づくりを推進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①社会教育関連施設の充実	中央公民館を生涯学習センターに建て替え、2022年度に供用開始できるよう準備を進めます。そのほかの施設についても、老朽化がみられるため、計画的に改修や更新を行います。
②特色ある社会教育プログラムの整備と提供	町民のニーズを的確に捉え、事業や講座等を計画的に実施し、学習機会等の提供を図るとともに、町民に広く情報提供ができるよう広報・啓発活動を強化し、参加を促進します。
③図書館の充実	利用者ニーズの多様化・高度化に対応できる情報収集と資料提供に向けて、今後も蔵書整備を継続し、利用率の高い書架を整備するとともに、円滑なレファレンスサービス対応ができるように、司書などの適切な人員を確保します。また施設・機器の劣化により運営に支障を来すことのないよう、計画的に整備を進めます。
④団体等の活動支援と地域の担い手の養成	社会教育関係団体への活動支援として、学習環境の整備と機会の充実を図ることで、地域の人材を育成するとともに、「学校応援ボランティアリスト」等を活用することで、学習の成果を学校や地域において発揮できるよう進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
生涯学習「ふれあいトーク宅配講座」講座開講数	件	42	50	50
学校応援ボランティア利用件数	件	15	16	16
公民館利用者数（生涯学習センター）	人	70,006	76,000	78,000
公民館講座開設数	講座	23	26	26
平成寿大学受講者数	人	1,682	1,800	2,000
町民一人当たりの貸出冊数	冊	5.13	5.20	5.50
図書館でのお話会等への参加者数	人	168	240	257
図書館利用者数（移動図書館車・上西春別中開放図書室利用者を含む）	人	21,052	21,100	21,400
児童・生徒の不読率	%	13.7	9.75	8

6 主要な事業

生涯学習センター建設事業	2022年度供用開始に向けての準備と、その後の積極的な事業推進に取り組めます。
社会教育施設及び設備の延命化事業	西・東公民館及び図書館等の老朽化に対応し、当該施設の「長寿命化計画」を策定し、計画的に補修改修を行い、住民サービスの向上に取り組めます。
図書館機能の向上事業	利用者ニーズの多様化・高度化に対応できる情報収集と資料提供に向けて、図書及び資料の整備を継続します。
住民参画型社会教育プログラム事業	「学びの木」にある学ぶ機会の提供と生涯学習推進アドバイザーからの指導等による特色ある事業を推進します。



2 学校教育の充実

1 現状

これからの社会は、IoT*やビッグデータ*、人工知能（AI）をはじめとする急速な技術革新やグローバル化、少子超高齢社会、消費社会等の一層の進展などにより大きく変化することが予想されています。

本町の学校数は、2008年（平成20年）5月当時、町立小学校11校（児童数1,004人）、中学校9校（生徒数467人）で、その後、2009年（平成21年）3月には豊原、美原小学校が、2016年（平成28年）3月には別海小・中学校が閉校となり、2018年（平成30年）5月現在においては、町立小学校8校、中学校8校となっています。今後の児童・生徒数についても減少が見込まれています。

これまで、本町では、安全・安心な給食を継続して提供するため、老朽化の進む学校給食センターの改築工事に着手するとともに、耐震化に向けた中春別中学校及び上西春別中学校の改築をはじめ、計画的な学校施設の整備を図っています。

また、2014年度（平成26年度）に入学者の減少により普通科が2学級となった地元北海道別海高等学校については、町及び各種関係団体による要請活動の実施や各種支援事業を推進し、2017年度（平成29年度）から3学級が確保され、寄宿施設への助成をはじめとする各種支援事業を推進しています。

さらに、本町における学校教育の充実に向けて、社会変化に対応した教育内容の充実、ALT*の配置など国際化への対応、心の問題への対応、子どもの安全対策及び教育環境の整備等を積極的に進めています。

2 課題

変化が激しく、今後の予測が困難な時代の中、本町の将来を担う子どもたちの、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育むことが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として、心身共に健やかに成長することができる教育環境づくりが強く求められています。

このため、幼児教育の一層の充実、主体的で対話的で深い学びに代表されるアクティブ・ラーニング*を視野に入れた特色ある学校教育活動の推進をはじめ、特別支援教育の充実や心の問題への対応を引き続き推進する必要があります。

また、老朽化した学校施設及び設備の計画的な整備や、改築に着手している学校給食センターの運用開始が求められています。

さらに、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携した子どもの安全性の確保、地域と共にある学校づくりを進めるコミュニティ・スクール*の導入、地域の特性を踏まえたふるさと教育やキャリア教育、高等教育支援等の充実など総合的な取組を一体的に進める必要があります。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



3 施策の目的

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設及び設備の計画的な整備や、地域の特性を生かし、地域が一体となった総合的な教育環境の向上に取り組みます。

4 主要施策

①幼児教育の充実	2018年度（平成30年度）施行の幼稚園教育要領の中で示されている「幼児期の終わりまでに育って欲しい幼児の姿」の達成に向けた教育環境の整備を推進します。 また、義務教育との連携には、「生活する力、学ぶ力、かかわる力」の育成に重点を置いた別海版接続カリキュラムを一層活用し、就学段階における学びの連携を強化します。さらに、園児が安全で快適な環境で学ぶことができるよう幼稚園施設及び設備の計画的な整備を進めます。
②学校教育の充実	基礎的な学力向上や個性・創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努め、次期学習指導要領で示す「主体的・対話的で深い学び」に代表されるアクティブ・ラーニングを視野に入れ、学力、体力、生活力の向上を柱とした取組を進めます。 また、学びの土台となる力を伸長するため、N I E *活動の推進、読書活動の推進、図書館司書と学校が連携した魅力ある学校図書館づくり、児童・生徒用図書の本数の整備等を進めます。 さらに、2018年度（平成30年度）からの移行期間を経て2020年度から実施される小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語科に向けて、A L Tの増員など、小・中学校を含めた外国語学習の指導体制の整備に取り組みます。
③学校施設及び設備の整備	学校施設及び設備の老朽化等の状況を把握し、中長期的な方針を定めた「別海町学校施設等長寿命化計画」及び本町の将来を見据えた学校配置の方針を定めた「小・中学校適正配置計画」に基づき整備を進めます。 また、教職員住宅については、使用料及び管理経費の検証や、老朽化、利用状況等の実態を把握し、計画的に整備を進めます。さらに、道が定める方針等に基づく教育の情報化の推進に向け、学校におけるI C T *環境の整備を進めます。
④特別支援教育の推進	町の教育支援委員会を中心に保育園、幼稚園及び小・中学校における日常観察の実施、臨床心理士と連携した小学校就学前の5歳時の教育相談など、関係機関との連携のもと、必要な支援や適切な指導の充実に取り組みます。また、特別支援教育支援員の適切な人員確保と計画的な配置を推進し、教育支援体制を整備します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



⑤心の問題への対応	別海町子どものいじめ防止に関する基本方針等を踏まえ、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、「ふれあいるーむ」の指導員等の連携により教育相談を充実します。 また、教育支援センター「ふれあいるーむ」の体制強化を図り、町内全域の児童・生徒を十分に支援する体制づくりを進めます。 さらに、インターネット上のトラブルから児童・生徒を守る取組を推進します。
⑥学校給食の充実	老朽化の著しい学校給食センターは、改築事業に着手しており、2020年度からの運用開始を予定しています。 新しい学校給食センターでは、地産地消の取組や各学校等と連携した食育の場として活用し、今後も安全・安心な学校給食の提供を行います。
⑦スクールバスの効果的な運行	広大な地域特性から、学校教育に欠かせないスクールバスについては、今後も児童・生徒に負担の少ない効率的な運行に向け、計画的な更新を行うとともに、仕様や適切な台数について検討を進めます。
⑧子どもの安全性の確保	学校管理下や登下校時に児童・生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、別海町通学路交通安全プログラム等に基づき、子どもの安全性を確保します。 また、別海町地域安全システム「まもメール」等を活用した啓発活動を行います。
⑨学校と地域の連携	「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、地域住民が学校運営や必要な支援について協議を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の町内全8学校区への円滑な導入に向けた取組を推進します。 また、地域の特性を踏まえた体験活動、キャリア教育、ふるさと教育等について、学校と地域が連携した取組を推進します。
⑩高等教育支援等の充実	地域活性化や本町の経済振興を支える人材の育成を進めるため、地元別海高等学校への支援として、寄宿施設への助成をはじめ各種支援事業を推進するとともに、高校と町内各中学校が交流する機会を促進し、今後も魅力ある高校として選択できる環境を整え、普通科3学級の確保及び酪農経営科の増員につなげます。 また、保護者の経済的な負担軽減のため、奨学資金制度により高等教育機関への就学支援に取り組みます。
⑪学校における働き方改革の推進	北海道教育委員会の方針を踏まえ、本町が定めた「学校における働き方改革業務改善計画」等に基づき、部活動休養日及び学校閉庁日の取組を推進するとともに、部活動指導員の配置の検討等、関係機関と協議を進め、連携を図り、全ての学校における働き方改革を計画的に推進します。



5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
児童・生徒用図書の充足率（小中合計）	%	89	97	100
地元食材を活用した給食の回数 （地産地消）	回	21	30	30
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している学校割合	%	0	100	100
北海道別海高等学校普通科の間口確保	学級	3	3	3
酪農経営科生徒数	生徒数	10	30	40
学校閉庁日を年9日以上実施している 小・中学校の割合	%	—	100	100
部活動休養日を完全に実施している部 活動の割合	%	—	100	100

※酪農経営科生徒数の2028年度（目標）数値の『40』は、北海道教育委員会が策定した「公立高等学校配置計画」（2019～2021年度）において、募集学級数が1学級（40名）と決定されていることから目標値としているものです。

6 主要な事業

児童・生徒の生き抜く力向上につながる事業	子どもたちの「生き抜く力」向上のため、別海型の授業・教育環境の構築を目指し、教師の「教師力の向上」と児童・生徒の「学力の向上」「生活力・体力向上」に向けた取組を推進します。
児童・生徒用図書の整備事業	学校図書館図書の標準充足率を達成し、児童・生徒の読書活動を推進します。
A L Tによる外国語授業の充実事業	新学習指導要領に基づき、小・中学校におけるA L T（外国語指導助手）を活用した外国語授業の充実に推進します。
学校施設及び設備の整備事業	老朽化等の状況を把握し、中長期的な方針を定めた「別海町学校施設等長寿命化計画」に基づき学校施設及び設備について計画的に整備を進めます。
学校給食センター改築事業	老朽化の進んだ学校給食センターの改築事業を進め、今後も引き続き、安全・安心な学校給食の提供を行います。
スクールバス更新事業	児童・生徒の負担軽減につながる効率的な運行体制の整備に向け、計画的なスクールバスの更新を行います。
別海型コミュニティ・スクール推進事業	地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の町内全8学校区への円滑な導入に向けた取組を推進します。
北海道別海高等学校への教育支援事業	寄宿施設への助成をはじめ各種支援事業を推進し、地域特性を踏まえた魅力ある高校として選択できる環境を整え、普通科3学級の確保及び酪農経営科の増員につなげます。



3 青少年の健全育成

1 現状

近年、少子化や核家族化の進行、社会環境の変化により、青少年期の親子のふれあい不足や基本的な生活習慣の確立不足、地域社会での人間関係の希薄化、異なる年齢間での交流の減少等が指摘されており、本町においても同様な状況にあります。

そのような環境の中、特にスマートフォンやインターネットなどメディアとの付き合い方をコントロールする授業については、例年各小・中学校を巡回し、小・中学生だけでなく保護者に対しても実施しています。

また、体験・交流活動に関しては、子ども会事業や、公民館・郷土資料館・スポーツセンター事業等のほか、友好都市である枚方市の中学生と本町の中学生が隔年で相互訪問を行う「少年少女ふれあいの翼事業」を継続しており、異なる文化、自然、産業を体験するとともに、互いの交流を図っています。

さらに、町内の小・中・高で組織している音楽団体が一堂に会す「別海町小中高校合同音楽祭」を開催するなど、児童・生徒の各種発表の機会の充実を図っています。

2 課題

非行行動の問題は少ないものの、道内各地ではインターネットを介した犯罪等に巻き込まれる事案が増加しているため、今後は、こうした事案の発生を予防するため啓発活動を行う必要があります。

また、通信機器による情報の発信や入手はどこでも・誰でも可能となりましたが、コミュニティの形成や連帯意識の向上の機会は、極端に減少しており、特に青年期への働きかけは今後の大きな課題となっています。

早寝・早起きなどの生活習慣に関しては、大きな改善がみられないことから、子どもたちの生きる力に関わる重要な課題であるという認識に立ち、今後も家庭と学校が連携して粘り強く取り組んでいく必要があります。

青少年を対象としたスポーツ活動や体験等の教室・講座の実施にあたっては、単に種目や目的にとらわれず、町への郷土愛を育むために、地域の歴史や文化、自然等に触れる機会を設け、ふるさとを学ぶ機会の充実を図る必要があります。

3 施策の目的

青少年が本町の次代の担い手として、豊かな社会性を養い、健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、育てる健全育成活動を積極的に推進し、郷土愛を育みます。



4 主要施策

①まちぐるみでの青少年健全育成体制の確立と教育力の向上	スマートフォン等の適正な利用や、インターネットを介した犯罪の発生を未然に防止するための活動を展開します。また、生活習慣改善・メディアコントロール*においては、学校・家庭・地域との相互理解と協力が重要であり、町全体での取組を進めます。
②青少年の体験・交流事業等の促進	伝統文化を通じた異世代の交流や友好都市との交流事業、青少年を対象とした教室・講座の開催等により、青少年にさまざまな体験や交流、職業体験の機会をつくります。
③青少年団体の育成	交流、研修の機会を提供することで、青少年のリーダー養成や指導者の育成・確保に努めます。
④スポーツや文化活動を通じたふるさと学習への取組	スポーツ少年団活動や、体育協会及び文化連盟の教室や講座、イベント等において、町の歴史、文化や自然に触れる機会を増やし郷土愛を育む取組を促進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
メディアコントロール授業の実施数	回	3	3	3
メディアコントロールWEEK時の小学校高学年の1日当たりのメディア利用平均時間	分	118	110	110
青少年対象の体育的事業数	回	6	8	9
青少年対象の歴史や文化、自然体験を組み入れた事業数	回	11	13	14
子ども会育成者数	人	199	200	200

6 主要な事業

児童・生徒の生活習慣改善を啓発する事業	スローガン「早寝・早起き・朝ごはん・テレビを止めて外遊び」「スイッチOFF22」を主眼としたメディアコントロールの取組を推進します。
中学校生徒による友好都市との交流事業	友好都市である枚方市の中学生と、本町の中学生との交流により、青少年の健全育成と将来のまちづくりに生かします。
社会教育団体への支援と育成事業	団体への補助金等の交付だけではなく、町の歴史や文化、自然等にも触れる事業への展開により、郷土愛を育てます。
体験学習事業	中央・西・東の3公民館にて、小学生を対象に学校や家庭で体験できない野外活動・社会活動・交流活動の拡大を図り、生きる力を育みます。
子どもまつり事業	地域の協力のもと、3公民館が「こどもの日」の時期に合わせて実施する、親子で参加できる各種催しを通し、地域との連帯感と青少年の健全育成に取り組めます。
郷土資料館サマースクール・ウィンタースクール事業	郷土の歴史や自然を理解する心を持たせるとともに、21世紀の本町の未来を探究させる心を育てます。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 地域文化の振興

1 現状

芸術・文化は、人生に楽しみと潤いをもたらし、地域の活気と魅力を引き出すことに大きな役割を果たしており、一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指すためにも、更なる地域文化の振興を図ることが求められています。

本町では、生涯学習環境の充実を目指し、2022年度から生涯学習センターの供用開始を予定しているほか、旧豊原小学校を郷土資料館の収蔵展示施設として整備し、2016年度（平成28年度）に開館しています。

文化財では、旧奥行臼駅通所を国の史跡に、西別湿原ヤチカンバ群落地は道の天然記念物に指定されたため、専門の検討委員会を設置し、今後の保護・活用策の検討を行っています。崩壊のおそれのあった柏野尋常小学校奉安殿は、町指定文化財として修理工事を実施するとともに、シンポジウムを開催して町民の文化財への意識向上を図っています。

各地区においては、文化協会や公民館運営審議委員、分館推進委員が中心となり特色のある文化祭を毎年開催するとともに、落語会や子育てに関わる講演会、ジャズを中心としたコンサート等を開催するなど、町民の身近なところで芸術・文化に触れることができるよう事業を実施しています。

また、町内で活動する芸術・文化団体を育成するため、別海町文化連盟に対して指導助言を行っているほか、町民文化の普及振興に貢献された町民（団体）を表彰しています。

2 課題

郷土資料館は、本館及び豊原分館の整備方針を検討し、老朽化に対処することが必要となります。

文化財については、奥行地区には交通遺跡が集中していることから、これらの文化財を地域の活性化に活用する方策を検討して整備を進める必要があります。ヤチカンバは国の天然記念物指定を目指して調査を進め、保護方策を講じることが求められます。また、文化財保護法の改正に伴い、文化財保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を策定することが重要となります。

文化祭に関しては、サークル数の減少や会員の高齢化、活動内容の固定化に伴い、新しいサークルの発掘や新たな種目を提示する講座の開催等が必要な状況となっています。また、現行団体に対して、継続的に活動が展開されるよう積極的に支援を行う必要があります。

生涯学習センターの建設・運用を控え、今後実施される芸術・文化の鑑賞にも大きな期待があることから、今まで以上に町民のニーズに即したイベント・講座等を実施することが課題となっています。また、芸術文化に触れる・学べる機会を増やすため、近隣市町や関係団体等と連携しながら、芸術文化の講演等の鑑賞支援を拡充する必要があります。

3 施策の目的

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層推進するとともに、貴重な文化財に対する理解を深め、保存・活用を進めます。



4 主要施策

①芸術・文化施設の整備 充実	生涯学習センターの建設を進め、その運用方法について検討します。郷土資料館は、本館及び豊原分館の整備方針を検討し、老朽化に対処します。
②文化財の保存と活用	奥行地区の交通遺跡を地域の活性化に活用するため、史跡公園構想を具体化して整備計画を策定し、整備を進めます。ヤチカンバ群落地については、国の天然記念物指定を目指して調査を進め、保護対策を講じます。また、町内各地の文化財を調査し、「文化財保存活用地域計画」を策定します。
③芸術・文化団体、指導 者の育成	別海町文化連盟に対する指導・助言等により、町内で活動する芸術・文化団体の育成と支援を行うとともに、町民文化の普及振興に貢献した方の表彰を行います。
④芸術文化イベント等の 充実	各団体等と連携し、地区ごとや町全体の文化祭を開催するほか、落語会、講演会やコンサートの開催など、身近で芸術・文化に触れる機会を拡充します。また、近隣市町で開催される芸術文化講演等の鑑賞支援を行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
文化財施設の入場者数	人	1,492 (2013年度)	2,000	3,000
文化祭の参加者数	人	12,341	14,000	15,000
芸術文化講座開催数	講座	5	7	8
郷土資料館入館者満足度	%	83	85	90
郷土資料館関係事業満足度	%	95	95	95

6 主要な事業

総合文化祭・地域文化祭事業	地域間や異世代間の交流や特色ある芸術文化活動を通じて、町民が一体となったまちづくりのため、文化祭を開催します。
芸術文化鑑賞事業	町民が芸術文化への関心と理解を深めるために、その機会を提供する芸術文化鑑賞を拡充します。
文化団体活動支援事業	文化団体の運営を支援し、各種大会に出場する団体に対して派遣費を助成します。
郷土資料館整備方針の策定 事業	老朽化の進んでいる、郷土資料館本館及び豊原分館の施設整備方針を検討し、計画的な整備を進めます。
郷土資料館が実施する各種事業	講座・講演会等を開催し、郷土の歴史・文化に触れる機会を拡充します。
奥行臼史跡公園整備事業	奥行地区に集中する3つの交通遺産を核とした史跡公園整備計画を策定し、計画に基づく整備を進め、交流人口の拡大を推進します。
西別湿原ヤチカンバ群落地 保護事業	国の天然記念物への指定に向けて調査を進めるとともに、指定後は保護対策を講じて恒久的な保存に取り組みます。



5 スポーツの振興

1 現状

スポーツは、健康増進や体力向上だけでなく、楽しく活動することにより、気分転換や仲間づくりにもつながり、明るく豊かで活力に満ちた地域社会をつくる上で、大きな役割を担っています。そのため、競技性だけを求めるのではなく、町民の健康づくりや体力づくりの面からもスポーツの振興に取り組んでいます。

本町では、スポーツ施設の中核を担う町民体育館の大規模改修をはじめ、老朽化の進むスポーツ施設の計画的な修繕を実施し、スポーツ施設機能の充実と利用の促進を図っていますが、人口の減少に伴い、施設全体の利用者数は減少傾向にあります。

2014年度（平成26年度）には町民体育館に「指定管理者制度」を導入したことにより、施設の管理だけでなく、町民のニーズに対応したスポーツ教室の開催、施設開放時間の延長によるサービス向上を図っています。また、著名なスポーツ選手を招き、競技力向上セミナー等を開催して、アスリートの養成を目指すほか、健康管理や栄養管理の必要性について学ぶ機会を設け、町民の意識の醸成を図っています。

また、道内最古の歴史を誇り、道東地区唯一の公認フルマラソンコースで実施する「別海町パイロットマラソン」やスポーツ合宿の受入は、スポーツの振興のみならず、本町のPR効果や宿泊業・小売業への経済効果をもたらしています。

2 課題

スポーツ施設数が多いため、改修計画を定め、順次改修等を実施することが求められています。また、人口減少や少子化、高齢化によるスポーツ人口の減少が進む中、競技者や指導者の確保と育成が大きな課題となっています。

町民体育館、温水プールなどの屋内施設の利用者数は増加傾向にあるものの、屋外施設においては減少傾向にあることから、今後は屋外施設を利用した健康づくりプログラムを実施するため、ニーズの収集や情報提供を図る必要があります。また、申込数が少ない事業や年々申込数が減少傾向にある事業もあることから、事業内容について見直しを行うとともに、広報・啓発活動を強化し、スポーツ人口の底上げを図る必要があります。

スポーツ少年団や、体育協会の会員数は少子化や高齢化により、年々減少し始めており、活動に支障を来している団体も増えていることから、指導者の育成や支援とともに、町民へのスポーツの生み出す効果や魅力を発信することが今後の課題となっています。

パイロットマラソンの参加者数は、全国のマラソンブームが落ち着き、横ばい状況にあります。そこで、町のPRを兼ねたまちぐるみのおもてなしによって、一層ランナーに喜んでもらえる、ランナーの気持ちに立った「あったかいマラソン」を目指し、参加者の確保を図る必要があります。

また、減少が続く宿泊施設の確保は、パイロットマラソンだけでなく、スポーツ合宿の誘致においても大きな課題であり、別海町スポーツ合宿受入協議会や別海町観光協会等と連携して、宿泊先の確保やその方法について検討するほか、観光と組み合わせたスポーツ大会や合宿誘致も考える必要があります。



3 施策の目的

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しみ、健康づくりとスポーツ交流による活力ある地域づくりにつなげられるよう、活動の場と機会の充実に取り組みます。

4 主要施策

①スポーツ施設の整備充実・有効活用	特に大きな設備を伴う町民温水プールをはじめ、老朽化が進んでいる施設の改修計画を策定し、順次計画的な改修等を行い、利用の促進と拡大を進めます。
②多様なスポーツ活動の普及促進	屋外施設を利用した健康づくりプログラムを実施するため、町民のニーズの収集や情報提供を行います。また、手軽にできる軽スポーツやニュースポーツの普及と紹介を随時実施し、スポーツ人口増加に向けた取組を推進します。
③スポーツ団体、指導者の育成と強化	体育協会やスポーツ少年団等の各種スポーツ団体が交流できる機会の充実に図り、競技の枠を超えた理論の共有と各団体の活発化を促します。また、競技力向上セミナー等を開催し、競技者と指導者の意識を向上します。
④スポーツイベントの充実	スポーツセンター指定管理者と連携し、町民のニーズに合わせたスポーツ教室等を開催するとともに、広く情報提供ができるように広報・啓発活動を強化し、参加を促進します。
⑤スポーツによるまちづくり・交流活動の促進	スポーツ合宿受入協議会への支援や、施設整備等による機能の向上を図り、誘致活動を強力に推進するとともに、宿泊施設の確保やその方法についても検討します。また、「別海町パイロットマラソン」を通じて、全国へ本町のPRを行い、スポーツによるまちづくりを促進します。
⑥スポーツを通じたふるさと学習と郷土愛の育成	競技の技術向上だけに固執することなく、スポーツを通して地域の歴史や文化、自然に触れる機会を創出するとともに、積極的にボランティア活動への参加も促進します。また、各取組を通じて、ふるさとを知ってもらい、郷土愛を育みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
スポーツ施設の利用者数	人	160,902	161,000	161,000
パイロットマラソン参加者数	人	1,522	1,600	1,600
健康づくり事業への参加者数	人	877	900	900
指定管理者の主催事業数	回	1	5	6
スポーツ少年団の指導者数	人	176	170	170
体育協会の会員数	人	1,011	970	970



6 主要な事業

屋外スポーツセンター施設の改修事業	町営スケートリンクや野球場、パークゴルフ場等の老朽化等の状況を把握し、中長期的な視点で改修や修繕を計画的に進めます。
スポーツ団体活動支援事業	スポーツ団体の運営を支援し、各種大会に出場する団体に対して派遣費を助成します。
パイロットマラソン開催事業	マラソンを通して全国に町のPRを行うとともに、全国のランナーとの交流から、まちづくりにつなげられる大会運営を進めます。
子どもの体力向上事業	スポーツセンター指定管理者と連携し、スポーツセンター祭りやチャレンジスクール等の開催により、スポーツをする子・しない子の二極化を解消します。
コンビニスポーツ教室の普及	「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも」という生涯学習の観点に立ち、身近なスポーツ教室を普及します。





6 交流時代への対応

1 現状

少子超高齢社会、経済のグローバル化、交通ネットワークや情報・通信分野等の進展により、多くの地方自治体でも地域の活性化や人材育成、さらには多様な視点を持ったまちづくりを進めることを目的に、国内外での交流が活発に行われています。そのため、近隣自治体及び道内市町村との連携のみならず、人的・経済的交流を活発化させることで人材育成、地域政策及び産業振興につなげる交流がますます重要な取組となっています。

本町は、大阪府枚方市から本町酪農家へ嫁いだ方の働きかけが契機となり、1987年（昭和62年）に枚方市と友好都市宣言を行っています。枚方市をはじめ近郊都市からは、本町の酪農の後継者不足問題を解決するため「菊と緑の会」を通じて、パートナーを迎え入れているほか、物産展の交流、ふれあいの翼事業による児童・生徒の交流、スポーツ交流を活発に展開しています。また、1994年（平成6年）には、枚方市と友好都市提携している沖縄県名護市、高知県四万十市と共に、友好都市サミット協議会を設立しました。

さらに、スポーツ合宿受入協議会による実業団や大学などのスポーツチームの受入やインカレねむろ事業推進協議会による大学ゼミ合宿受入など、合宿誘致活動の推進により、町のPRや地域経済の振興、交流人口及び関係人口の増加に取り組んでいるほか、2008年（平成20年）に創設した「別海町ふるさと応援制度」の寄附金の受入体制を拡充するなど、ふるさと納税を契機とした関わりを大切にする中で、交流人口の増加に向けて取り組むとともに、移住促進を図るため、関係団体と連携しながら都市部等への移住プロモーション活動を展開しています。

2 課題

枚方市とは、長い交流の歴史を経て、人材育成、担い手対策、物産事業など幅広い交流活動を展開してきました。同様に、名護市、四万十市との交流を活性化させることで、自治体経営の新たな気づきや多様な視点を持った人材育成、経済活動のきっかけとなる物産交流など、新たな取組の創出が求められています。

大学ゼミ合宿については、そのときの経済効果だけでなく、研究内容を振興策として活用できるような連携体制を構築する必要があります。

スポーツ合宿の受入に関しては、今後も力を入れる必要がある一方で、合宿実施時期と観光シーズンが重なるため、宿泊施設の確保や宿泊方法の検討が必要になるとともに、町民に対して合宿の情報を発信し、活動への理解を深め、受入環境整備の協力が得られるような取組が必要となっています。

また、ふるさと納税を契機とした交流人口をより効果的に増加させるためには、寄附者との交流会を開催するなど、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供することが重要となっています。

移住の促進については、移住プロモーション活動を継続するとともに、空き家等を活用した移住体験施設を整備することが求められています。



3 施策の目的

国際化時代、交流時代に対応した人材や地域づくりに向け、地域間交流、国際交流等さまざまな活動を推進し、交流人口を増加させることにより、町の情報発信や地域の活性化につなげます。

4 主要施策

①友好都市提携等を結ぶ各都市との交流の推進	各都市（枚方市、四万十市、名護市、別海町）で開催する友好都市サミットを生かし、施策等の情報交換を行い、本町の行政運営に活用するほか、住民間での交流や連携を深めていきます。
②多様な交流・連携の展開	大学ゼミ合宿の誘致活動を継続的に行い、地域資源を生かした交流・連携を行います。スポーツ合宿受入協議会への支援や、施設整備等による機能の向上を図り、誘致活動を積極的に推進します。また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、ふるさと納税を契機とした交流人口の増加を図るとともに、移住促進を図るため、移住体験施設の整備等を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
友好都市への訪問人数	人	63	70	80
友好都市からの訪問人数	人	11	20	30
友好都市間の連携事業数	事業	10	11	12
スポーツ合宿受入チーム数	団体	16	18	20
ふるさと納税寄附件数	件	1,281	4,000	6,000
移住体験施設利用者数	人	10	15	20

6 主要な事業

友好都市提携等を結ぶ各都市との交流の推進	各都市との積極的な交流を推進します。
別海町ふるさと応援制度の推進	本制度を活用し、本町の魅力や地元特産品を全国にPRすることで、交流人口の増加に取り組みます。
移住・定住の促進	関係団体と連携し、都市部等への移住プロモーション活動を展開するとともに、移住体験施設を整備します。



第5章 安全に、安心して住み続けられるまち



うるおいのある 快適な居住環境づくり

1 まちづくり景観と市街地活性化

1 現状

少子超高齢社会の進行に伴う人口減少や、車社会の進展によるまちの郊外化に歯止めをかけるため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが全国的に進められています。整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすだけでなく、にぎわいを創出し、まちの発展につながります。

農村景観や格子状防風林、野付湾の打瀬船など、豊かな自然環境と素晴らしい景観に恵まれた本町では、別海地区における質の高い生活の確保と持続可能な地域社会の実現を目指し、2014年度（平成26年度）に「別海町市街地活性化計画（別海地区）」を、2015年度（平成27年度）には「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定しています。これらの中では、老朽化した中央公民館に代わる施設として、交流やボランティアの活動拠点を備えた「生涯学習センター」の整備を位置づけており、2018年度（平成30年度）には施設の実施設計を行っています。

2 課題

「別海町市街地活性化計画」における別海地区については、これまでに策定した計画等に基づき整備を進めながら、計画の見直しも含めて活性化策を検討する必要があります。また、本町は市街地が点在していることから、今後は各地域の整備計画についても検討が必要となっており、自然環境や特色などを生かした美しい景観づくりを進めることが求められています。

3 施策の目的

豊かな自然環境を生かした景観づくりと安全・安心な地域の構築により町民の質の高い生活を維持するとともに、市街地活性化につなげるため、商業や教育、防災等の各分野と整合性をとりながら市街地整備を推進します。



4 主要施策

①景観に配慮したまちづくり整備の推進	まちづくりの活性化のため、各地域の市街地整備など、まちづくり整備を進めます。
--------------------	--

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
暮らしやすさに満足している町民の割合 （まちづくりアンケートによる）	%	50.9	55	60

6 主要な事業

市街地活性化の推進	まちづくりに係る各種計画等に基づいた市街地整備を行います。
-----------	-------------------------------





2 住宅・宅地の整備

1 現状

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備を行う必要がある一方で、少子超高齢社会の急速な進行、人口減少や核家族化など、社会状況が大きく変化する中で、空き家対策も含めた総合的な住宅・宅地施策を展開することが求められています。

本町では、これまで2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とした「別海町住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の建て替えを主に実施してきましたが、2017年度（平成29年度）北海道の「住生活基本計画」の見直しに合わせ、「別海町住生活基本計画」を新たに策定しています。同時に、この計画に基づいた「別海町公営住宅等長寿命化計画」を見直し、その計画に沿って、既存公営住宅等の長寿命化型・居住性向上型等の改善工事を実施しています。

民間住宅について、耐震改修よりも新築の需要が依然として多い傾向にあります。1981年（昭和56年）以前に建設された低耐震性能住宅が現存していることから、2017年度（平成29年度）に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、2018年度（平成30年度）に既存住宅の耐震化の促進を図るため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の見直しと拡充をしています。

空き家対策については、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年（平成26年）法律第127号）が施行されています。これを受けて2017年度（平成29年度）に本町が行った現況調査からは、所有者や相続人不詳による空き家の放置や適切な管理がされていない空き家が散見されています。今後も増加が懸念されることから、2018年度（平成30年度）に「別海町空家等対策計画」を策定しています。

住宅地の提供に関しては、別海川上町及び尾岱沼潮見町の造成を行い、残っていた分譲地と合わせて13区画を公募、7区画を分譲し、これまでの町有宅地分譲売却率は88%となっています。

2 課題

公営住宅等については、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の長寿命化や居住性向上のため、ライフサイクルコスト^{*}の縮減と事業費の平準化を図りながら、いかに的確な手法を用いて改善又は維持管理を行うかが課題となっています。

民間住宅については、大地震による家屋倒壊の危険性と耐震化の重要性について、町民に理解を深めてもらうとともに、「別海町耐震改修促進計画」に基づく既存住宅の耐震診断や耐震改修を促進させるため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の活用を促し、低耐震性能住宅の改修、建て替え、除却により、大地震が発生した場合の家屋の倒壊被害等を未然に防ぐ取組を推進する必要があります。

空き家対策については、所有者自らが空き家に対する適切な管理を行う必要があります。このため、「別海町空家等対策計画」に基づき、空き家に関する理解と管理意識の高揚を目的に、空き家再生等利活用に関する情報の発信や啓発を行う必要があります。また、放置空き家や危険空き家の発生を抑制するため、解体を含めた支援も検討する必要があります。

^{*}用語解説「※」は、P.121～123を参照。



さらに、2017年度（平成29年度）に国が、今後増加の見込まれる高齢者世帯など住宅確保要配慮者の住生活の安定確保と空き家活用等のために、「住宅セーフティネット制度」等を創設したことに伴い、民間事業者と連携した民間賃貸住宅の供給や、民間住宅を活用した住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けた取組を検討することも必要となります。

住宅地の提供に関しては、策定した「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の精査、見直しを継続して実施し、各種事業を促進することが重要となっています。また、既に分譲中の町有宅地、残り6区画の早期売却を図るとともに、未利用地の中で分譲可能な土地を把握し、新たな住宅地分譲を検討することが必要となっています。

3 施策の目的

公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進めます。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進めます。

4 主要施策

①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。また、「住宅セーフティネット制度」等の活用検討を進め、民間事業者と連携し、住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて取り組みます。
②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
町有宅地分譲数（期間累計）	区画	7	5	20
個人住宅の耐震化率	%	62	95*	100
公営住宅等の長寿命化改修棟数 （期間累計）	棟	3	19	27

※「別海町耐震改修促進計画」（2018～2022年度）における目標



6 主要な事業

公営住宅等整備事業	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化型・居住性向上型等の改善工事や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
既存住宅耐震改修補助事業	町民の安全・安心を確保し、災害発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化率を向上します。
町有地の分譲	未利用地の再利用検討を行い、可能なものを住宅地として分譲します。





3 道路・交通網の整備

1 現状

本町の道路網は、基幹産業である酪農や漁業等の生産性向上や、町民の福祉増進のため重要な基盤となっています。また、町民の高齢化が進行する中で公共の交通は日常に欠かせない生活の足となっています。

主要な路線である国道243号、272号及び主要道道根室中標津線については、その重要性から地域高規格道路の指定を受け拡幅等の工事を行っていますが、未施工の区間も多く計画が進まない状況となっています。

町道の整備については、近年市街地道路の舗装化が進み、未舗装道路は残り少なくなっている状況です。今後は延長の短い路線が多いことから、数年のうちに完了する見込みとなっています。一方、郊外道路については、現在約240路線が未舗装となっており、依然として各地域からの舗装化要望が多いことから、現状で事業化が可能と見込める約70路線を順次実施する計画としていますが、全てを完了するためには半世紀以上の歳月を要する見込みです。

また、維持管理路線は、施設の老朽化による損傷や異常気象による破損が多発しており、交通の安全を確保するため適正な管理が必要とされています。

しかし、一部の橋梁や舗装道路については、経年劣化が著しく、多額の維持管理費を費やしていることから、抜本的な補修が必要と考えられています。今後も老朽化した施設は確実に増加する傾向にあることから、費用の平準化を考慮した計画的な補修を行うことが重要となっています。また、近年頻発している気象災害に対応した対策も必要となっており、特に冬期間の安全確保のため防雪対策を計画しています。

地域生活バスは、町民の日常生活に不可欠な交通手段として、町内4路線を運行しており、民間バス路線との接続等利便性の向上を図るとともに、人や環境に優しいノンステップバスの導入を進めています。

2 課題

地域高規格道路の整備は、他市町との交流や産業の発展に非常に重要な役割を担っており、未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等も含め引き続き国と北海道へ要請することが重要となっています。

町道等の整備については、住宅の張り付き状況等を考慮し、未舗装路線の削減に向けて引き続き改良舗装工事を進める必要があります。これに併せて今後増加が見込まれる老朽化した道路施設の対策として、橋梁の延命化を主体とした修繕や舗装道路の改修等を効率的に継続して進める必要があります。また、近年多発する異常気象による夏季の大雨や冬季の暴風雪などに臨機な対応が求められています。特に冬期間の通行を確保する上で、継続した除雪体制の維持や防雪対策施設の設置なども必要となっています。

さらに、公共交通空白地区に居住する運転免許証を保持しない交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっています。



3 施策の目的

広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関を充実させます。

4 主要施策

①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。
②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。
③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。
④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、公共交通空白地区における交通弱者の移動手段を充実させます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
補修する橋梁数（期間累計）	箇所	18	31	55
町道等の舗装化延長（期間累計）	km	74	20	40
舗装道路を補修する延長（期間累計）	km	1.2	7.0	14.0
ノンステップバスの導入割合	%	50	100	100

6 主要な事業

道路整備事業	未改良道路等の舗装化及び既存施設の補修を計画的に進めます。
町道等維持補修事業	道路、橋梁等の補修を行い、健全な状態を維持し通行の安全を確保します。
公共交通環境の充実	人や環境に優しいノンステップバスの導入など地域公共交通機関を充実します。



4 水道の整備

1 現状

水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安全・安心な水を安定的に供給する役割を担っています。

全国的な社会問題として、人口の減少、社会基盤の老朽化、大規模な災害などが問題となっています。

本町では、これらの社会問題による水道事業を取り巻く環境変化に対応するため、水道事業の健全運営に向けて、「別海町水道事業ビジョン*」を策定し、アセットマネジメント*及び水需要の検討を行っています。

水道施設の老朽化や地震対策として、国営事業による配水管路の改修を進めていますが、その他の水道施設の改築・更新についても耐震化・更新計画を作成し検討しています。

水道水の水質は、水質検査計画に基づいて実施し、検査結果は町のホームページで公表しています。また、将来の水源水質の変化に対応できるよう、別海浄水場の改築・更新に合わせた高度浄水処理施設の機能増設を検討しています。

2 課題

現在、国営事業において配水管路の改修等を実施中であり、今後も水道施設の改築・更新に向けて関係機関と協議を進めることが重要となっています。

本町の水道事業経営は安定しているといえますが、今後、浄水場などの水道施設の改築・更新及び耐震化に係る事業費の増加が懸念されます。

3 施策の目的

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を進めます。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①計画的な水道施設の整備	水道施設の改築・更新に向けて関係機関との協議を進めるとともに、計画的かつ効率的な整備と長寿命化に取り組みます。
②水道事業の健全運営	アセットマネジメントや水需要の検討を引き続き行うとともに、状況の変化に応じ、「別海町水道事業ビジョン」の見直しを行います。
③水道水の水質管理	水質検査の結果を町のホームページで公表するとともに、別海浄水場の改築・更新に合わせた、高度浄水処理施設の機能増設を検討します。
④災害対策の強化	「危機管理マニュアル」の適時更新を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
管路の耐震適合率	%	14.0	15.0	16.0

6 主要な事業

水道施設改修事業	安定した水道水の供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。
水道配水管整備事業	配水管の不足や水量不足を解消するため、効率的な整備を行うとともに、耐震化に取り組みます。



5 下水道の整備

1 現状

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水等による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものであり、人口減少や地域の特性を考慮した効率的で適正な整備や、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理を進めており、公共下水道については、特定環境保全公共下水道が別海・西春別駅前・走古丹の3処理区、漁業集落排水事業が尾岱沼・本別海の2地区、農業集落排水事業が西春別・上春別・中春別の3地区を整備しています。また、これらの集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

公共下水道事業は、現状に合わせて計画区域の見直しを行うとともに、終末処理場等の機器改築・更新事業や汚水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の設置に対しては、整備費の一部を助成しています。

下水道事業に関しては、2017年（平成29年）3月に「別海町下水道事業経営戦略」を策定し、経営分析等を行い、今後の下水道事業の健全運営に向けた方向性を定めています。

2 課題

今後は、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法を見直す必要があります。

公共下水道事業は「ストックマネジメント*計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想*」、漁業集落排水事業は「機能保全計画*」を策定し、計画的な改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、水洗化がされていない住宅等への接続の促進を図る必要があります。また、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策についても、検討することが求められています。

下水道事業は、公営企業会計の適用について、努力義務が課せられているため、今後も継続して公営企業への移行を検討し、より一層の健全経営を進めることが重要となっています。

3 施策の目的

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進し、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、下水道事業の健全運営を推進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、浸水対策を検討します。
②農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。
③合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。
④下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
污水处理人口普及率	%	84.3	88	92
合併処理浄化槽設置数（期間累計）	基	249	150	300

6 主要な事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、浸水対策の検討を進めます。
農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付します。



6 地域情報化の推進

1 現状

わが国は、パソコンやスマートフォンによる情報システムの利用が生活や企業活動に広く浸透している情報化社会であるといえます。今日、情報システムは私たちの暮らしのさまざまな場面で活用されており、行政サービスの効率化や質の向上にもつながっています。

その一方で、インターネットを通じてコンピュータやネットワークに不正に侵入し、個人データの取得や改ざん等を行うサイバー攻撃による脅威が増していることから、情報セキュリティの強化が求められています。

本町では、こうした情報化社会に対応するため高速無線通信によるブロードバンド環境を整備しています。また、インターネット等を介して時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方を推進するテレワーク拠点施設を展開しています。

さらに、地域ポータルサイトや町ホームページのリニューアルを行い、インターネットを通じた積極的な情報発信を行うほか、行政サービスの一部に電子申請システムを活用するなど、住民サービスの向上や行政の効率化を目指す取組も進めています。

このように、情報システムの有効活用を図る一方で、サイバー攻撃による脅威も想定されることから、職員に対する研修の実施など、庁内の情報セキュリティ対策を推進しています。

2 課題

今後も情報化は進展し、人や地域をつなぎ、産業発展のため、情報システムはより一層重要な役割を果たすことが予想されます。こうした中で、現在の高速無線通信環境では、通信速度に不便を感じている町民もいることから、通信速度の改善に向け、通信環境等の整備や公共施設への公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備拡充が求められています。

また、住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、電子申請システムの活用方法について周知を図るほか、マイナンバーカードを活用した住民票のコンビニ交付システムの導入、ホームページやSNSの効果的な活用や、新たなサービス創造による経済の活性化が期待されるオープンデータ*についても検討する必要があります。

今後も、町民の情報を保護するためにも情勢を注視しながら、更なるセキュリティ対策の実施について検討する必要があります。

3 施策の目的

情報基盤の更なる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の向上と地域活性化を進めるとともに、町民の情報を保護するためのセキュリティ対策を推進します。

*用語解説「※」は、P.121～123を参照。



4 主要施策

①町全体の情報化の推進	通信速度の改善に向け、通信環境等の整備を進めます。
②電子自治体の構築	リニューアルした町ホームページの更なる充実や活用を進めます。また、住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、電子申請システムの構築を推進します。
③情報化に対応した人材の育成	情報化に対応した人材の育成に向けて、職員を対象に情報セキュリティに関する研修を実施します。また、サイバー防御など専門分野への研修参加を促進します。
④情報セキュリティ対策の強化	サイバー攻撃等による脅威に対抗するため、国の方針を基にした情報セキュリティ対策を強化します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
高速無線通信事業加入件数（期間累計）	件	133	25	50
町ホームページへのアクセス数	件	179,107	190,000	200,000
町SNSフォロワー件数（期間累計）	件	0	1,000	2,000
公衆無線LAN整備箇所数（期間累計）	箇所	3	3	7

6 主要な事業

地域情報通信環境整備事業	本町全域に整備している、高速無線通信環境等の通信速度を改善し、安定で快適なインターネット利用環境の整備を進めます。
--------------	---



7 消防・救急体制の充実

1 現状

近年、大規模火災をはじめ、豪雨や地震などの自然災害が頻発する中、町民の生命や財産を守る消防力の向上が重要となっており、迅速で的確な活動を行える消防・救急体制の構築が求められています。

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しており、消防救急無線のデジタル化や老朽化した消防施設を整備しながら、消防車・救急車の更新によって消防・救急体制の強化を図っています。また、地震や大雨、高潮など災害に対応する訓練や研修を実施することで、消防力の強化に努めているほか、沿岸地区については、自然災害の発生等による消防体制の強化を図るため、尾岱沼地区消防体制強化推進計画を策定しています。

さらに、非常備消防として消防団が組織されており、消防団員の入団促進や各分団における計画的な訓練の実施により、団員においても資質向上による消防力の強化を図るなど、消防署及び消防団が相互に連携を図りながら、防火・防災に努めています。

また、火災予防や初期消火、救急救命に関する知識を町民に普及することで、自助としての消防・救急体制の充実にも努めています。

2 課題

消防車、救急車や消防水利等各施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があることや、沿岸地区については、尾岱沼地区消防体制強化推進計画に基づく職員配置など、消防・救急体制の充実強化を図る必要があります。

また、消防団員の高年齢化が進んでおり、更なる団員確保や後継者への技術の伝承が急務となっています。

町民の安全や生命を守るため、各種応急処置に関する情報の周知や講習会等を積極的に開催し、救命率の向上を図る必要があります。また、近年増加している外国人労働者に対しては、自国と日本の防火・救命方法等の違いにより混乱が生じないように、理解を求める必要があります。

3 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化します。



4 主要施策

①常備消防・救急体制の充実	老朽化した消防施設設備の補修を行うとともに、消防車・救急車の計画的な導入や更新、多種多様化する災害に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。
②消防団の活性化	消防団の活性化に向けて、消防団員の入団促進の強化を図るほか、各分団において計画的な訓練を実施し、団員の資質向上に取り組みます。
③火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	町民や各団体を対象とした防火講習・救命講習等を積極的に実施し、火災予防・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
救急救命講習会受講者数（期間累計）	人	8,042	4,200	8,500
防火講習会受講者数（期間累計）	人	2,021	1,100	2,200
消防団訓練実施者数（期間累計）	人	18,070	10,000	20,000

6 主要な事業

消防施設設備の計画的改修	老朽化する通信指令装置等（119受付装置）を改修します。
消防車・救急車の計画的導入と更新	消防・救急車両の計画的な導入や更新により、消防・救急体制を充実・強化します。



8 防災対策の推進

1 現状

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中、自助、共助及び公助の連携により、災害対策がうまく機能することが強く認識され始めていることから、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的に重要視されています。

本町では、町のホームページや広報紙を活用した避難場所等の周知、「ハザードマップ」の配布など、町民に対して防災に関する情報の積極的な周知を行っているほか、各町内会に自主防災組織育成事業について周知し、自主防災組織結成の促進にも努めています。

災害時に備えた取組としては、各地区の防災センターや地域会館へ食糧や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、関係機関や民間企業との災害時協力体制の確立等により、円滑な避難支援の体制づくりを推進しています。

また、地震に伴い発生が危惧される津波への対策として、走古丹、本別海、床丹及び野付半島に津波の避難施設を建設したほか、計画的に海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題

今後も、いつ起きてもおかしくない大災害に備えて、備蓄食糧数等の見直しや整備をする必要があります。また、地域における防災力の強化に向けて自主防災組織の結成を促進するために、別海町自主防災組織育成補助金事業の周知や、未結成地域への働きかけ等を積極的に行う必要があります。

さらに、津波や高潮への対策も大変重要であることから、今後改正を予定している津波浸水想定を基にして海岸地区における避難施設の改修を検討するほか、引き続き関係者との調整を図りながら、海岸保全施設等を整備する必要があります。

3 施策の目的

町民の防災に対する自助・共助の意識を育みながら、公助が連携し、あらゆる災害や危機に対処できる安全・安心なまちづくりを推進します。



4 主要施策

①総合的な防災体制の確立	「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実を行います。また、関係機関や民間企業との連携を強化し、災害時の協力体制を充実します。
②地域での防災力の強化	「ハザードマップ」や「防災マップ」の情報更新及び積極的な配布によって、啓発・情報提供の充実に取り組めます。また、自主防災組織育成事業について周知することで組織の結成を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立します。
③海岸地域の津波避難対策の充実	津波避難対策の充実に向けて、海岸地域における津波避難施設の改修や防災行政無線の整備を行います。
④海岸保全の推進	暴風・高潮等による海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、関係者との調整を図りながら海岸保全事業を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
自主防災組織結成率	%	62	80	100

6 主要な事業

防災・減災情報伝達手段の確保	新たな防災行政無線設備を整備します。
自主防災組織等の育成	自主防災組織等の育成を推進します。



9 交通安全・防犯対策の推進

1 現状

わが国における交通事故死者数は、1970年（昭和45年）の1万6,765人をピークに、2017年（平成29年）には3,694人にまで減少しています。これは、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸対策を推進した成果と考えられます。しかし、こうした中で交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者を取り巻く問題が増加しています。

刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるため、犯罪情勢については改善がみられると考えられます。その一方で、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

本町では、交通事故の発生を未然に防ぐため、別海町交通安全協会、交通安全指導員及び関係機関と連携の上、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発運動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。また、標識の設置・修繕を行い、交通安全の確保にも努めています。

防犯対策としては、別海町防犯協会と連携の上、チラシによる啓発等により防犯意識の高揚に取り組むほか、関係機関と連携し、地域安全運動の推進に努めています。

また、暗いところは監視性が低く、犯罪が起こりやすい場所といわれていることから、町内会と連携の上で防犯灯の整備を行っています。

2 課題

交通安全対策としては、交通事故防止のため、年齢層に応じた交通安全講習会を継続して実施するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化する必要があります。

また、防犯対策としては、不審者や特殊詐欺被害の増加が懸念されることから、犯罪の発生を未然に防ぐため、多くの地区で防犯活動が実施されるよう活動の促進に取り組んでいくとともに、今後も、防犯チラシの作成、配布等により町民の防犯意識の啓発を図ることが重要となります。

防犯灯の整備については、住宅区域の拡張等に伴い、防犯灯の設置が必要な箇所も変動するため、状況に合わせた防犯灯の設置が求められています。また、木柱が多く使用されており、経年劣化や腐食が進んでいることから、改修の必要性が高い防犯灯の整備を計画的に実施する必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚、安全な道路環境の整備・維持に取り組み、安全・安心のまちづくりを進めます。また、関係団体との連携により、地域の自主的な防犯・安全活動を充実するとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、防犯意識の高揚を推進するほか、防犯効果の向上につながる環境の整備に取り組みます。



4 主要施策

①交通安全意識の高揚	関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するほか、街頭における啓発運動を実施します。
②安全な道路環境の整備・維持	交通安全施設を計画的に整備し、運転者への注意喚起を促す安全な道路環境の整備を進めます。
③防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯活動や広報・啓発活動、情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚に取り組みます。
④防犯灯の整備	犯罪を誘発するおそれのある環境の改善を図るため、町内会と連携し必要な防犯灯の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	26	28	30
省エネ防犯灯の設置率	%	78	89	96

6 主要な事業

交通安全施設の整備	町道区画線の整備及び交通安全施設の整備を行います。
交通安全意識の高揚	交通安全教室や街頭啓発を行います。
防犯灯整備の推進	防犯灯の設置や維持管理を行う町内会を支援します。



10 消費者保護の充実

1 現状

近年、インターネットやSNSの活用によって、消費生活は大変利便性が高く、豊かなものとなっています。その一方で、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による消費生活のトラブルが複雑化しています。こうした中で、2012年（平成24年）に、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消費者教育の重要性を認識し、地域において積極的に推進することが義務付けられています。

本町では、消費者トラブルを未然に防ぎ、町民が安全・安心・健全に消費生活を営めるよう、消費者協会と連携して街頭啓発を実施しています。また、消費者大会の開催や広報紙・ホームページの活用によって、消費生活に関連する情報提供や啓発を積極的に実施しています。

さらに、トラブル発生後の適切な対応に向け、消費生活相談研修を重ねた担当職員による相談窓口を整備しているほか、根室振興局管内市町間で連携協定を結び、広域的な相談体制を構築しています。

2 課題

消費トラブルに遭うことなく、安心して日々の生活を送るためにも、流行している悪質商法等の情報を、町民に速やかに知らせる仕組みづくりや、学校での消費者教育の推進を検討する必要があります。また、効果的な消費者被害予防策を検討することも必要となっています。

3 施策の目的

近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、町民が安心して相談できる環境づくりを進めます。



4 主要施策

①消費者生活情報と学習 機会拡充・啓発の推進	関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じた消費生活情報の提供を行うほか、街頭啓発や消費者大会の実施により、悪質商法による被害の予防啓発活動を行います。
②消費生活相談の充実	職員の消費生活相談研修への参加や、根室振興局管内市町間の連携による広域的な相談体制の構築により、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応を行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
消費相談件数	件	11	8	5

6 主要な事業

消費生活啓発・情報提供関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。
消費生活ネットワーク化推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め体制を拡充します。



第6章 参画と協働で共につくるまち



ともに築く「べつかい」のまちづくり

1 住民参画のまちづくり

1 現状

近年、少子超高齢社会や世帯構成員の減少、地域における人と人とのつながりの希薄化によって、住民同士による支え合いの力は低下傾向にあります。こうした中で、多くの住民がまちづくりの担い手として参画することや、住民が自ら課題を解決する取組が求められています。

本町では、まちづくりへの住民参画の仕組みづくりとして、2011年（平成23年）に、「自治基本条例」を制定、2013年（平成25年）に「別海町協働基本指針」を策定するとともに、「別海町自治推進委員会」の設置、「別海町パブリックコメント手続実施要綱」を策定しているほか、町民に必要な情報の共有と周知を図るため、広報紙等による広報活動を推進しています。

2013年（平成25年）には町民を対象に、「広報に関するアンケート」調査を実施し、その結果を反映して広報紙やホームページの内容充実に努めたほか、まちづくり懇談会の開催や計画策定におけるパブリックコメントによる意見の公募等を行っています。

また、住民参画のまちづくりを進めるため、各種住民団体の育成や新たな団体の創設に対する支援に取り組んでいますが、活動を担う人材不足等により、団体の創設や住民団体による活動が縮小傾向にあります。

さらに、町民に対して町政運営の透明性の確保を図るため、「情報公開条例」等に基づいた情報公開を行うとともに、請求の件数や開示の状況（公開、部分公開等）の報告を毎年行っています。

2 課題

新たに活動を始める団体や、縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するように、多様な課題やニーズの把握に努め、団体間での情報共有や協力関係の構築を図るための拠点を整備し、協働のまちづくりに対する意識を醸成する必要があります。

また、広報活動は、定期的に町民向けアンケートを実施し、情報の共有と周知を図ることや、町政運営の透明性の確保については、情報公開条例に基づく情報公開に引き続き努めることが求められています。

3 施策の目的

地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進するとともに、住民参画のまちづくりが円滑に進められるよう、広報・啓発活動を充実します。



4 主要施策

①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設けます。
②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。
③情報公開の推進	「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
町民の広報・広聴活動満足度（まちづくりアンケートによる）	%	55.9	60	70
べつかい協働のまちづくり補助金交付団体（期間累計）	件	54	25	50

6 主要な事業

協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。
-------------	--



2 コミュニティ活動の促進

1 現状

近年、単身高齢者の増加や、経済情勢の変化、雇用の流動化といったさまざまな問題を理由とするひきこもり、生活困窮者が増加しています。こうした中で、地域における課題を把握、解決するためにも、地域コミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。

本町では、地域コミュニティの活性化に向けて、町内会活動や、自治会の記念誌作成に対する助成など、地域コミュニティの活動を支援しています。

町が管理する地域コミュニティ施設については、老朽化対策を進めており、2009年度（平成21年度）に実施した「地域会館改修等優先度調査」の結果に基づいて、緊急性や老朽度合を勘案しながら、外壁の張り替え及び屋根塗装等を実施しています。外部改修は31館中26館まで完了し、耐震改修が必要と判断された5館の改修は、2014年度（平成26年度）までに完了しています。また、トイレ改修については対象の17館中8館において洋式化及び簡易水洗化が完了しています。

町内会等が管理する会館や備品については、老朽化の状況等を町内会等と連携して調査し、整備を支援することにより、町内会等の活動の推進を図っています。

コミュニティ施設の地域における自主管理を促進し、町の直営地域会館4館については各連合町内会及び民間に管理業務委託しており、他27館及び西春別運動広場については各町内会の指定管理としています。

2 課題

町内会活動に利用される会館や備品については、今後多くの地区で老朽化が進み、整備を要すると見込まれるため、引き続き町有施設の改修や更新、また、町内会等が管理する会館等への支援を行う必要があります。

さらに、地域の課題を自ら把握し解決することができる地域づくりを進めるためにも、コミュニティ活動の活性化に有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、行政やコミュニティ間におけるネットワークづくりを進める必要があります。

また、コミュニティ施設の老朽化対策については、未実施の会館を対象として引き続き改修を実施するほか、人口減少が進む中で利用頻度等を考慮し、廃止も視野に入れた整備計画の検討が求められています。

3 施策の目的

コミュニティ活動の環境づくりを支援することにより、町内会等における活動を推進します。

また、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進します。



4 主要施策

①コミュニティ活動の活性化支援	自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など、さまざまなコミュニティ活動に対する費用の補助による支援及びネットワークづくりを推進します。
②コミュニティ活動の環境づくりを支援	町内会の会館や、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、コミュニティ活動を行うための環境づくりを支援します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
地域活動やボランティア活動への参加意向（まちづくりアンケートによる）	%	47.5	49	50

6 主要な事業

コミュニティ活動に対する支援	自治会等運営交付金によりコミュニティの運営を支援します。
----------------	------------------------------





3 人権の尊重

1 現状

人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています。

近年、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、いじめや虐待といった子どもの人権問題、障がいのある方や高齢者の人権問題が関心を集めています。また、急激な社会の変化に伴い、雇用環境や家族形態の多様化が進んでいる中で、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。このことから国や地方公共団体等が連携を図り、人々が人権について正しい認識を持ち、人権侵害のない社会が実現されるよう、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

本町では、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりの一環として、人権擁護委員による人権教室や人権相談を開催するほか、その内容を広報等で周知し、町民啓発を行っています。配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力によるDV被害に対しては、迅速な対応を図るため、警察等の関係機関とのネットワークづくりを進めています。

また、男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくりの一環として「女性のためのなんでも相談所」の場の提供や広報による町民周知を行っているほか、男女が性別に関わらず、仕事と家庭生活、地域生活とが両立でき、いきいきと働くことができる環境を整備するために、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発に取り組んでいます。

さらに、高齢者や認知症の方などの権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、成年後見実施機関である別海町社会福祉協議会を委託先として、成年後見事業の取組を進めています。

2 課題

人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。

そのために、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根付かせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。また、男女共同参画社会の形成に向けて、意識改革に取り組む必要があるほか、女性の登用を推進することも重要であることから、本町の課題を把握し、地域特性を勘案した取組を検討する必要があります。

権利擁護事業の一つである成年後見事業は、別海町社会福祉協議会と連携を図りながら、更なる制度の周知と後見事業を支える市民後見人の養成を進める必要があります。

3 施策の目的

多様化、複雑化する人権問題の解消に向け、人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。



4 主要施策

①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。
②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。
③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を行います。
④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる高齢者や認知症の方などの権利を守る取組を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
人権啓発事業回数	回	0	2	2
人権相談事業開設回数	回	2	2	2
人権教育啓発事業実施校数	校	3	3	3
市民後見人の登録者数（期間累計）	人	8	20	30

6 主要な事業

地域人権啓発活動活性化事業	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい知識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行います。
男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動やさまざまな場を通じた意識改革の推進、男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。
成年後見事業	制度周知による成年後見制度の活用推進と、市民後見人養成講座等の開催により、市民後見人の増員を進めます。



4 北方領土対策の推進

1 現状

北方領土返還要求運動は70年以上にわたって続いていますが、未だ解決していない状況にあり、その間にもロシア政府による実効支配が進められています。

北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元居住者は2017年（平成29年）3月現在、約6千人となっており、平均年齢は82.2歳となっています。

北方領土隣接地域においては、国際的な漁業規制の強化やロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止により、地域経済は厳しい状況に置かれていることから、北海道が策定している「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進しています。2018年（平成30年）7月には、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部が改正され、北方領土隣接地域の経済発展に役立つ活動を「特定共同経済活動」と定義されたことにより、北方領土隣接地域の振興及び北方領土問題の解決につながる事が期待されています。

本町では、町民や観光客に対して北方領土問題への啓発と意識の喚起を図るため、庁舎内及び別海北方展望塔に署名コーナーを設置し、返還に向けた署名活動を実施しているほか、町独自で作成したホームページの更新や北方領土に隣接している市町への修学旅行誘致等に取り組んでいます。

また、北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成を図るため、学習会として「ふれあいトーク 宅配講座」等を開催しているほか、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援しています。

2 課題

北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動を継続して推進し、多くの町民に問題を知ってもらう必要があります。

また、経済活動が制限されている北方領土隣接地域の特殊な事情を踏まえ、諸問題の解決の促進を図るため、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき各種事業に取り組む必要があります。

3 施策の目的

北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促します。



4 主要施策

①北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。
②北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・「ふれあいトーク宅配講座」を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援します。
③北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
北方領土返還要求署名数	人	3,939	4,000	4,100
北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	5	7
別海北方展望塔入館者数	人	80,247	81,000	82,000

6 主要な事業

北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。
北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・「ふれあいトーク宅配講座」を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくれます。
北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。



5 時代に対応した自治体経営の推進

1 現状

これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めることが求められています。同時に、住民ニーズが多様化・複雑化し、より行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっています。そこで、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かうという考えのもと、住民との協働によって持続可能な地域社会を形成することが必要となっています。

本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、「第3次定員適正化計画」に基づく職員数の削減のほか、2016年（平成28年）には「人事評価制度」を導入するなど行財政改革を推進してきました。

また、限られた財源を活用するために経費や事業の見直し、メリハリのある予算編成に取り組むほか、税外収入滞納整理等検討会議を定期的開催し、町税や使用料等の収納率向上に努めながら、国・北海道等の各種補助制度の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めています。さらに、財政の透明性を促進するために、財務諸表の公表にも取り組んでいます。

多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員の研修参加や自己啓発を通して能力向上を促進しているほか、広域行政による圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めています。

2 課題

持続可能な地域社会をつくるためには、効率的な行財政運営や限られた財源と人材の下で多種・多様化する住民ニーズに的確に応えることが求められています。これを実現するためにも、今後より一層の行財政改革を進める必要があります。行政運営に必要な職員数を維持するため、「第4次定員適正化計画」により職員数の適正化に取り組んでいますが、保育士、看護師等の資格職についてはさまざまな制度改革等により、計画数以上の増員となる見込みであるため、今後も組織全体としての適正な職員数の把握及び維持に努める必要があります。

また、今後は老朽化した公共・公用施設の建て替え等の大型事業が予定されていることから、健全な財政運営を行うためにも、自主財源の確保に加え国・北海道等の各種補助制度等の有効活用を図る必要があります。併せて、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表することも重要となっています。

さらに、多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員自身の企画力、自主性及び多面的能力を向上させる研修制度の導入や、効率的な行財政運営を図るため、広域行政の可能性について検討することも求められています。

3 施策の目的

持続可能な自治体経営の推進に向け、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を行います。



4 主要施策

①行財政改革の推進	多種・多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を行います。また、各種施策や事業の継続的な評価・検証・見直しを行う仕組みを確立し、行財政改革を推進します。
②健全な財政基盤の確保	自主財源の確保、国・北海道等の各種補助制度の活用、町税等の収納率の向上を図り、健全な財政運営を推進します。また、限られた財源を効果的に活用するため、経費や、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直します。
③効果的・効率的な財政運営の推進	財政状況の分析・公表を行うとともに、重要度や緊急度を勘案した事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表するほか、町立別海病院事業、水道事業の地方公営企業の経営健全化を進めます。
④職員の意識改革の推進	研修や自己啓発の促進による職員の資質向上と意識改革を図るほか、人事評価制度による目標管理を実施します。
⑤広域行政の推進	周辺自治体との連携による行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、更なる効率的な行政運営を図るため、広域行政の可能性について検討します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
経常収支比率	%	92.7	93.0	89.0
実質公債費比率	%	11.4	13.0	12.0
将来負担比率	%	54.3	70.0	60.0

6 主要な事業

健全な財政運営の推進	健全な財政運営を推進します。
------------	----------------

資料編



用語解説



英数字

◆2次交通

旅行時において使用する2種類目の交通機関のことです。

◆4R

ごみを減らすための具体的な方針です。不要なものの受け取りを断る“Refuse（リフューズ）”、ごみを減らす“Reduce（リデュース）”、形を変えずにもう一度利用する“Reuse（リユース）”、資源を再利用する“Recycle（リサイクル）”の頭文字からなります。

◆ALT

Assistant Language Teacher の略で、小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国語指導助手のことです。

◆HACCP

原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システムです。

◆ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及しましたが、国際的にはICTが広く使われています。

◆IoT

Internet of Things の略で、さまざまな物をインターネットでつなぎ、その物と情報をやり取りしたり、制御したりするなどの仕組みです。

◆ISO

国際標準化機構（International Organization For Standardization）のことです。電気・電子及び電気通信以外のあらゆる分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関で、各国の代表的標準化機関から構成されています。

◆NIE

Newspaper In Education 「教育に新聞を」の略であり、新聞を学校で教材等として活用することで、社会への関心を高め、情報を読解く力、考える力等の育成につなげることが目的である活動のことです。

◆SNS

（ソーシャルネットワーキングサービス）

Social Networking Service の略で、フェイスブックやツイッターを代表とする人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのことです。

◆TMRセンター

サイレージ・とうもろこしなどの飼料、ミネラル等を混ぜ合わせるにより、牛に必要な栄養素を全て含んだ完全飼料を農家に供給する、牛の給食センターのような役割を果たす仕組みです。（TMR＝Total Mixed Ration）

ア行

◆アウトリーチ

公的機関や奉仕団体、福祉サービスの実施機関が、助けが必要であるにも関わらず、自ら申し出ない人たちに対して手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことです。



◆アクティブ・ラーニング

受け身ではなく、能動的に参加する学習法の総称で、次期学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が取り入れられます。

◆アセットマネジメント

資産管理手法の一つで、水道分野では中長期的な視点に立ち、水道資産の持続に必要な費用投資額や、その効果を検討する活動のことです。

◆インバウンド

外国人が日本に旅行で訪れることです。

◆衛生管理型漁港

水産物の安全な品質管理のため、屋根付き岸壁、荷捌き所などが清潔に保たれるよう整備された漁港です。

◆オープンデータ

国や自治体、民間が持つデータをインターネットなどによって、誰でも自由に二次利用ができるデータとして公開するものです。

力 行

◆機能保全計画

施設の機能保全に係る効率的な維持管理、長寿命化を図ることを目的とした計画です。

◆共生型地域福祉拠点

高齢者や障がい者（児）、児童などが、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う地域コミュニティ活動の拠点となる場所です。

◆合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示しています。

◆コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を取り入れた学校であり、学校、保護者、地域住民が話し合いをし、意見を学校運営に反映させ、協働しながら子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づく仕組みのことです。

◆コントラクター

農作業機械と労働力を有して農家から農作業を請け負う組織のことです。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがあります。

サ 行

◆最適整備構想

施設の劣化状況を考慮し、機能保全に必要な対策方法及び今後の更新計画を取りまとめたものです。

◆産業連関表

産業ごとの生産・販売等の取引を一覧表で示した資料です。

◆自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を指します。

◆純移動率

各年齢階級別の人口における転入出者の割合を示しています。

◆ストックマネジメント

長期的な視点で施設の劣化状況を考慮し、点検・調査及び修繕・改築を行うことです。



タ行

◆ディスカバー農山漁村（むら）の宝

「強い農林水産業」、「美しく活力のある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信するものです。

ナ行

◆農泊

農山漁村滞在型旅行のことです。農村・山村・漁村における伝統的な暮らしの体験や、地域の人との交流を楽しむことができます。

ハ行

◆ピアカウンセラー

同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人のことです。

◆ビッグデータ

インターネットなどを通じて収集される多種多様で大量のデータ群のことです。

◆別海町水道事業ビジョン

別海町水道事業の課題等を把握し、安心できる水の安定供給や次世代に継承するにふさわしい水道を構築するための計画です。

マ行

◆メディアコントロール

TV・ゲーム・パソコン・スマートフォンなどの電子メディアに接触・利用する時間を決め、コントロールすることで、メディアとの関わり方を改めて見直すことです。

ヤ行

◆ユニバーサルデザイン

障がいのあるなしにかかわらず、全ての人のために使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことです。

ラ行

◆ライフサイクルコスト

製品や構造物などの取得から売却又は解体までに発生する全ての費用のことです。

◆酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のことです。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にありますが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できます。

◆レファレンス

必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内する図書館の重要なサービスの一つです。



諮問・答申



平成31年 1月23日

別海町総合計画策定審議会

会長 橋 本 淳 一 様

別海町長 曾 根 興 三

第7次別海町総合計画案について（諮問）

別海町における総合的かつ計画的な行政の推進を図るため、第7次別海町総合計画案について、貴審議会の意見を求めます。

記

- ・ 基本構想 ————— 別海町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた基本目標や施策体系等を示したもの。
- ・ 基本計画 ————— 基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、その実現に向けて必要となる主要な施策や具体的な数値による成果指標等を示したもので、成果指標により計画の評価を行うとともに、町民への説明責任を果たすもの。



平成31年 2月6日

別海町長 曾根 興三 様

別海町総合計画策定審議会
会長 橋本 淳一

第7次別海町総合計画について（答申）

平成31年1月23日付で本審議会に諮問のありました第7次別海町総合計画につきまして、総務部会、福祉医療部会、産業部会、建設部会、教育部会の5部会を設け、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

答 申

今回諮問された第7次別海町総合計画は、基本構想に掲げる町の将来像である「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち」の実現に向けて、今後10年間に取り組んでいく方針や施策が示されていますが、本町を取り巻く社会情勢や財政状況などを十分に踏まえ、優先度を見極めた事業実施が大切になってきます。

その為にも、具体的な取組を町民に分かりやすく提示し、多くの町民の参画・協働のもと本計画を推進していただくよう十分配慮され、その実現に向けて努められるよう要望します。



策定の経過



日 程	内 容
平成29年9月5日	第7次総合計画に係る庁舎内検討体制の設置 ・策定会議（部長職）、策定委員会（課長職）、 策定提言チーム（主査等）
平成29年10月5日	第7次別海町総合計画策定業務委託契約締結
平成29年12月13日～ 12月28日	まちづくりアンケート調査の実施 ・12月1日時点で18歳以上の町民 ・無作為抽出2,000人を対象 ・回収数757件 回収率 37.8%
	団体まちづくりアンケート調査の実施（93団体）
平成29年12月13日	第6次総合計画達成状況調査
平成30年2月1日	第7次総合計画策定町民検討委員の公募
平成30年4月1日	第7次総合計画策定町民検討委員の委嘱（16名）
平成30年4月10日	まちづくりアンケート調査結果報告書の公表
平成30年4月16日	第1回町民検討委員会の開催（13名出席）
平成30年4月24日	庁内各課等から策定提言チーム（主査等）の選出（43名）
平成30年4月26日	第6次総合計画点検・評価報告書の公表
平成30年5月14日	団体まちづくりアンケート調査結果報告書の公表
平成30年5月24日	第1回策定提言チーム会議（35名出席）
平成30年5月29日	第2回町民検討委員会の開催（11名出席）
平成30年5月30・31日 6月5・6日	まちづくり地区懇談会、各種団体懇談会の開催 ・8地区102名出席 34団体（産業、福祉、教育団体等）
平成30年6月14日	第2回策定提言チーム会議（25名出席）
平成30年6月25日	第3回町民検討委員会の開催（13名出席）
平成30年7月13日	第3回策定提言チーム会議（26名出席）
平成30年7月18日	第4回町民検討委員会の開催（10名出席）
平成30年8月3日	平成30年第7回総務文教常任委員会 ・第7次総合計画について概要説明
平成30年8月8日	第5回町民検討委員会の開催（10名出席）
平成30年8月9日	第1回総合計画策定委員会の開催（32名出席） ・第7次総合計画（たたき台）の検討
平成30年8月14日	策定委員会第1回建設部会の開催
平成30年8月21日	策定委員会第1回総務部会の開催
平成30年8月23日	策定委員会第1回福祉医療部会の開催
平成30年8月23日	第4回策定提言チーム会議（24名出席）
平成30年8月24日	策定委員会第1回教育部会の開催
平成30年8月24日	策定委員会第1回産業部会の開催



日 程	内 容
平成30年8月27日	策定委員会第2回建設部会の開催
平成30年8月27日	策定委員会第2回福祉医療部会の開催
平成30年8月30日	平成30年第8回総務文教常任委員会 ・第7次総合計画について状況報告
平成30年9月3日	まちづくり地域懇談会及び各種団体懇談会提言等報告書の公表
平成30年9月5日	第7次総合計画策定町民検討委員会から町長へ提言
平成30年9月5日	第7次総合計画策定提言チームから策定委員会へ提言
平成30年9月7日	平成30年第6回議会全員協議会 ・第7次総合計画について概要報告
平成30年9月13日	策定委員会第2回教育部会の開催
平成30年9月13日	策定委員会第3回福祉医療部会の開催
平成30年9月18日	策定委員会第3回建設部会の開催
平成30年9月20日	策定委員会第2回総務部会の開催
平成30年9月18日	策定委員会第4回建設部会の開催
平成30年9月25日	策定委員会第2回産業部会の開催
平成30年10月2日	第7次総合計画策定町民検討委員会提言等報告書の公表
平成30年10月3日	第1回別海町総合計画策定審議会（委嘱）
平成30年10月10日	第2回総合計画策定委員会 ・第7次総合計画（たたき台）の作成
平成30年10月15日	第1回総合計画策定会議 ・第7次総合計画（原案）の検討
平成30年11月1日	第2回総合計画策定会議 ・第7次総合計画（原案）の作成
平成30年11月5日	平成30年第11回総務文教常任委員会 ・第7次総合計画策定状況の報告
平成30年11月8日	平成30年第7回議会全員協議会 ・第7次総合計画（原案）について概要報告
平成30年11月9日～ 12月10日	パブリックコメントの実施 ・第7次総合計画（原案）
平成30年12月6日	議会全員協議会から意見書提出
平成30年12月26日	第3回総合計画策定会議 ・パブリックコメント等について内容検討
平成31年1月15日	パブリックコメントに対する町の考え方公表
平成31年1月23日	第2回別海町総合計画策定審議会（諮問）
平成31年2月6日	第3回別海町総合計画策定審議会（答申）
平成31年2月14日	第4回総合計画策定会議 ・策定審議会答申について内容検討
平成31年2月15日	第7次総合計画の策定完了



策定組織の構成



別海町総合計画策定会議

総合計画策定の最終意思決定機関として位置づける。

・主な役割 ⇒ 策定委員会の作成する案をもとに原案の決定

主 宰	メンバー
副町長	教育長、総務部長、総務部次長、福祉部長、産業振興部長、産業振興部次長、建設水道部長、建設水道部次長、教育部長、教育委員会次長、別海病院事務長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、消防署長 (17名)

別海町総合計画策定委員会

総合計画策定案を検討し、原案を提案する実務的な策定組織として位置付ける。

・主な役割 ⇒ 事務局から提案された総合計画（たたき台）を部会の設置により分野別に検討し、策定会議へ原案の提案を行う。

部会名	委 員	オブザーバー
総務部会	総務課長、財政課長、税務課長、防災交通課長、西春別支所長、尾岱沼支所長、消防署管理課長、消防署予防課長、消防署警防課長、西春別支署長、出納室長 (11名)	総務部長
福祉医療部会	福祉課長、介護支援課長、町民課長、保健課長、母子健康センター長、老人保健施設事務長、別海病院事務課長 (7名)	福祉部長 別海病院事務長
産業部会	農政課長、水産みどり課長、商工観光課長、町民課長 (4名)	産業振興部長 農業委員会事務局長
建設部会	管理課長、建築住宅課長、事業課長、上下水道課長、財政課長 (5名)	建設水道部長
教育部会	学務課長、生涯学習課長、中央公民館長、西公民館長、東公民館長、図書館長 (6名)	教育部長



別海町総合計画策定提言チーム

総合計画の推進すべき施策等の案を作成するため、まちづくりに関する構想等の提言を行う。

・ 主な役割 ⇒ 総合計画策定の案を作成するための提言を行う。

座 長	メンバー
構成員の互選	各課から選出された主幹、主査又は主任で構成 (43名)

町民検討委員会

住民参画のまちづくりを実践するため、総合計画策定について案の検討の段階から町民の意見を伺うため設置する。

(総合計画の策定案の検討)

座 長	メンバー
構成員の互選	公募した者及び団体推薦者から町長の委嘱を受けた町民で構成 (16名)

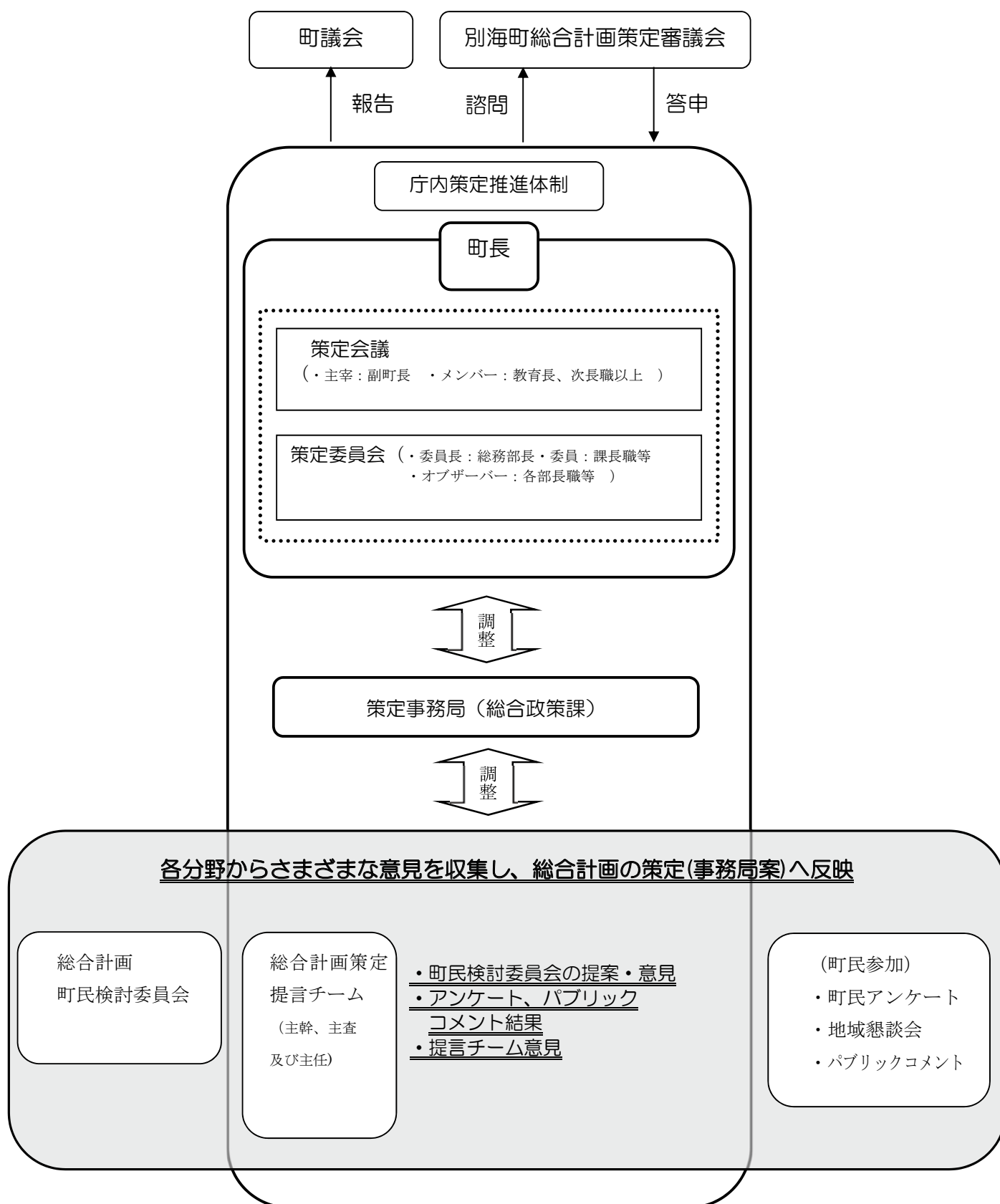
策定事務局

調査・策定全般の企画・庶務・スケジュール調整及び進行管理など、全体的な連絡の窓口となり、各種情報の収集やたたき台の整備を進める組織として位置づける。

事務局長：総合政策課長

事務局員：総合政策課企画振興担当 4名

策定体制（イメージ図）





第7次別海町総合計画策定審議会委員名簿



(敬称略)

会長：橋 本 淳 一

職務代理者：菅 野 晴 康

総務部会

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	山 口 長 伸	別海連合町内会 会長
副委員長	川 村 晴 彦	別海町交通安全協会 会長
委 員	鈴 木 實	西春別駅前連合町内会 会長
//	臼 田 誠 治	尾岱沼連合町内会 会長
//	菅 野 晴 康	別海町防犯協会 会長
//	丹 羽 謙 司	別海消防団 団長

福祉医療部会

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	加 勢 正 司	別海町民生委員児童委員協議会 会長
副委員長	戸 田 信 広	NPO法人 スワンの家 理事長
委 員	小 椋 ともよ	別海町社会福祉協議会 監事
//	佐 藤 富士雄	別海町子ども会育成連絡協議会 会長
//	横 堀 昭 康	別海町消費者協会 会長

産業部会

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	小 野 榮 一	別海町農業委員会 会長
副委員長	山 本 國 男	別海町漁業協同組合連絡協議会 会長
委 員	橋 本 淳 一	別海町商工会 会長
//	原 井 松 純	別海町内農協連絡協議会 会長
//	戸 田 邑 江	別海町観光協会 会長
//	池 田 實	別海町森林組合 代表理事組合長



建設部会

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	高 玉 政 行	別海町建設業協会 会長
副委員長	山 口 寿	北海道中小企業家同友会くしろ支部 別海地区会 相談役
委 員	鈴 木 麗 子	別海町商工会女性部 部長
//	林 義 勝	別海町技能士会 会長
//	石 田 正 寛	別海町商工会青年部 部長

教育部会

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	藤 井 薫	別海町内小中学校校長会 会長
副委員長	吉 田 和 行	総合計画町民検討委員会 委員長
委 員	松 原 翔一郎	別海町青年団体協議会 会長
//	大 塚 保 男	別海町教育委員会 教育長職務代理者
//	島 崎 裕	別海町文化連盟 会長
//	根 本 幸 三	別海町体育協会 会長

人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと ベツかい～



第7次別海町総合計画



北海道 別海町

発行年月：平成31年（2019）3月 初版
令和 2年（2020）3月 改訂版

住所：〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

電話：0153-75-2111

ホームページ：https://betsukai.jp/